

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (20/29)</p> <p>7. 個別業務に関する計画の策定および個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 組織は、4.2.1(4)の表の4.2.3項および4.2.1(3)の表の7.1項に係る文書に基づき、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する(4.1(2) e.を考慮して計画を策定することを含む。)とともに、そのプロセスを立案する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性(業務計画を変更する場合の整合性を含む。)を確保する。</p> <p>(3) 組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定または変更(プロセスおよび組織の変更(業務的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の機能的な変更を含む。)を含む。)を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 個別業務計画の策定または変更の目的および当該計画の策定または変更により起こり得る結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。)</p> <p>b. 機器等または個別業務に係る品質目標および個別業務等要求事項</p> <p>c. 機器等または個別業務に係るプロセス、品質マネジメント文書および資源</p> <p>d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認および監視測定ならびにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)</p> <p>e. 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを要するに必要となる記録</p> <p>(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。</p> <p>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p>(1) 組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>a. 組織の外部の者が明示していないものの、機器等または個別業務に必要な要求事項</p> <p>b. 関係法令</p> <p>c. a.、b.に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</p> <p>(2) 組織は、個別業務等要求事項を確実に業務の計画に反映させるため、電源事業本部長(原子力管理)を主とする「原子力部門戦略会議」において原子力の重要課題を統括し、業務運営の改善を図る計画を検討する。計画の策定にあたっては、規制動向および現状の保安活動における課題・問題点を把握し、その適切な対応について検討を行う。また、「原子力部門戦略会議」の運営方法を「原子力部門戦略会議運営手順書」に定める。</p> <p>なお、電源事業本部長(原子力管理)は、「原子力部門戦略会議」の活動状況を電源事業本部長に報告する。電源事業本部長は、課題の重要性に応じ、社長へ報告し、社長からの指示を計画の検討に反映させるよう電源事業本部長(原子力管理)へ指示する。</p> <p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>(2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合は、その相違点が説明されていること。</p> <p>c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (20/28)</p> <p>8. 評価および改善</p> <p>8.1 監視測定、分析、評価および改善</p> <p>(1) 組織は、監視測定、分析、評価および改善に係るプロセス(取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)を計画し、実施する。</p> <p>(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする(要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。)</p> <p>8.2 監視および測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の意見の把握および当該意見の反映に係る方法を表3-1に記載の「原子力QMS 原子力安全達成状況に係る外部の評価情報監視要領」に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。</p> <p>a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>b. 実効性のある実施および実効性の維持</p> <p>(2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法および責任を定める。</p> <p>(3) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下、本編において「領域」という。)の状態および重要性ならびに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、および実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</p> <p>(4) 組織は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定および内部監査の実施においては、客観性および公平性を確保する。</p> <p>(5) 組織は、内部監査員または管理者に自らの個別業務または管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) 組織は、内部監査実施計画の策定および実施ならびに内部監査結果の報告ならびに記録の作成および管理について、その責任および権限(必要に応じ、内部監査員または内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)ならびに内部監査に係る要求事項を表3-1に記載の「原子力QMS</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (20/29)</p> <p>7.6 監視測定のための設備の管理</p> <p>(1) 組織は、機器等または個別業務の個別業務等要求事項への適合性の検証に必要な監視測定および当該監視測定のための設備を明確に定める。</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</p> <p>(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. あらかじめ定められた間隔で、または使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合においては、校正または検証の根拠について記録する(4.2.4参照)方法)により校正または検証がなされている。</p> <p>b. 校正の状態が明確になるよう、識別されている。</p> <p>c. 所要の調整がなされている。</p> <p>d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されている。</p> <p>e. 取扱い、維持および保管の間、損傷および劣化から保護されている。</p> <p>(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。(4.2.4参照)</p> <p>(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備および(4)の不適合により影響を受けた機器等または個別業務について、適切な措置を講じる。</p> <p>(6) 組織は、監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録を作成し、これを管理する。(4.2.4参照)</p> <p>(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初期の使用にあたり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおり当該監視測定に適用されていることを確認する。</p>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (21/29)</p> <p>(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>7. 2. 3 組織の外部の者との情報の伝達等</p> <p>(1) 組織は、組織の外部の者からの情報の収集および組織の外部の者への情報の伝達のために、次の事項を含む、実効性のある方法を4. 2. 1 (3)の表の7. 2. 3項に係る文書で明確に定め、これを実施する。</p> <p>a. 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</p> <p>b. 季節せぬ事項における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</p> <p>c. 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</p> <p>d. 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</p> <p>(2) 組織は、保安活動に関する制度変更に対し、「原子力安全情報検討会」において、発電所を意図した組織としての適切な全体計画を作成するとともに、発電所が十分に実行可能で合理的な手順を確立する。また、「原子力安全情報検討会」の活動状況は、定期的に「原子力部門戦略会議」に報告する。なお、「原子力安全情報検討会」の運営方法を「原子力安全情報処理手順書」に定める。</p> <p>7. 3 設計開発</p> <p>組織は、4. 2. 1 (3)の表の7. 3項に係る文書を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>7. 3. 1 設計開発計画</p> <p>(1) 組織は、設計開発（専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定する（不適切および予期せぬ事象の発生を未然に防止するための活動（4. 1 (2) e. の事項を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）とともに、設計開発を管理する。</p> <p>この設計開発には、設備、施設、ソフトウェアおよび手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新機制定の場合に加え、重要な変更がある場合も行う。</p> <p>(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 設計開発の性質、期間および複雑さの程度</p> <p>b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証および妥当性確認の方法ならびに管理体制</p> <p>c. 設計開発に係る部門および要員の責任および権限</p> <p>d. 設計開発に必要な組織の内部および外部の資源</p> <p>(3) 組織は、実効性のある情報の伝達ならびに責任および権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の遂行に応じて適切に変更する。</p> <p>7. 3. 2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a. 機能および性能に係る要求事項</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (21/28)</p> <p>内部監査要領」に定める。</p> <p>(7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置および是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視測定</p> <p>(1) 組織は、プロセスの監視測定（対象には、機器等および保安活動に係る不適合についての弱点のある分野および強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。</p> <p>監視測定の方法には次の事項を含む。</p> <p>a. 監視測定の実施時期</p> <p>b. 監視測定の結果の分析および評価の方法ならびに時期</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定の実施にあたり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5. 4.2(1)および7. 1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 組織は、5. 4.2(1)および7. 1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合または当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等または自主検査等を実施する。ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験およびこれらに付随するものをいう。</p> <p>(2) 組織は、使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等または自主検査等を支援</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (21/29)</p> <p>8 評価および改善</p> <p>8.1 監視測定、分析、評価および改善</p> <p>(1) 組織は、監視測定、分析、評価および改善のプロセス（取り組むべき改善に関係する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を計画し、実施する。</p> <p>(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。</p> <p>8.2 監視および評価</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>組織は「原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル」、「泊発電所品質マネジメントシステム計画管理要領」および「原子力監査マニュアル」を定め、これに従い次の事項を実施する。</p> <p>(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の意見の把握および当該意見の反映に係る方法を定める。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門により内部監査を実施する。</p> <p>a. 本品質マネジメントシステム計画に基づき品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>b. 有効性のある実施および実効性の維持</p> <p>(2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法および責任を定める。</p> <p>(3) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下、「領域」という。）の状況および重要性ならびに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下、「内部監査実施計画」という。）を策定し、および実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</p> <p>(4) 組織は、内部監査を行う要員（以下、「内部監査員」という。）の選定および内部監査の実施においては、客観性および公平性を確保する。</p> <p>(5) 組織は、内部監査員または管理者に自らの個別業務または管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) 組織は、内部監査実施計画の策定および実施ならびに内部監査結果の報告ならびに記録の作成および管理（4. 2. 4参照）について、その責任および権限（必要に応じ、内部監査員または内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）ならびに内部監査に係る要求事項を「原子力監査マ</p>	<p style="text-align: center;">(島根、女川) 記載表現の相違</p>

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (22/29)</p> <p>b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>d. 関係法令</p> <p>e. その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができるとして管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</p> <p>b. 誤差、機器等の使用および個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>c. 各資料定基準を含むものであること。</p> <p>d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>7. 3. 4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>a. 設計開発の結果が個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者および当該設計開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7. 3. 5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する（設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の検証を行うことを含む。）</p> <p>(2) 組織は、設計開発の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</p> <p>7. 3. 6 設計開発の妥当性検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性検証（以下「設計開発妥当性検証」という。）を実施する（機器等の設置後でなければ妥当性検証を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性検証を行うことを含む。）</p> <p>(2) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性検証を完了する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発妥当性検証の結果の記録および当該設計開発妥当性検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (22/28)</p> <p>なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認する場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすること（使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第5条に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。）その他の方法により、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）をいう。）を確保する。</p> <p>(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすること（自主検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第5条に規定する職務の内容に照らして、必要に応じて別の部門に所属していることをいう。）その他の方法により、自主検査等の独立性および信頼性が損なわれないこと（自主検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）をいう。）を確保する。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、または個別業務が実施されることがないよう、当該機器等または個別業務を特定し、これを管理する（不適合が確認された機器等または個別業務を識別され、不適合がすべて管理されていることをいう。）</p> <p>(2) 組織は、不適合の処理に係る管理（不適合に関連する管理者に報告することを含む。）ならびにそれに関連する責任および権限を表3-1に記載の「原子力QMS 改善措置活動要領」に定める。</p> <p>(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</p> <p>b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用または個別業務の実施についての承認を行うこと（以下、本編において「特別採用」という。）。</p> <p>c. 機器等の使用または個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</p> </div> <p style="text-align: right;">⑦-14 ⑧-10</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (22/29)</p> <p>マニュアル」に定める。</p> <p>(7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置および是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。（8.5.2参照）</p> <p>8.2.3 プロセスの監視測定</p> <p>(1) 組織は、プロセスの監視測定（対象には、機器等および保安活動に係る不適合についての測定のある分野および強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行う。</p> <p>監視測定の方法には、次の事項を含む。</p> <p>a. 監視測定の実施時期</p> <p>b. 監視測定の結果の分析および評価の方法ならびに時期</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動指標（PI; Performance Indicator）を用いる。</p> <p>(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができていることを確認する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講ずる。</p> <p>(5) 組織は、5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合または当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講ずる。</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>組織は、「原子力関係検査および試験管理マニュアル」、「泊発電所試験および検査の管理要領」および「泊発電所検査・試験要員の独立の程度に係る運用要領」を定め、これに従い次の事項を実施する。</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査または自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 組織は、使用前事業者検査または自主検査等の結果に係る記録（必要に応じて、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、これを管理する。（4.2.4参照）</p> <p>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定すること</p>	<p style="text-align: center;">(島根、女川) 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

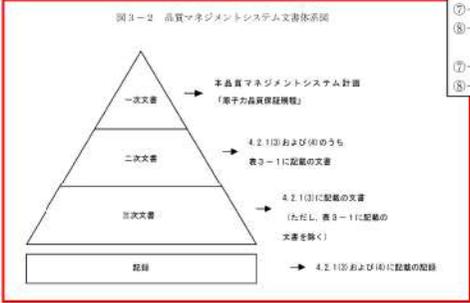
島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (23/29)</p> <p>7. 3. 7 設計開発の変更の管理  (1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。  (2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証および妥当性確認を行い、変更を承認する。  (3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の詳細（当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。  (4) 組織は、(2)の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づいた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7. 4 調達  組織は、4. 2. 1 (3)の表の7. 4項に係る文書を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>7. 4. 1 調達プロセス  (1) 組織は、調達する物品または役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。  (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者および調達物品等に適用される管理の方法（調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機密単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）および程度を定める。ここで、管理の方法および程度には、力量を有する者（組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。なお、この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法および程度を定める。  (3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を選定し、選定する。  (4) 組織は、調達物品等の供給者の評価および選定に係る判断基準を定める。  (5) 組織は、(3)の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づいた措置に係る記録を作成し、これを管理する。  (6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持または運用に必要な技術情報（原子炉施設の保安に係るものに限る。）の取得および当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p> <p>7. 4. 2 調達物品等要求事項  (1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを定める。  a. 調達物品等の供給者の業務のプロセスおよび設備に係る要求事項  b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項  c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項  d. 調達物品等の不適合の報告（偽造品または模造品等の報告を含む。）および処置に係る要求事項  e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、および維持するために必要な要求事項  f. 一般産業用工業品を機器等に使用するためにあつての評価に必要な要求事項  g. その他調達物品等に必要な要求事項</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (23/28)</p> <p>4. 機器等の使用または個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響または起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。<sup>⑦-14</sup>  (4) 組織は、不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。<sup>⑧-10</sup>  (5) 組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。  (6) 組織は、原子炉施設の保安の向上に役立つ観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p> <p>8. 4 データの分析および評価  (1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、および当該品質マネジメントシステムの実効性の改善（品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、表3-1に記載の「原子力QMS データの分析要領」において、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータおよびそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、および分析する。  (2) 組織は、(1)のデータの分析およびこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。  a. 組織の外部の者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られる知見  b. 個別業務等要求事項への適合性  c. 機器等およびプロセスの特性および傾向（是正処置を行う経緯（不適合には至らない機器等およびプロセスの特性および傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることを含む。）となるものを含む。）  d. 調達物品等の供給者の供給能力</p> <p>8. 5 改善  8. 5. 1 継続的な改善  組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善（品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。）を行うために、品質方針および品質目標の設定、マネジメントレビューおよび内部監査の結果の活用、データの分析ならびに是正処置および未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講ずる。</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (23/29)</p> <p>ができる記録を作成し、これを管理する。（4. 2. 4参照）  (4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等または自主検査等を支援なく完了するまでは、プロセスの次の段階に基きこの承認をしない。ただし、当該承認の権限をもつ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りではない。  (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性および信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。  (6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性および信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。<sup>⑦-14, ⑧-10</sup></p> <p>8. 3. 不適合の管理  (1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、または個別業務が実施されることがないよう、当該機器等または個別業務を特定し、これを管理する。  (2) 組織は、不適合の処置に係る管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）ならびにそれに関連する責任および権限を「原子力改善推進活動管理マニュアル」、「泊発電所改善推進活動管理要領」および「原子力監査マニュアル」に定める。  (3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。  a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずる。  b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用または個別業務の実施についての承認を行う（以下、「特別採用」という）。  c. 機器等の使用または個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずる。  d. 機器等の使用または個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響または起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずる。  (4) 組織は、不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。（4. 2. 4参照）  (5) 組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。  (6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、公開基準を「泊発電所トラブル対応マニュアル」に定め、その基準に従い不適合の内容をニューシアへ登</p>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (24/29)</p> <p style="text-align: right;">⑦-14 ⑦-15</p> <p>(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用              前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等              への立ち入りに関することを含む。</p> <p>(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あら              かじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求              事項への適合状況を記録した文書を提供させる。</p> <p style="text-align: right;">⑦-16</p> <p>7.4.3 調達物品等の検証              (1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証              の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとし              たときは、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法に              ついて調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p>7.5 個別業務の管理              7.5.1 個別業務の管理              組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該              当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。              (1) 原子炉施設の保安のために必要な情報（保安のために使用する機器等または実施する個              別業務の特性および当該機器等の使用または個別業務の実施により達成すべき結果を含              む。）が利用できる体制にあること。              (2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。              (3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。              (4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ当該設備を使用していること。              (5) 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。              (6) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行              っていること。</p> <p>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認              (1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセ              スの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の              事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。              (2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)              の妥当性確認によって実施する。              (3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。              (4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該              プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。              a. 当該プロセスの審査および承認のための判定基準              b. 妥当性確認に関する設備の承認および専任の力量を確認する方法              c. 妥当性確認（対象となる個別業務計画の変更時の再確認および一定期間が経過した後              に行う定期的な再確認を含む。）の方法</p> <p>7.5.3 識別管理およびトレーサビリティの確保              (1) 組織は、個別業務計画および個別業務の実施に係るすべてのプロセスにおいて、適切な              手段により、機器等および個別業務の状態を識別し、管理する。</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (24/28)</p> <p style="text-align: right;">⑦-14 ⑧-10</p> <p>8.5.2 是正処置等              (1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、              次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。              a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。              (a) 不適合その他の事象の分析（情報の収集および整理ならびに技術的、人              的および組織的側面等の考慮を含む。）および当該不適合の原因の明確化              （必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野お              よび強化すべき分野との関係を整理することを含む。）              (b) 類似の不適合その他の事象の有無または当該類似の不適合その他の事              象が発生する可能性の明確化              b. 必要な是正処置を明確にし、実施する。              c. 講じたすべての是正処置の実効性の評価を行う。              d. 必要に応じて、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置              （品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該              課題に取り組みを含む。）を変更する。              e. 必要に応じて、品質マネジメントシステムを変更する。              f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力              の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生すること              により、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを              含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実              施する。              g. 講じたすべての是正処置およびその結果の記録を作成し、これを管理す              る。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、表3-1に記載の「原子力QMS 改善              措置活動要領」に定める。</p> <p>(3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似す              る事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を              明確にした上で、適切な措置を講じる（(1)のうち、必要なものについて実施す              ることをいう。）。</p> <p>8.5.3 未然防止処置              (1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（BWR事業者協議会で              取り扱う技術情報およびニューシニア登録情報を含む。）を収集し、自らの組織で              起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自ら              の施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重              要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。              a. 起こり得る不適合およびその原因について調査する。</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (24/29)</p> <p style="text-align: right;">⑦-14, ⑧-10</p> <p>暴することにより情報の公開を行う。</p> <p>8.4 データの分析および評価              組織は、「原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル」、「泊発電所品質              マネジメントシステム計画管理要領」および「原子力監査マニュアル」を定め、こ              れにない次の事項を実施する。              (1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証す              るため、および当該品質マネジメントシステムの実効性の改善（品質マネジメ              ントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプ              ロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシ              ステムの実効性を改善することを含め、1)の必要性を評価するために、適切なデ              ータ（監視測定の結果から得られたデータおよびそれ以外の関連情報からの              データを含む。）を明確にし、収集し、および分析する。              (2) 組織は、(1)のデータの分析およびこれに基づく評価を行い、次に掲げる事              項に係る情報を得る。              a. 組織の外部の者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られる知              見（8.2.1参照）              b. 個別業務等要求事項への適合性（8.2.3および8.2.4参照）              c. 機器等およびプロセスの特性および傾向（是正処置を行う傾向となるもの              を含む。）（8.2.3および8.2.4参照）              d. 調達物品等の供給者の供給能力（7.4参照）</p> <p>8.a 改善              8.5.1 継続的な改善              組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針              および品質目標の設定、マネジメントレビューおよび内部監査の結果の活用、              データの分析ならびに是正処置および未然防止処置の評価を通じて改善が必要              な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p> <p>8.5.2 是正処置等              (1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、              次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。              a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。              (a) 不適合その他の事象の分析（情報の収集および整理、ならびに技術的、              人的および組織的側面等の考慮を含む。）および当該不適合の原因の明確              化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野              および強化すべき分野との関係を整理することを含む。）</p>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (25/29)</p> <p>(2) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用または個別業務の実施に係る履歴、適用または所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等または個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>7. 5. 4 組織の外部の者の物品              組織は、組織の外部の者の物品（JIS 09001 の「顧客または外部提供者の所有者物」をいう。）を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7. 5. 5 調達物品の管理              (1) 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管および保護を含む。）する。              (2) 組織は、調達物品の管理に係る事項について、4. 2. 1 (3) の表の7. 5. 5 項に係る文書を確立する。</p> <p>7. 6 監視測定のための設備の管理              (1) 組織は、機器等または個別業務の個別業務等要求事項への適合性の検証に必要な監視測定および当該監視測定のための設備を4. 2. 1 (3) の表の7. 1 項に係る文書において明確に定める。              (2) 組織は、(1) の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と適合性のとれた方法を、4. 2. 1 (3) の表の7. 1 項に係る文書において確立し、実施する。              (3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。              a. あらかじめ定められた期間（7. 1 (1) に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。）で、または使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合においては、校正または検証の規程について記録する方法）により校正または検証がなされていること。              b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。              c. 所要の精度がなされていること。              d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。              e. 取扱い、維持および保管の間、損傷および劣化から保護されていること。              (4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。              (5) 組織は、(4) の場合において、当該監視測定のための設備および(4) の不適合により影響を受けた機器等または個別業務について、適切な措置を講じる。              (6) 組織は、監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録を作成し、これを管理する。              (7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初期の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが検証したとおり当該監視測定に適用されていることを確認する。</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (25/28)</p> <p>b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。              c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。              d. 講じたすべての未然防止処置の実効性の評価を行う。              e. 講じたすべての未然防止処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1) に掲げる事項について、表3-1に記載の「原子力QMS 改善措置活動要領」に定める。</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (25/29)</p> <p style="text-align: center;">⑦-14、⑧-10</p> <p>(b) 類似の不適合その他の事象の有無または当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化              b. 必要な是正処置を明確にし、実施する。              c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価（有効性のレビュー）を行う。              d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組みを含む。）を変更する。              e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。              f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために分析を行う手順を確立し、実施する。              g. 講じた全ての是正処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。（4.2.4参照）</p> <p>(2) 組織は、(1) に掲げる事項について、「原子力改善措置活動管理マニュアル」、「泊発電所改善措置活動管理要領」および「原子力監査マニュアル」に定める。</p> <p>(3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。</p> <p>8.5.3 未然防止処置              (1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（PWR事業者連絡会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。）を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。              a. 起こり得る不適合およびその原因について調査する。              b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。              c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。              d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価（有効性のレビュー）を行う。              e. 講じた全ての未然防止処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。（4.2.4参照）</p> <p>(2) 組織は、(1) に掲げる事項について、「原子力トラブル情報検討マニュアル」、「泊発電所トラブル情報検討要領」および「原子力監査マニュアル」に定める。</p>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																									
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (26/29)</p> <p>8. 評価および改善</p> <p>8. 1 監視測定・分析・評価および改善</p> <p>(1) 組織は、監視測定・分析・評価および改善に係るプロセス（取り組むべき改善）に係る部門の管理者等の意見を求め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を計画し、実施する。</p> <p>(2) 組織は、委員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする（委員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。）。</p> <p>8. 2 監視および測定</p> <p>8. 2. 1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の意見を把握および当該意見の反映に係る方法を4. 2. 1(3)の表の8. 2. 1項に係る文書に定める。</p> <p>8. 2. 2 内部監査</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた期間で、客観的な評価を行う部門により内部監査を実施する。</p> <p>8. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項の、有効性のある実施および実効性の維持</p> <p>(2) 組織は、内部監査の計画基準、監査範囲、頻度、方法および責任を定める。</p> <p>(3) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、役割業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の範囲および重要性ならびに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、および実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</p> <p>(4) 組織は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定および内部監査の実施においては、客観性および公平性を確保する。</p> <p>(5) 組織は、内部監査員または管理者に自らの個別業務または管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) 組織は、内部監査実施計画の策定および実施ならびに内部監査結果の報告ならびに記録の作成および管理について、その責任および権限（必要に応じ、内部監査員または内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）ならびに内部監査に係る要求事項を、4. 2. 1(4)の表の8. 2. 2項に係る文書に定める。</p> <p>(7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置および是正処置を迅速かつ講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p> <p>8. 2. 3 プロセスの監視測定</p> <p>(1) 組織は、プロセスの監視測定（対象には、機器等および保安活動に係る不適合についての観点のある分野および強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。</p> <p>監視測定の方法には次の事項を含む。</p> <p>8. 監視測定の実施時期</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (26/28)</p> <p style="text-align: center;">図3-2 品質マネジメントシステム文書体系</p>  <p style="text-align: right;">⑦-2 ⑧-2 ⑦-3 ⑧-3</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (26/29)</p> <p style="text-align: center;">⑦-2, ⑧-2</p> <p style="text-align: center;">表3-1 社内規程一覧</p> <table border="1" data-bbox="1310 263 1792 957"> <thead> <tr> <th>文書番号</th> <th>文書名</th> <th>承認者</th> <th>管理部門</th> <th>第3条以外の規定項目(該当文書)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>E-06</td> <td>原子力総合品質保証規程</td> <td>社長</td> <td>原子力事業統括部</td> <td>第3条以外の規定項目(該当文書)</td> </tr> <tr> <td>E-06-001</td> <td>原子力品質保証計画書</td> <td>原子力安全・品質保証部長</td> <td>原子力事業統括部</td> <td>第3条以外の規定項目(該当文書)</td> </tr> <tr> <td>E-06-002</td> <td>泊発電所品質保証計画書</td> <td>所長</td> <td>泊発電所原子力安全・品質保証部長</td> <td>第3条以外の規定項目(該当文書)</td> </tr> <tr> <td>E-30-1</td> <td>原子力安全・品質保証計画書マニュアル</td> <td>社長</td> <td>原子力事業統括部</td> <td>第3条以外の規定項目(該当文書)</td> </tr> <tr> <td>E-30-2</td> <td>福島原子力安全・品質保証計画書マニュアル</td> <td>原子力事業統括部長</td> <td>原子力事業統括部</td> <td>第3条以外の規定項目(該当文書)</td> </tr> <tr> <td>E-30-3</td> <td>泊発電所品質保証計画書および品質保証計画書マニュアル</td> <td>原子力事業統括部長</td> <td>原子力事業統括部</td> <td>第3条以外の規定項目(該当文書)</td> </tr> <tr> <td>D-1-1</td> <td>原子力監査マニュアル</td> <td>原子力監査部長</td> <td>原子力監査部</td> <td>第3条以外の規定項目(該当文書)</td> </tr> <tr> <td>E-30-101</td> <td>原子力品質管理マニュアル</td> <td>原子力安全・品質保証部長</td> <td>原子力事業統括部</td> <td>第3条以外の規定項目(該当文書)</td> </tr> <tr> <td>E-30-102</td> <td>原子力品質保証計画書マニュアル</td> <td>原子力安全・品質保証部長</td> <td>原子力事業統括部</td> <td>第3条以外の規定項目(該当文書)</td> </tr> <tr> <td>E-30-103</td> <td>原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル</td> <td>原子力安全・品質保証部長</td> <td>原子力事業統括部</td> <td>第3条以外の規定項目(該当文書)</td> </tr> <tr> <td>E-30-104</td> <td>原子力品質保証計画書実施要領マニュアル</td> <td>原子力安全・品質保証部長</td> <td>原子力事業統括部</td> <td>第3条以外の規定項目(該当文書)</td> </tr> <tr> <td>E-30-105</td> <td>原子力品質保証計画書実施要領マニュアル</td> <td>原子力安全・品質保証部長</td> <td>原子力事業統括部</td> <td>第3条以外の規定項目(該当文書)</td> </tr> <tr> <td>E-30-106</td> <td>原子力品質保証計画書実施要領マニュアル</td> <td>原子力安全・品質保証部長</td> <td>原子力事業統括部</td> <td>第3条以外の規定項目(該当文書)</td> </tr> <tr> <td>E-30-107</td> <td>原子力品質保証計画書実施要領マニュアル</td> <td>原子力安全・品質保証部長</td> <td>原子力事業統括部</td> <td>第3条以外の規定項目(該当文書)</td> </tr> <tr> <td>E-30-108</td> <td>原子力品質保証計画書実施要領マニュアル</td> <td>原子力安全・品質保証部長</td> <td>原子力事業統括部</td> <td>第3条以外の規定項目(該当文書)</td> </tr> <tr> <td>E-30-109</td> <td>原子力品質保証計画書実施要領マニュアル</td> <td>原子力安全・品質保証部長</td> <td>原子力事業統括部</td> <td>第3条以外の規定項目(該当文書)</td> </tr> <tr> <td>E-30-110</td> <td>原子力品質保証計画書実施要領マニュアル</td> <td>原子力安全・品質保証部長</td> <td>原子力事業統括部</td> <td>第3条以外の規定項目(該当文書)</td> </tr> <tr> <td>E-30-111</td> <td>泊発電所品質保証計画書実施要領マニュアル</td> <td>原子力安全・品質保証部長</td> <td>原子力事業統括部</td> <td>第3条以外の規定項目(該当文書)</td> </tr> <tr> <td>E-30-112</td> <td>泊発電所品質保証計画書実施要領マニュアル</td> <td>原子力安全・品質保証部長</td> <td>原子力事業統括部</td> <td>第3条以外の規定項目(該当文書)</td> </tr> <tr> <td>E-30-113</td> <td>原子力品質保証計画書実施要領マニュアル</td> <td>原子力安全・品質保証部長</td> <td>原子力事業統括部</td> <td>第3条以外の規定項目(該当文書)</td> </tr> </tbody> </table>	文書番号	文書名	承認者	管理部門	第3条以外の規定項目(該当文書)	E-06	原子力総合品質保証規程	社長	原子力事業統括部	第3条以外の規定項目(該当文書)	E-06-001	原子力品質保証計画書	原子力安全・品質保証部長	原子力事業統括部	第3条以外の規定項目(該当文書)	E-06-002	泊発電所品質保証計画書	所長	泊発電所原子力安全・品質保証部長	第3条以外の規定項目(該当文書)	E-30-1	原子力安全・品質保証計画書マニュアル	社長	原子力事業統括部	第3条以外の規定項目(該当文書)	E-30-2	福島原子力安全・品質保証計画書マニュアル	原子力事業統括部長	原子力事業統括部	第3条以外の規定項目(該当文書)	E-30-3	泊発電所品質保証計画書および品質保証計画書マニュアル	原子力事業統括部長	原子力事業統括部	第3条以外の規定項目(該当文書)	D-1-1	原子力監査マニュアル	原子力監査部長	原子力監査部	第3条以外の規定項目(該当文書)	E-30-101	原子力品質管理マニュアル	原子力安全・品質保証部長	原子力事業統括部	第3条以外の規定項目(該当文書)	E-30-102	原子力品質保証計画書マニュアル	原子力安全・品質保証部長	原子力事業統括部	第3条以外の規定項目(該当文書)	E-30-103	原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル	原子力安全・品質保証部長	原子力事業統括部	第3条以外の規定項目(該当文書)	E-30-104	原子力品質保証計画書実施要領マニュアル	原子力安全・品質保証部長	原子力事業統括部	第3条以外の規定項目(該当文書)	E-30-105	原子力品質保証計画書実施要領マニュアル	原子力安全・品質保証部長	原子力事業統括部	第3条以外の規定項目(該当文書)	E-30-106	原子力品質保証計画書実施要領マニュアル	原子力安全・品質保証部長	原子力事業統括部	第3条以外の規定項目(該当文書)	E-30-107	原子力品質保証計画書実施要領マニュアル	原子力安全・品質保証部長	原子力事業統括部	第3条以外の規定項目(該当文書)	E-30-108	原子力品質保証計画書実施要領マニュアル	原子力安全・品質保証部長	原子力事業統括部	第3条以外の規定項目(該当文書)	E-30-109	原子力品質保証計画書実施要領マニュアル	原子力安全・品質保証部長	原子力事業統括部	第3条以外の規定項目(該当文書)	E-30-110	原子力品質保証計画書実施要領マニュアル	原子力安全・品質保証部長	原子力事業統括部	第3条以外の規定項目(該当文書)	E-30-111	泊発電所品質保証計画書実施要領マニュアル	原子力安全・品質保証部長	原子力事業統括部	第3条以外の規定項目(該当文書)	E-30-112	泊発電所品質保証計画書実施要領マニュアル	原子力安全・品質保証部長	原子力事業統括部	第3条以外の規定項目(該当文書)	E-30-113	原子力品質保証計画書実施要領マニュアル	原子力安全・品質保証部長	原子力事業統括部	第3条以外の規定項目(該当文書)	<p>(島根 女川) 文書体系の相違</p>
文書番号	文書名	承認者	管理部門	第3条以外の規定項目(該当文書)																																																																																																								
E-06	原子力総合品質保証規程	社長	原子力事業統括部	第3条以外の規定項目(該当文書)																																																																																																								
E-06-001	原子力品質保証計画書	原子力安全・品質保証部長	原子力事業統括部	第3条以外の規定項目(該当文書)																																																																																																								
E-06-002	泊発電所品質保証計画書	所長	泊発電所原子力安全・品質保証部長	第3条以外の規定項目(該当文書)																																																																																																								
E-30-1	原子力安全・品質保証計画書マニュアル	社長	原子力事業統括部	第3条以外の規定項目(該当文書)																																																																																																								
E-30-2	福島原子力安全・品質保証計画書マニュアル	原子力事業統括部長	原子力事業統括部	第3条以外の規定項目(該当文書)																																																																																																								
E-30-3	泊発電所品質保証計画書および品質保証計画書マニュアル	原子力事業統括部長	原子力事業統括部	第3条以外の規定項目(該当文書)																																																																																																								
D-1-1	原子力監査マニュアル	原子力監査部長	原子力監査部	第3条以外の規定項目(該当文書)																																																																																																								
E-30-101	原子力品質管理マニュアル	原子力安全・品質保証部長	原子力事業統括部	第3条以外の規定項目(該当文書)																																																																																																								
E-30-102	原子力品質保証計画書マニュアル	原子力安全・品質保証部長	原子力事業統括部	第3条以外の規定項目(該当文書)																																																																																																								
E-30-103	原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル	原子力安全・品質保証部長	原子力事業統括部	第3条以外の規定項目(該当文書)																																																																																																								
E-30-104	原子力品質保証計画書実施要領マニュアル	原子力安全・品質保証部長	原子力事業統括部	第3条以外の規定項目(該当文書)																																																																																																								
E-30-105	原子力品質保証計画書実施要領マニュアル	原子力安全・品質保証部長	原子力事業統括部	第3条以外の規定項目(該当文書)																																																																																																								
E-30-106	原子力品質保証計画書実施要領マニュアル	原子力安全・品質保証部長	原子力事業統括部	第3条以外の規定項目(該当文書)																																																																																																								
E-30-107	原子力品質保証計画書実施要領マニュアル	原子力安全・品質保証部長	原子力事業統括部	第3条以外の規定項目(該当文書)																																																																																																								
E-30-108	原子力品質保証計画書実施要領マニュアル	原子力安全・品質保証部長	原子力事業統括部	第3条以外の規定項目(該当文書)																																																																																																								
E-30-109	原子力品質保証計画書実施要領マニュアル	原子力安全・品質保証部長	原子力事業統括部	第3条以外の規定項目(該当文書)																																																																																																								
E-30-110	原子力品質保証計画書実施要領マニュアル	原子力安全・品質保証部長	原子力事業統括部	第3条以外の規定項目(該当文書)																																																																																																								
E-30-111	泊発電所品質保証計画書実施要領マニュアル	原子力安全・品質保証部長	原子力事業統括部	第3条以外の規定項目(該当文書)																																																																																																								
E-30-112	泊発電所品質保証計画書実施要領マニュアル	原子力安全・品質保証部長	原子力事業統括部	第3条以外の規定項目(該当文書)																																																																																																								
E-30-113	原子力品質保証計画書実施要領マニュアル	原子力安全・品質保証部長	原子力事業統括部	第3条以外の規定項目(該当文書)																																																																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉

別紙4-2 (27/29)

- b. 監視測定の結果の分析および評価の方法ならびに時期
  - (2) 結論は、(1)の監視測定の実績に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動計画を用いる。
  - (3) 結論は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができていることを確認する。
  - (4) 結論は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。
  - (5) 結論は、5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合または当該結果を得ることができずおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。
8. 2. 4 機器等の検査等
- (1) 結論は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等または自主検査等を実施する。
  - (2) 結論は、使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、これを管理する。
  - (3) 結論は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。
  - (4) 結論は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等または自主検査等を実施し完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。
  - (5) 結論は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門に属する要員とする）（使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不自然な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあること）をいう。）をいう。）を確保する。
  - (6) 結論は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門に属する要員とする）（自主検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第5条に規定する職務の内容に照らして、必要に応じて別の部門に所属していること）をいう。）その他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が確保されること（使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不自然な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあること）をいう。）をいう。）を確保する。

⑦-17, ⑧-13

- 8. 3 不適合の管理
- (1) 結論は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、または個別業務が実施されることのないよう、当該機器等または個別業務を特定し、これを管理する（不適合が確認された当該機器等または個別業務が識別され、不適合がすべて管理されていること）をいう。）
- (2) 結論は、不適合の処理に係る管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）ならびにそれに関連する責任および権限を、4.2.1(14)の表の8.3項に係る文書

女川原子力発電所2号炉 有毒ガス

別紙4-2 (27/28)

⑦-2  
⑧-2

表3-1 一次・二次文書一覧表

保安規定第3条の記載項目	一次文書名	承認者(管理範囲)	文書番号	第3条以外の関連条文
保安規定第3条の記載項目	原子力品質保証規程	社長	原品-1	—
保安規定第3条の記載項目	二次文書名	承認者(管理範囲)	文書番号	第3条以外の関連条文
4.1	原子力QMS品質に係る重要度分類規程	原子力部長(原子力部)	原4-1	—
4.1	原子力QMSプロセス管理規程	原子力品質保証室長(原子力品質保証室)	原品4-1	—
4.2.1, 4.2.4	原子力QMS品質方針管理規程	原子力品質保証室長(原子力品質保証室)	原品4-2	第121条
5.3	原子力QMS品質管理・記録管理規程	原子力品質保証室長(原子力品質保証室)	原品5-1	—
5.4.1	原子力QMS品質管理規程	原子力品質保証室長(原子力品質保証室)	原品5-2	—
5.4.1	原子力QMS書体および印刷書体	原子力品質保証室長(原子力品質保証室)	原品5-3	第4条, 第1条~第3条の5
5.4.2	原子力QMS情報管理規程	原子力品質保証室長(原子力品質保証室)	原品5-4	—
5.4.4	原子力QMSソフトウェアシミュレーション要領	原子力品質保証室長(原子力品質保証室)	原品5-5	第7条, 第7条
5.8	原子力QMSマニフェストレビュー要領	原子力品質保証室長(原子力品質保証室)	原品5-6	—
6.2	原子力QMS力量、習熟・経験および知識管理規程	原子力部長(原子力部)	原6-1	第119条, 第120条
	原子力QMS 内部監査員の力量、習熟・経験および知識管理規程	原子力検査室長(原子力検査室)	原6-1	—
7.1, 7.1.1, 7.1.2	原子力QMS業務の計画および実施要領	原子力品質保証室長(原子力品質保証室)	原品7-1	—
7.1, 7.1	原子力QMS 運転業務要領	原子力部長(原子力部)	原7-1	第15条~第19条, 第15条, 第16条, 第18条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第23条, 第24条, 第25条, 第26条, 第27条, 第28条, 第29条, 第30条, 第31条, 第32条, 第33条, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第40条, 第41条, 第42条, 第43条, 第44条, 第45条, 第46条, 第47条, 第48条, 第49条, 第50条, 第51条, 第52条, 第53条, 第54条, 第55条, 第56条, 第57条, 第58条, 第59条, 第60条, 第61条, 第62条, 第63条, 第64条, 第65条, 第66条, 第67条, 第68条, 第69条, 第70条, 第71条, 第72条, 第73条, 第74条, 第75条, 第76条, 第77条, 第78条, 第79条, 第80条, 第81条, 第82条, 第83条, 第84条, 第85条, 第86条, 第87条, 第88条, 第89条, 第90条, 第91条, 第92条, 第93条, 第94条, 第95条, 第96条, 第97条, 第98条, 第99条, 第100条, 第101条, 第102条, 第103条, 第104条, 第105条, 第106条, 第107条, 第108条, 第109条, 第110条, 第111条, 第112条, 第113条, 第114条, 第115条, 第116条, 第117条, 第118条, 第119条, 第120条, 第121条, 第122条, 第123条, 第124条, 第125条, 第126条, 第127条, 第128条, 第129条, 第130条, 第131条, 第132条, 第133条, 第134条, 第135条, 第136条, 第137条, 第138条, 第139条, 第140条, 第141条, 第142条, 第143条, 第144条, 第145条, 第146条, 第147条, 第148条, 第149条, 第150条, 第151条, 第152条, 第153条, 第154条, 第155条, 第156条, 第157条, 第158条, 第159条, 第160条, 第161条, 第162条, 第163条, 第164条, 第165条, 第166条, 第167条, 第168条, 第169条, 第170条, 第171条, 第172条, 第173条, 第174条, 第175条, 第176条, 第177条, 第178条, 第179条, 第180条, 第181条, 第182条, 第183条, 第184条, 第185条, 第186条, 第187条, 第188条, 第189条, 第190条, 第191条, 第192条, 第193条, 第194条, 第195条, 第196条, 第197条, 第198条, 第199条, 第200条, 第201条, 第202条, 第203条, 第204条, 第205条, 第206条, 第207条, 第208条, 第209条, 第210条, 第211条, 第212条, 第213条, 第214条, 第215条, 第216条, 第217条, 第218条, 第219条, 第220条, 第221条, 第222条, 第223条, 第224条, 第225条, 第226条, 第227条, 第228条, 第229条, 第230条, 第231条, 第232条, 第233条, 第234条, 第235条, 第236条, 第237条, 第238条, 第239条, 第240条, 第241条, 第242条, 第243条, 第244条, 第245条, 第246条, 第247条, 第248条, 第249条, 第250条, 第251条, 第252条, 第253条, 第254条, 第255条, 第256条, 第257条, 第258条, 第259条, 第260条, 第261条, 第262条, 第263条, 第264条, 第265条, 第266条, 第267条, 第268条, 第269条, 第270条, 第271条, 第272条, 第273条, 第274条, 第275条, 第276条, 第277条, 第278条, 第279条, 第280条, 第281条, 第282条, 第283条, 第284条, 第285条, 第286条, 第287条, 第288条, 第289条, 第290条, 第291条, 第292条, 第293条, 第294条, 第295条, 第296条, 第297条, 第298条, 第299条, 第300条, 第301条, 第302条, 第303条, 第304条, 第305条, 第306条, 第307条, 第308条, 第309条, 第310条, 第311条, 第312条, 第313条, 第314条, 第315条, 第316条, 第317条, 第318条, 第319条, 第320条, 第321条, 第322条, 第323条, 第324条, 第325条, 第326条, 第327条, 第328条, 第329条, 第330条, 第331条, 第332条, 第333条, 第334条, 第335条, 第336条, 第337条, 第338条, 第339条, 第340条, 第341条, 第342条, 第343条, 第344条, 第345条, 第346条, 第347条, 第348条, 第349条, 第350条, 第351条, 第352条, 第353条, 第354条, 第355条, 第356条, 第357条, 第358条, 第359条, 第360条, 第361条, 第362条, 第363条, 第364条, 第365条, 第366条, 第367条, 第368条, 第369条, 第370条, 第371条, 第372条, 第373条, 第374条, 第375条, 第376条, 第377条, 第378条, 第379条, 第380条, 第381条, 第382条, 第383条, 第384条, 第385条, 第386条, 第387条, 第388条, 第389条, 第390条, 第391条, 第392条, 第393条, 第394条, 第395条, 第396条, 第397条, 第398条, 第399条, 第400条, 第401条, 第402条, 第403条, 第404条, 第405条, 第406条, 第407条, 第408条, 第409条, 第410条, 第411条, 第412条, 第413条, 第414条, 第415条, 第416条, 第417条, 第418条, 第419条, 第420条, 第421条, 第422条, 第423条, 第424条, 第425条, 第426条, 第427条, 第428条, 第429条, 第430条, 第431条, 第432条, 第433条, 第434条, 第435条, 第436条, 第437条, 第438条, 第439条, 第440条, 第441条, 第442条, 第443条, 第444条, 第445条, 第446条, 第447条, 第448条, 第449条, 第450条, 第451条, 第452条, 第453条, 第454条, 第455条, 第456条, 第457条, 第458条, 第459条, 第460条, 第461条, 第462条, 第463条, 第464条, 第465条, 第466条, 第467条, 第468条, 第469条, 第470条, 第471条, 第472条, 第473条, 第474条, 第475条, 第476条, 第477条, 第478条, 第479条, 第480条, 第481条, 第482条, 第483条, 第484条, 第485条, 第486条, 第487条, 第488条, 第489条, 第490条, 第491条, 第492条, 第493条, 第494条, 第495条, 第496条, 第497条, 第498条, 第499条, 第500条, 第501条, 第502条, 第503条, 第504条, 第505条, 第506条, 第507条, 第508条, 第509条, 第510条, 第511条, 第512条, 第513条, 第514条, 第515条, 第516条, 第517条, 第518条, 第519条, 第520条, 第521条, 第522条, 第523条, 第524条, 第525条, 第526条, 第527条, 第528条, 第529条, 第530条, 第531条, 第532条, 第533条, 第534条, 第535条, 第536条, 第537条, 第538条, 第539条, 第540条, 第541条, 第542条, 第543条, 第544条, 第545条, 第546条, 第547条, 第548条, 第549条, 第550条, 第551条, 第552条, 第553条, 第554条, 第555条, 第556条, 第557条, 第558条, 第559条, 第560条, 第561条, 第562条, 第563条, 第564条, 第565条, 第566条, 第567条, 第568条, 第569条, 第570条, 第571条, 第572条, 第573条, 第574条, 第575条, 第576条, 第577条, 第578条, 第579条, 第580条, 第581条, 第582条, 第583条, 第584条, 第585条, 第586条, 第587条, 第588条, 第589条, 第590条, 第591条, 第592条, 第593条, 第594条, 第595条, 第596条, 第597条, 第598条, 第599条, 第600条, 第601条, 第602条, 第603条, 第604条, 第605条, 第606条, 第607条, 第608条, 第609条, 第610条, 第611条, 第612条, 第613条, 第614条, 第615条, 第616条, 第617条, 第618条, 第619条, 第620条, 第621条, 第622条, 第623条, 第624条, 第625条, 第626条, 第627条, 第628条, 第629条, 第630条, 第631条, 第632条, 第633条, 第634条, 第635条, 第636条, 第637条, 第638条, 第639条, 第640条, 第641条, 第642条, 第643条, 第644条, 第645条, 第646条, 第647条, 第648条, 第649条, 第650条, 第651条, 第652条, 第653条, 第654条, 第655条, 第656条, 第657条, 第658条, 第659条, 第660条, 第661条, 第662条, 第663条, 第664条, 第665条, 第666条, 第667条, 第668条, 第669条, 第670条, 第671条, 第672条, 第673条, 第674条, 第675条, 第676条, 第677条, 第678条, 第679条, 第680条, 第681条, 第682条, 第683条, 第684条, 第685条, 第686条, 第687条, 第688条, 第689条, 第690条, 第691条, 第692条, 第693条, 第694条, 第695条, 第696条, 第697条, 第698条, 第699条, 第700条, 第701条, 第702条, 第703条, 第704条, 第705条, 第706条, 第707条, 第708条, 第709条, 第710条, 第711条, 第712条, 第713条, 第714条, 第715条, 第716条, 第717条, 第718条, 第719条, 第720条, 第721条, 第722条, 第723条, 第724条, 第725条, 第726条, 第727条, 第728条, 第729条, 第730条, 第731条, 第732条, 第733条, 第734条, 第735条, 第736条, 第737条, 第738条, 第739条, 第740条, 第741条, 第742条, 第743条, 第744条, 第745条, 第746条, 第747条, 第748条, 第749条, 第750条, 第751条, 第752条, 第753条, 第754条, 第755条, 第756条, 第757条, 第758条, 第759条, 第760条, 第761条, 第762条, 第763条, 第764条, 第765条, 第766条, 第767条, 第768条, 第769条, 第770条, 第771条, 第772条, 第773条, 第774条, 第775条, 第776条, 第777条, 第778条, 第779条, 第780条, 第781条, 第782条, 第783条, 第784条, 第785条, 第786条, 第787条, 第788条, 第789条, 第790条, 第791条, 第792条, 第793条, 第794条, 第795条, 第796条, 第797条, 第798条, 第799条, 第800条, 第801条, 第802条, 第803条, 第804条, 第805条, 第806条, 第807条, 第808条, 第809条, 第810条, 第811条, 第812条, 第813条, 第814条, 第815条, 第816条, 第817条, 第818条, 第819条, 第820条, 第821条, 第822条, 第823条, 第824条, 第825条, 第826条, 第827条, 第828条, 第829条, 第830条, 第831条, 第832条, 第833条, 第834条, 第835条, 第836条, 第837条, 第838条, 第839条, 第840条, 第841条, 第842条, 第843条, 第844条, 第845条, 第846条, 第847条, 第848条, 第849条, 第850条, 第851条, 第852条, 第853条, 第854条, 第855条, 第856条, 第857条, 第858条, 第859条, 第860条, 第861条, 第862条, 第863条, 第864条, 第865条, 第866条, 第867条, 第868条, 第869条, 第870条, 第871条, 第872条, 第873条, 第874条, 第875条, 第876条, 第877条, 第878条, 第879条, 第880条, 第881条, 第882条, 第883条, 第884条, 第885条, 第886条, 第887条, 第888条, 第889条, 第890条, 第891条, 第892条, 第893条, 第894条, 第895条, 第896条, 第897条, 第898条, 第899条, 第900条, 第901条, 第902条, 第903条, 第904条, 第905条, 第906条, 第907条, 第908条, 第909条, 第910条, 第911条, 第912条, 第913条, 第914条, 第915条, 第916条, 第917条, 第918条, 第919条, 第920条, 第921条, 第922条, 第923条, 第924条, 第925条, 第926条, 第927条, 第928条, 第929条, 第930条, 第931条, 第932条, 第933条, 第934条, 第935条, 第936条, 第937条, 第938条, 第939条, 第940条, 第941条, 第942条, 第943条, 第944条, 第945条, 第946条, 第947条, 第948条, 第949条, 第950条, 第951条, 第952条, 第953条, 第954条, 第955条, 第956条, 第957条, 第958条, 第959条, 第960条, 第961条, 第962条, 第963条, 第964条, 第965条, 第966条, 第967条, 第968条, 第969条, 第970条, 第971条, 第972条, 第973条, 第974条, 第975条, 第976条, 第977条, 第978条, 第979条, 第980条, 第981条, 第982条, 第983条, 第984条, 第985条, 第986条, 第987条, 第988条, 第989条, 第990条, 第991条, 第992条, 第993条, 第994条, 第995条, 第996条, 第997条, 第998条, 第999条, 第1000条

泊発電所3号炉

別紙4-2 (27/29)

⑦-2, ⑧-2

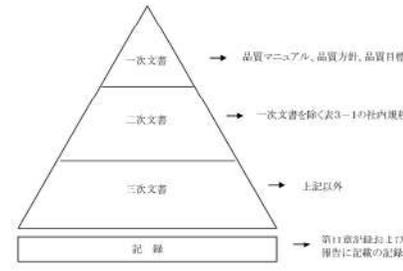
表3-1 (続き)

文書番号	文書名	承認者	管理範囲	第3条以外の規定項目(関連条文)
K-30-201	泊発電所品質に係る重要度分類規程	所長	泊発電所原子力安全・品質保証室	—
K-30-202	泊発電所文書管理要領	所長	泊発電所原子力安全・品質保証室	—
K-30-203	泊発電所品質管理要領	所長	泊発電所原子力安全・品質保証室	第131条
K-30-204	泊発電所品質マネジメントシステム計画管理要領	所長	泊発電所原子力安全・品質保証室	第2条, 第2条の2
K-30-205	泊発電所安全文化推進委員会設置要領	所長	泊発電所原子力安全・品質保証室	第7条
K-30-206	泊発電所教育訓練計画要領	所長	泊発電所原子力教育センター	第195条, 第195条
K-30-207	泊発電所運転要領	所長	泊発電所発電室	第11条~第17条, 第19条, 第19条, 第112条
K-30-208	泊発電所化学管理要領	所長	泊発電所安全管理課	第12条の2, 第18条, 第77条, 第40条, 第49条, 第50条, 第53条, 第54条, 第57条, 第79条, 第94条
K-30-209	泊発電所燃料管理要領	所長	泊発電所燃料課	第12条の2, 第19条~第24条, 第26条, 第25条, 第49条, 第50条, 第68条, 第71条, 第73条, 第76条, 第78条~第82条, 第92条~第98条, 第132条
K-30-210	泊発電所放射線管理要領	所長	泊発電所安全管理課	第98条~第117条(第98条の5を除く), 第130条, 第132条
K-30-211	泊発電所保安要領	所長	泊発電所保安課	第114条の2, 第115条の2, 第116条, 第117条, 第118条, 第119条, 第120条, 第121条, 第122条, 第123条, 第124条, 第125条, 第126条, 第127条, 第128条, 第129条, 第130条, 第131条, 第132条, 第133条, 第134条, 第135条, 第136条, 第137条, 第138条, 第139条, 第140条, 第141条, 第142条, 第143条, 第144条, 第145条, 第146条, 第147条, 第148条, 第149条, 第150条, 第151条, 第152条, 第153条, 第154条, 第155条, 第156条, 第157条, 第158条, 第159条, 第160条, 第161条, 第162条, 第163条, 第164条, 第165条, 第166条, 第167条, 第168条, 第169条, 第170条, 第171条, 第172条, 第173条, 第174条, 第175条, 第176条, 第177条, 第178条, 第179条, 第180条, 第181条, 第182条, 第183条, 第184条, 第185条, 第186条, 第187条, 第188条, 第189条, 第190条, 第191条, 第192条, 第193条, 第194条, 第195条, 第196条, 第197条, 第198条, 第199条, 第200条, 第201条, 第202条, 第203条, 第204条, 第205条, 第206条, 第207条, 第208条, 第209条, 第210条, 第211条, 第212条, 第213条, 第214条, 第215条, 第216条, 第217条, 第218条, 第219条, 第220条, 第221条, 第222条, 第223条, 第224条, 第225条, 第226条, 第227条, 第228条, 第229条, 第230条, 第231条, 第232条, 第233条, 第234条, 第235条, 第236条, 第237条, 第238条, 第239条, 第240条, 第241条, 第242条, 第243条, 第244条, 第245条, 第246条, 第247条, 第248条, 第249条, 第250条, 第251条, 第252条, 第253条, 第254条, 第255条, 第256条, 第257条, 第258条, 第259条, 第260条, 第261条, 第262条, 第263条, 第264条, 第265条, 第266条, 第267条, 第268条, 第269条, 第270条, 第271条, 第272条, 第273条, 第274条, 第275条, 第276条, 第277条, 第278条, 第279条, 第280条, 第281条, 第282条, 第283条, 第284条, 第285条, 第286条, 第287条, 第288条, 第289条, 第290条, 第291条, 第292条, 第293条, 第294条, 第295条, 第296条, 第297条, 第298条, 第299条, 第300条, 第301条, 第302条, 第303条, 第304条, 第305条, 第306条, 第307条, 第308条, 第309条, 第310条, 第311条, 第312条, 第313条, 第314条, 第315条, 第316条, 第317条, 第318条, 第319条, 第320条, 第321条, 第322条, 第323条, 第324条, 第325条, 第326条, 第327条, 第328条, 第329条, 第330条, 第331条, 第332条, 第333条, 第334条, 第335条, 第336条, 第337条, 第338条, 第339条, 第340条, 第341条, 第342条, 第343条, 第344条, 第345条, 第346条, 第347条, 第348条, 第349条, 第350条, 第351条, 第352条, 第353条, 第354条, 第355条, 第356条, 第357条, 第358条, 第359条, 第360条, 第361条,

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>別紙4-2 (28/29)</p> <p>⑦-17, ⑧-13</p> <p>に定める。</p> <p>(2) 発電所長は、不適合管理を適切に実施するための、不適合と思われる情報の収集および不適合管理グレードの決定等を次のとおり実施させる。</p> <p>a. 発電所の責任は、不適合と思われる事象が発生した場合、その情報を課長（品質保証）へ伝達する。</p> <p>b. 課長（品質保証）は、不適合と思われる情報を収集・整理し、「不適合判定検討会」へ伝達する。</p> <p>c. 品質保証部長は、「不適合判定検討会」の主要として、不適合と思われる情報について、不適合管理グレードの決定および処置方法の検討を実施する。</p> <p>(4) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を把握する。</p> <p>a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</p> <p>b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により発生力の安全に及ぼす影響について評価し、組織等の使用または個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。</p> <p>c. 機器等の使用または個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</p> <p>d. 機器等の使用または個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響または起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>(5) 組織は、不適合の内容の記録および当該不適合に對して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 組織は、(4) a. の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確認するための検証を行う。</p> <p>(7) 組織は、原子炉施設の検査の向上に役立つ点から、公開基準に従い、不適合の内容をニュースシートに登録することにより、情報の公開を行う。</p> <p>8. 4 データの分析および評価</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムが有効性のあるものであることを実証するため、および当該品質マネジメントシステムの有効性の改善（品質マネジメントシステムの有効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が特定されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの有効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、4. 2. 1 (3) の表の8. 4項に係る文書において、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータおよびそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、および分析する。</p> <p>(2) 組織は、(1) のデータの分析およびこれに基づき評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p>a. 組織の外部の者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られる知見</p> <p>b. 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>c. 機器等およびプロセスの特性および傾向（最正偏差を行う傾向（不適合には至らない機器等およびプロセスの特性および傾向から得られた情報に基づき、最正偏差の必要性について検討する機会を得ることをいう。）となるものを含む。）</p> <p>d. 関連物品等の供給者の供給能力</p> <p>8. 5 改善</p> <p>8. 5. 1 継続的な改善</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善（品質マネジメントシステムの有効性を向上させるための継続的な活動を行う。）を行うために、品質方針および品質目標の設定、マネジメントレビューおよび内部監査の結果の活用、データの分析ならびに最正偏差および未熟</p>	<p>別紙4-2 (28/28)</p> <p>⑦-2 ⑧-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>二次文書名</th> <th>項別監(管理範囲)</th> <th>文書番号</th> <th>第3条以外の関連条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9.1. 1. 6</td> <td>原子力QMS 詳細業務手順書</td> <td>原子力部長 (原子力部)</td> <td>第7-5</td> <td>第11条の2、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条、第46条、第47条、第48条、第49条、第50条、第51条、第52条、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第60条、第61条、第62条、第63条、第64条、第65条、第66条、第67条、第68条、第69条、第70条、第71条、第72条、第73条、第74条、第75条、第76条、第77条、第78条、第79条、第80条、第81条、第82条、第83条、第84条、第85条、第86条、第87条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第95条、第96条、第97条、第98条、第99条、第100条、第101条、第102条、第103条、第104条、第105条、第106条、第107条、第108条、第109条、第110条、第111条、第112条、第113条、第114条、第115条、第116条、第117条、第118条、第119条、第120条、第121条、第122条、第123条、第124条、第125条、第126条、第127条、第128条、第129条、第130条、第131条、第132条、第133条、第134条、第135条、第136条、第137条、第138条、第139条、第140条、第141条、第142条、第143条、第144条、第145条、第146条、第147条、第148条、第149条、第150条、第151条、第152条、第153条、第154条、第155条、第156条、第157条、第158条、第159条、第160条、第161条、第162条、第163条、第164条、第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条、第175条、第176条、第177条、第178条、第179条、第180条、第181条、第182条、第183条、第184条、第185条、第186条、第187条、第188条、第189条、第190条、第191条、第192条、第193条、第194条、第195条、第196条、第197条、第198条、第199条、第200条、第201条、第202条、第203条、第204条、第205条、第206条、第207条、第208条、第209条、第210条、第211条、第212条、第213条、第214条、第215条、第216条、第217条、第218条、第219条、第220条、第221条、第222条、第223条、第224条、第225条、第226条、第227条、第228条、第229条、第230条、第231条、第232条、第233条、第234条、第235条、第236条、第237条、第238条、第239条、第240条、第241条、第242条、第243条、第244条、第245条、第246条、第247条、第248条、第249条、第250条、第251条、第252条、第253条、第254条、第255条、第256条、第257条、第258条、第259条、第260条、第261条、第262条、第263条、第264条、第265条、第266条、第267条、第268条、第269条、第270条、第271条、第272条、第273条、第274条、第275条、第276条、第277条、第278条、第279条、第280条、第281条、第282条、第283条、第284条、第285条、第286条、第287条、第288条、第289条、第290条、第291条、第292条、第293条、第294条、第295条、第296条、第297条、第298条、第299条、第300条、第301条、第302条、第303条、第304条、第305条、第306条、第307条、第308条、第309条、第310条、第311条、第312条、第313条、第314条、第315条、第316条、第317条、第318条、第319条、第320条、第321条、第322条、第323条、第324条、第325条、第326条、第327条、第328条、第329条、第330条、第331条、第332条、第333条、第334条、第335条、第336条、第337条、第338条、第339条、第340条、第341条、第342条、第343条、第344条、第345条、第346条、第347条、第348条、第349条、第350条、第351条、第352条、第353条、第354条、第355条、第356条、第357条、第358条、第359条、第360条、第361条、第362条、第363条、第364条、第365条、第366条、第367条、第368条、第369条、第370条、第371条、第372条、第373条、第374条、第375条、第376条、第377条、第378条、第379条、第380条、第381条、第382条、第383条、第384条、第385条、第386条、第387条、第388条、第389条、第390条、第391条、第392条、第393条、第394条、第395条、第396条、第397条、第398条、第399条、第400条、第401条、第402条、第403条、第404条、第405条、第406条、第407条、第408条、第409条、第410条、第411条、第412条、第413条、第414条、第415条、第416条、第417条、第418条、第419条、第420条、第421条、第422条、第423条、第424条、第425条、第426条、第427条、第428条、第429条、第430条、第431条、第432条、第433条、第434条、第435条、第436条、第437条、第438条、第439条、第440条、第441条、第442条、第443条、第444条、第445条、第446条、第447条、第448条、第449条、第450条、第451条、第452条、第453条、第454条、第455条、第456条、第457条、第458条、第459条、第460条、第461条、第462条、第463条、第464条、第465条、第466条、第467条、第468条、第469条、第470条、第471条、第472条、第473条、第474条、第475条、第476条、第477条、第478条、第479条、第480条、第481条、第482条、第483条、第484条、第485条、第486条、第487条、第488条、第489条、第490条、第491条、第492条、第493条、第494条、第495条、第496条、第497条、第498条、第499条、第500条、第501条、第502条、第503条、第504条、第505条、第506条、第507条、第508条、第509条、第510条、第511条、第512条、第513条、第514条、第515条、第516条、第517条、第518条、第519条、第520条、第521条、第522条、第523条、第524条、第525条、第526条、第527条、第528条、第529条、第530条、第531条、第532条、第533条、第534条、第535条、第536条、第537条、第538条、第539条、第540条、第541条、第542条、第543条、第544条、第545条、第546条、第547条、第548条、第549条、第550条、第551条、第552条、第553条、第554条、第555条、第556条、第557条、第558条、第559条、第560条、第561条、第562条、第563条、第564条、第565条、第566条、第567条、第568条、第569条、第570条、第571条、第572条、第573条、第574条、第575条、第576条、第577条、第578条、第579条、第580条、第581条、第582条、第583条、第584条、第585条、第586条、第587条、第588条、第589条、第590条、第591条、第592条、第593条、第594条、第595条、第596条、第597条、第598条、第599条、第600条、第601条、第602条、第603条、第604条、第605条、第606条、第607条、第608条、第609条、第610条、第611条、第612条、第613条、第614条、第615条、第616条、第617条、第618条、第619条、第620条、第621条、第622条、第623条、第624条、第625条、第626条、第627条、第628条、第629条、第630条、第631条、第632条、第633条、第634条、第635条、第636条、第637条、第638条、第639条、第640条、第641条、第642条、第643条、第644条、第645条、第646条、第647条、第648条、第649条、第650条、第651条、第652条、第653条、第654条、第655条、第656条、第657条、第658条、第659条、第660条、第661条、第662条、第663条、第664条、第665条、第666条、第667条、第668条、第669条、第670条、第671条、第672条、第673条、第674条、第675条、第676条、第677条、第678条、第679条、第680条、第681条、第682条、第683条、第684条、第685条、第686条、第687条、第688条、第689条、第690条、第691条、第692条、第693条、第694条、第695条、第696条、第697条、第698条、第699条、第700条、第701条、第702条、第703条、第704条、第705条、第706条、第707条、第708条、第709条、第710条、第711条、第712条、第713条、第714条、第715条、第716条、第717条、第718条、第719条、第720条、第721条、第722条、第723条、第724条、第725条、第726条、第727条、第728条、第729条、第730条、第731条、第732条、第733条、第734条、第735条、第736条、第737条、第738条、第739条、第740条、第741条、第742条、第743条、第744条、第745条、第746条、第747条、第748条、第749条、第750条、第751条、第752条、第753条、第754条、第755条、第756条、第757条、第758条、第759条、第760条、第761条、第762条、第763条、第764条、第765条、第766条、第767条、第768条、第769条、第770条、第771条、第772条、第773条、第774条、第775条、第776条、第777条、第778条、第779条、第780条、第781条、第782条、第783条、第784条、第785条、第786条、第787条、第788条、第789条、第790条、第791条、第792条、第793条、第794条、第795条、第796条、第797条、第798条、第799条、第800条、第801条、第802条、第803条、第804条、第805条、第806条、第807条、第808条、第809条、第810条、第811条、第812条、第813条、第814条、第815条、第816条、第817条、第818条、第819条、第820条、第821条、第822条、第823条、第824条、第825条、第826条、第827条、第828条、第829条、第830条、第831条、第832条、第833条、第834条、第835条、第836条、第837条、第838条、第839条、第840条、第841条、第842条、第843条、第844条、第845条、第846条、第847条、第848条、第849条、第850条、第851条、第852条、第853条、第854条、第855条、第856条、第857条、第858条、第859条、第860条、第861条、第862条、第863条、第864条、第865条、第866条、第867条、第868条、第869条、第870条、第871条、第872条、第873条、第874条、第875条、第876条、第877条、第878条、第879条、第880条、第881条、第882条、第883条、第884条、第885条、第886条、第887条、第888条、第889条、第890条、第891条、第892条、第893条、第894条、第895条、第896条、第897条、第898条、第899条、第900条、第901条、第902条、第903条、第904条、第905条、第906条、第907条、第908条、第909条、第910条、第911条、第912条、第913条、第914条、第915条、第916条、第917条、第918条、第919条、第920条、第921条、第922条、第923条、第924条、第925条、第926条、第927条、第928条、第929条、第930条、第931条、第932条、第933条、第934条、第935条、第936条、第937条、第938条、第939条、第940条、第941条、第942条、第943条、第944条、第945条、第946条、第947条、第948条、第949条、第950条、第951条、第952条、第953条、第954条、第955条、第956条、第957条、第958条、第959条、第960条、第961条、第962条、第963条、第964条、第965条、第966条、第967条、第968条、第969条、第970条、第971条、第972条、第973条、第974条、第975条、第976条、第977条、第978条、第979条、第980条、第981条、第982条、第983条、第984条、第985条、第986条、第987条、第988条、第989条、第990条、第991条、第992条、第993条、第994条、第995条、第996条、第997条、第998条、第999条、第1000条、第1001条、第1002条、第1003条、第1004条、第1005条、第1006条、第1007条、第1008条、第1009条、第1010条、第1011条、第1012条、第1013条、第1014条、第1015条、第1016条、第1017条、第1018条、第1019条、第1020条、第1021条、第1022条、第1023条、第1024条、第1025条、第1026条、第1027条、第1028条、第1029条、第1030条、第1031条、第1032条、第1033条、第1034条、第1035条、第1036条、第1037条、第1038条、第1039条、第1040条、第1041条、第1042条、第1043条、第1044条、第1045条、第1046条、第1047条、第1048条、第1049条、第1050条、第1051条、第1052条、第1053条、第1054条、第1055条、第1056条、第1057条、第1058条、第1059条、第1060条、第1061条、第1062条、第1063条、第1064条、第1065条、第1066条、第1067条、第1068条、第1069条、第1070条、第1071条、第1072条、第1073条、第1074条、第1075条、第1076条、第1077条、第1078条、第1079条、第1080条、第1081条、第1082条、第1083条、第1084条、第1085条、第1086条、第1087条、第1088条、第1089条、第1090条、第1091条、第1092条、第1093条、第1094条、第1095条、第1096条、第1097条、第1098条、第1099条、第1100条、第1101条、第1102条、第1103条、第1104条、第1105条、第1106条、第1107条、第1108条、第1109条、第1110条、第1111条、第1112条、第1113条、第1114条、第1115条、第1116条、第1117条、第1118条、第1119条、第1120条、第1121条、第1122条、第1123条、第1124条、第1125条、第1126条、第1127条、第1128条、第1129条、第1130条、第1131条、第1132条、第1133条、第1134条、第1135条、第1136条、第1137条、第1138条、第1139条、第1140条、第1141条、第1142条、第1143条、第1144条、第1145条、第1146条、第1147条、第1148条、第1149条、第1150条、第1151条、第1152条、第1153条、第1154条、第1155条、第1156条、第1157条、第1158条、第1159条、第1160条、第1161条、第1162条、第1163条、第1164条、第1165条、第1166条、第1167条、第1168条、第1169条、第1170条、第1171条、第1172条、第1173条、第1174条、第1175条、第1176条、第1177条、第1178条、第1179条、第1180条、第1181条、第1182条、第1183条、第1184条、第1185条、第1186条、第1187条、第1188条、第1189条、第1190条、第1191条、第1192条、第1193条、第1194条、第1195条、第1196条、第1197条、第1198条、第1199条、第1200条、第1201条、第1202条、第1203条、第1204条、第1205条、第1206条、第1207条、第1208条、第1209条、第1210条、第1211条、第1212条、第1213条、第1214条、第1215条、第1216条、第1217条、第1218条、第1219条、第1220条、第1221条、第1222条、第1223条、第1224条、第1225条、第1226条、第1227条、第1228条、第1229条、第1230条、第1231条、第1232条、第1233条、第1234条、第1235条、第1236条、第1237条、第1238条、第1239条、第1240条、第1241条、第1242条、第1243条、第1244条、第1245条、第1246条、第1247条、第1248条、第1249条、第1250条、第1251条、第1252条、第1253条、第1254条、第1255条、第1256条、第1257条、第1258条、第1259条、第1260条、第1261条、第1262条、第1263条、第1264条、第1265条、第1266条、第1267条、第1268条、第1269条、第1270条、第1271条、第1272条、第1273条、第1274条、第1275条、第1276条、第1277条、第1278条、第1279条、第1280条、第1281条、第1282条、第1283条、第1284条、第1285条、第1286条、第1287条、第1288条、第1289条、第1290条、第1291条、第1292条、第1293条、第1294条、第1295条、第1296条、第1297条、第1298条、第1299条、第1300条、第1301条、第1302条、第1303条、第1304条、第1305条、第1306条、第1307条、第1308条、第1309条、第1310条、第1311条、第1312条、第1313条、第1314条、第1315条、第1316条、第1317条、第1318条、第1319条、第1320条、第1321条、第1322条、第1323条、第1324条、第1325条、第1326条、第1327条、第1328条、第1329条、第1330条、第1331条、第1332条、第1333条、第1334条、第1335条、第1336条、第1337条、第1338条、第1339条、第1340条、第1341条、第1342条、第1343条、第1344条、第1345条、第1346条、第1347条、第1348条、第1349条、第1350条、第1351条、第1352条、第1353条、第1354条、第1355条、第1356条、第1357条、第1358条、第1359条、第1360条、第1361条、第1362条、第1363条、第1364条、第1365条、第1366条、第1367条、第1368条、第1369条、第1370条、第1371条、第1372条、第1373条、第1374条、第1375条、第1376条、第1377条、第1378条、第1379条、第1380条、第1381条、第1382条、第1383条、第1384条、第1385条、第1386条、第1387条、第1388条、第1389条、第1390条、第1391条、第1392条、第1393条、第1394条、第1395条、第1396条、第1397条、第1398条、第1399条、第1400条、第1401条、第1402条、第1403条、第1404条、第1405条、第1406条、第1407条、第1408条、第1409条、第1410条、第1411条、第1412条、第1413条、第1414条、第1415条、第1416条、第1417条、第1418条、第1419条、第1420条、第1421条、第1422条、第1423条、第1424条、第1425条、第1426条、第1427条、第1428条、第1429条、第1430条、第1431条、第1432条、第1433条、第1434条、第1435条、第1436条、第1437条、第1438条、第1439条、第1440条、第1441条、第1442条、第1443条、第1444条、第1445条、第1446条、第1447条、第1448条、第1449条、第1450条、第1451条、第1452条、第1453条、第1454条、第1455条、第1456条、第1457条、第1458条、第1459条、第1460条、第1461条、第1462条、第1463条、第1464条、第1465条、第1466条、第1467条、第1468条、第1469条、第1470条、第1471条、第1472条、第1473条、第1474条、第1475条、第1476条、第1477条、第1478条、第1479条、第1480条、第1481条、第1482条、第1483条、第1484条、第1485条、第1486条、第1487条、第1488条、第1489条、第1490条、第1491条、第1492条、第1493条、第1494条、第1495条、第1496条、第1497条、第1498条、第1499条、第1500条、第1501条、第1502条、第1503条、第1504条、第1505条、第1506条、第1507条、第1508条、第1509条、第1510条、第1511条、第1512条、第1513条、第1514条、第1515条、第1516条、第1517条、第1518条、第1519条、第1520条、第1521条、第1522条、第1523条、第1524条、第1525条、第1526条、第1527条、第1528条、第1529条、第1530条、第1531条、第1532条、第1533条、第1534条、第1535条、第1536条、第1537条、第1538条、第1539条、第1540条、第1541条、第1542条、第1543条、第1544条、第1545条、第1546条、第1547条、第1548条、第1549条、第1550条、第1551条、第1552条、第1553条、第1554条、第1555条、第1556条、第1557条、第1558条、第1559条、第1560条、第1561条、第1562条、第1563条、第1564条、第1565条、第1566条、第1567条、第1568条、第1569条、第1570条、第1571条、第1572条、第1573条、第1574条、第1575条、第1576条、第1577条、第1578条、第1579条、第1580条、第1581条、第1582条、第1583条、第1584条、第1585条、第1586条、第1587条、第1588条、第1589条、第1590条、第1591条、第1592条、第1593条、第1594条、第1595条、第1596条、第1597条、第1598条、第1599条、第1600条、第1601条、第1602条、第1603条、第1604条、第1605条、第1606条、第1607条、第1608条、第1609条、第1610条、第1611条、第1612条、第1613条、第1614条、第1615条、第1616条、第1617条、第1618条、第1619条、第1620条、第1621条、第1622条、第1623条、第1624条、第1625条、第1626条、第1627条、第1628条、第1629条、第1630条、第1631条、第1632条、第1633条、第1634条、第1635条、第1636条、第1637条、第1638条、第1639条、第1640条、第1641条、第1642条、第1643条、第1644条、第1645条、第1646条、第1647条、第1648条、第1649条、第1650条、第1651条、第1652条、第1653条、第1654条、第1655条、第1656条、第1657条、第1658条、第1659条、第1660条、第1661条、第1662条、第1663条、第1664条、第1665条、第1666条、第1667条、第1668条、第1669条、第1670条、第1671条、第1672条、第1673条、第1674条、第1675条、第1676条、第1677条、第1678条、第1679条、第1680条、第1681条、第1682条、第1683条、第1684条、第1685条、第1686条、第1687条、第1688条、第1689条、第1690条、第1691条、第1692条、第1693条、第1694条、第1695条、第1696条、第1697条、第1698条、第1699条、第1700条、第1701条、第1702条、第1703条、第1704条、第1705条、第1706条、第1707条、第1708条、第1709条、第1710条、第1711条、第1712条、第1713条、第1714条、第1715条、第1716条、第1717条、第1718条、第1719条、第1720条、第1721条、第1722条、第1723条、第1724条、第1725条、第1726条、第1727条、第1728条、第1729条、第</td></tr></tbody></table>	検査項目	二次文書名	項別監(管理範囲)	文書番号	第3条以外の関連条文	9.1. 1. 6	原子力QMS 詳細業務手順書	原子力部長 (原子力部)	第7-5	第11条の2、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条、第46条、第47条、第48条、第49条、第50条、第51条、第52条、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第60条、第61条、第62条、第63条、第64条、第65条、第66条、第67条、第68条、第69条、第70条、第71条、第72条、第73条、第74条、第75条、第76条、第77条、第78条、第79条、第80条、第81条、第82条、第83条、第84条、第85条、第86条、第87条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第95条、第96条、第97条、第98条、第99条、第100条、第101条、第102条、第103条、第104条、第105条、第106条、第107条、第108条、第109条、第110条、第111条、第112条、第113条、第114条、第115条、第116条、第117条、第118条、第119条、第120条、第121条、第122条、第123条、第124条、第125条、第126条、第127条、第128条、第129条、第130条、第131条、第132条、第133条、第134条、第135条、第136条、第137条、第138条、第139条、第140条、第141条、第142条、第143条、第144条、第145条、第146条、第147条、第148条、第149条、第150条、第151条、第152条、第153条、第154条、第155条、第156条、第157条、第158条、第159条、第160条、第161条、第162条、第163条、第164条、第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条、第175条、第176条、第177条、第178条、第179条、第180条、第181条、第182条、第183条、第184条、第185条、第186条、第187条、第188条、第189条、第190条、第191条、第192条、第193条、第194条、第195条、第196条、第197条、第198条、第199条、第200条、第201条、第202条、第203条、第204条、第205条、第206条、第207条、第208条、第209条、第210条、第211条、第212条、第213条、第214条、第215条、第216条、第217条、第218条、第219条、第220条、第221条、第222条、第223条、第224条、第225条、第226条、第227条、第228条、第229条、第230条、第231条、第232条、第233条、第234条、第235条、第236条、第237条、第238条、第239条、第240条、第241条、第242条、第243条、第244条、第245条、第246条、第247条、第248条、第249条、第250条、第251条、第252条、第253条、第254条、第255条、第256条、第257条、第258条、第259条、第260条、第261条、第262条、第263条、第264条、第265条、第266条、第267条、第268条、第269条、第270条、第271条、第272条、第273条、第274条、第275条、第276条、第277条、第278条、第279条、第280条、第281条、第282条、第283条、第284条、第285条、第286条、第287条、第288条、第289条、第290条、第291条、第292条、第293条、第294条、第295条、第296条、第297条、第298条、第299条、第300条、第301条、第302条、第303条、第304条、第305条、第306条、第307条、第308条、第309条、第310条、第311条、第312条、第313条、第314条、第315条、第316条、第317条、第318条、第319条、第320条、第321条、第322条、第323条、第324条、第325条、第326条、第327条、第328条、第329条、第330条、第331条、第332条、第333条、第334条、第335条、第336条、第337条、第338条、第339条、第340条、第341条、第342条、第343条、第344条、第345条、第346条、第347条、第348条、第349条、第350条、第351条、第352条、第353条、第354条、第355条、第356条、第357条、第358条、第359条、第360条、第361条、第362条、第363条、第364条、第365条、第366条、第367条、第368条、第369条、第370条、第371条、第372条、第373条、第374条、第375条、第376条、第377条、第378条、第379条、第380条、第381条、第382条、第383条、第384条、第385条、第386条、第387条、第388条、第389条、第390条、第391条、第392条、第393条、第394条、第395条、第396条、第397条、第398条、第399条、第400条、第401条、第402条、第403条、第404条、第405条、第406条、第407条、第408条、第409条、第410条、第411条、第412条、第413条、第414条、第415条、第416条、第417条、第418条、第419条、第420条、第421条、第422条、第423条、第424条、第425条、第426条、第427条、第428条、第429条、第430条、第431条、第432条、第433条、第434条、第435条、第436条、第437条、第438条、第439条、第440条、第441条、第442条、第443条、第444条、第445条、第446条、第447条、第448条、第449条、第450条、第451条、第452条、第453条、第454条、第455条、第456条、第457条、第458条、第459条、第460条、第461条、第462条、第463条、第464条、第465条、第466条、第467条、第468条、第469条、第470条、第471条、第472条、第473条、第474条、第475条、第476条、第477条、第478条、第479条、第480条、第481条、第482条、第483条、第484条、第485条、第486条、第487条、第488条、第489条、第490条、第491条、第492条、第493条、第494条、第495条、第496条、第497条、第498条、第499条、第500条、第501条、第502条、第503条、第504条、第505条、第506条、第507条、第508条、第509条、第510条、第511条、第512条、第513条、第514条、第515条、第516条、第517条、第518条、第519条、第520条、第521条、第522条、第523条、第524条、第525条、第526条、第527条、第528条、第529条、第530条、第531条、第532条、第533条、第534条、第535条、第536条、第537条、第538条、第539条、第540条、第541条、第542条、第543条、第544条、第545条、第546条、第547条、第548条、第549条、第550条、第551条、第552条、第553条、第554条、第555条、第556条、第557条、第558条、第559条、第560条、第561条、第562条、第563条、第564条、第565条、第566条、第567条、第568条、第569条、第570条、第571条、第572条、第573条、第574条、第575条、第576条、第577条、第578条、第579条、第580条、第581条、第582条、第583条、第584条、第585条、第586条、第587条、第588条、第589条、第590条、第591条、第592条、第593条、第594条、第595条、第596条、第597条、第598条、第599条、第600条、第601条、第602条、第603条、第604条、第605条、第606条、第607条、第608条、第609条、第610条、第611条、第612条、第613条、第614条、第615条、第616条、第617条、第618条、第619条、第620条、第621条、第622条、第623条、第624条、第625条、第626条、第627条、第628条、第629条、第630条、第631条、第632条、第633条、第634条、第635条、第636条、第637条、第638条、第639条、第640条、第641条、第642条、第643条、第644条、第645条、第646条、第647条、第648条、第649条、第650条、第651条、第652条、第653条、第654条、第655条、第656条、第657条、第658条、第659条、第660条、第661条、第662条、第663条、第664条、第665条、第666条、第667条、第668条、第669条、第670条、第671条、第672条、第673条、第674条、第675条、第676条、第677条、第678条、第679条、第680条、第681条、第682条、第683条、第684条、第685条、第686条、第687条、第688条、第689条、第690条、第691条、第692条、第693条、第694条、第695条、第696条、第697条、第698条、第699条、第700条、第701条、第702条、第703条、第704条、第705条、第706条、第707条、第708条、第709条、第710条、第711条、第712条、第713条、第714条、第715条、第716条、第717条、第718条、第719条、第720条、第721条、第722条、第723条、第724条、第725条、第726条、第727条、第728条、第729条、第730条、第731条、第732条、第733条、第734条、第735条、第736条、第737条、第738条、第739条、第740条、第741条、第742条、第743条、第744条、第745条、第746条、第747条、第748条、第749条、第750条、第751条、第752条、第753条、第754条、第755条、第756条、第757条、第758条、第759条、第760条、第761条、第762条、第763条、第764条、第765条、第766条、第767条、第768条、第769条、第770条、第771条、第772条、第773条、第774条、第775条、第776条、第777条、第778条、第779条、第780条、第781条、第782条、第783条、第784条、第785条、第786条、第787条、第788条、第789条、第790条、第791条、第792条、第793条、第794条、第795条、第796条、第797条、第798条、第799条、第800条、第801条、第802条、第803条、第804条、第805条、第806条、第807条、第808条、第809条、第810条、第811条、第812条、第813条、第814条、第815条、第816条、第817条、第818条、第819条、第820条、第821条、第822条、第823条、第824条、第825条、第826条、第827条、第828条、第829条、第830条、第831条、第832条、第833条、第834条、第835条、第836条、第837条、第838条、第839条、第840条、第841条、第842条、第843条、第844条、第845条、第846条、第847条、第848条、第849条、第850条、第851条、第852条、第853条、第854条、第855条、第856条、第857条、第858条、第859条、第860条、第861条、第862条、第863条、第864条、第865条、第866条、第867条、第868条、第869条、第870条、第871条、第872条、第873条、第874条、第875条、第876条、第877条、第878条、第879条、第880条、第881条、第882条、第883条、第884条、第885条、第886条、第887条、第888条、第889条、第890条、第891条、第892条、第893条、第894条、第895条、第896条、第897条、第898条、第899条、第900条、第901条、第902条、第903条、第904条、第905条、第906条、第907条、第908条、第909条、第910条、第911条、第912条、第913条、第914条、第915条、第916条、第917条、第918条、第919条、第920条、第921条、第922条、第923条、第924条、第925条、第926条、第927条、第928条、第929条、第930条、第931条、第932条、第933条、第934条、第935条、第936条、第937条、第938条、第939条、第940条、第941条、第942条、第943条、第944条、第945条、第946条、第947条、第948条、第949条、第950条、第951条、第952条、第953条、第954条、第955条、第956条、第957条、第958条、第959条、第960条、第961条、第962条、第963条、第964条、第965条、第966条、第967条、第968条、第969条、第970条、第971条、第972条、第973条、第974条、第975条、第976条、第977条、第978条、第979条、第980条、第981条、第982条、第983条、第984条、第985条、第986条、第987条、第988条、第989条、第990条、第991条、第992条、第993条、第994条、第995条、第996条、第997条、第998条、第999条、第1000条、第1001条、第1002条、第1003条、第1004条、第1005条、第1006条、第1007条、第1008条、第1009条、第1010条、第1011条、第1012条、第1013条、第1014条、第1015条、第1016条、第1017条、第1018条、第1019条、第1020条、第1021条、第1022条、第1023条、第1024条、第1025条、第1026条、第1027条、第1028条、第1029条、第1030条、第1031条、第1032条、第1033条、第1034条、第1035条、第1036条、第1037条、第1038条、第1039条、第1040条、第1041条、第1042条、第1043条、第1044条、第1045条、第1046条、第1047条、第1048条、第1049条、第1050条、第1051条、第1052条、第1053条、第1054条、第1055条、第1056条、第1057条、第1058条、第1059条、第1060条、第1061条、第1062条、第1063条、第1064条、第1065条、第1066条、第1067条、第1068条、第1069条、第1070条、第1071条、第1072条、第1073条、第1074条、第1075条、第1076条、第1077条、第1078条、第1079条、第1080条、第1081条、第1082条、第1083条、第1084条、第1085条、第1086条、第1087条、第1088条、第1089条、第1090条、第1091条、第1092条、第1093条、第1094条、第1095条、第1096条、第1097条、第1098条、第1099条、第1100条、第1101条、第1102条、第1103条、第1104条、第1105条、第1106条、第1107条、第1108条、第1109条、第1110条、第1111条、第1112条、第1113条、第1114条、第1115条、第1116条、第1117条、第1118条、第1119条、第1120条、第1121条、第1122条、第1123条、第1124条、第1125条、第1126条、第1127条、第1128条、第1129条、第1130条、第1131条、第1132条、第1133条、第1134条、第1135条、第1136条、第1137条、第1138条、第1139条、第1140条、第1141条、第1142条、第1143条、第1144条、第1145条、第1146条、第1147条、第1148条、第1149条、第1150条、第1151条、第1152条、第1153条、第1154条、第1155条、第1156条、第1157条、第1158条、第1159条、第1160条、第1161条、第1162条、第1163条、第1164条、第1165条、第1166条、第1167条、第1168条、第1169条、第1170条、第1171条、第1172条、第1173条、第1174条、第1175条、第1176条、第1177条、第1178条、第1179条、第1180条、第1181条、第1182条、第1183条、第1184条、第1185条、第1186条、第1187条、第1188条、第1189条、第1190条、第1191条、第1192条、第1193条、第1194条、第1195条、第1196条、第1197条、第1198条、第1199条、第1200条、第1201条、第1202条、第1203条、第1204条、第1205条、第1206条、第1207条、第1208条、第1209条、第1210条、第1211条、第1212条、第1213条、第1214条、第1215条、第1216条、第1217条、第1218条、第1219条、第1220条、第1221条、第1222条、第1223条、第1224条、第1225条、第1226条、第1227条、第1228条、第1229条、第1230条、第1231条、第1232条、第1233条、第1234条、第1235条、第1236条、第1237条、第1238条、第1239条、第1240条、第1241条、第1242条、第1243条、第1244条、第1245条、第1246条、第1247条、第1248条、第1249条、第1250条、第1251条、第1252条、第1253条、第1254条、第1255条、第1256条、第1257条、第1258条、第1259条、第1260条、第1261条、第1262条、第1263条、第1264条、第1265条、第1266条、第1267条、第1268条、第1269条、第1270条、第1271条、第1272条、第1273条、第1274条、第1275条、第1276条、第1277条、第1278条、第1279条、第1280条、第1281条、第1282条、第1283条、第1284条、第1285条、第1286条、第1287条、第1288条、第1289条、第1290条、第1291条、第1292条、第1293条、第1294条、第1295条、第1296条、第1297条、第1298条、第1299条、第1300条、第1301条、第1302条、第1303条、第1304条、第1305条、第1306条、第1307条、第1308条、第1309条、第1310条、第1311条、第1312条、第1313条、第1314条、第1315条、第1316条、第1317条、第1318条、第1319条、第1320条、第1321条、第1322条、第1323条、第1324条、第1325条、第1326条、第1327条、第1328条、第1329条、第1330条、第1331条、第1332条、第1333条、第1334条、第1335条、第1336条、第1337条、第1338条、第1339条、第1340条、第1341条、第1342条、第1343条、第1344条、第1345条、第1346条、第1347条、第1348条、第1349条、第1350条、第1351条、第1352条、第1353条、第1354条、第1355条、第1356条、第1357条、第1358条、第1359条、第1360条、第1361条、第1362条、第1363条、第1364条、第1365条、第1366条、第1367条、第1368条、第1369条、第1370条、第1371条、第1372条、第1373条、第1374条、第1375条、第1376条、第1377条、第1378条、第1379条、第1380条、第1381条、第1382条、第1383条、第1384条、第1385条、第1386条、第1387条、第1388条、第1389条、第1390条、第1391条、第1392条、第1393条、第1394条、第1395条、第1396条、第1397条、第1398条、第1399条、第1400条、第1401条、第1402条、第1403条、第1404条、第1405条、第1406条、第1407条、第1408条、第1409条、第1410条、第1411条、第1412条、第1413条、第1414条、第1415条、第1416条、第1417条、第1418条、第1419条、第1420条、第1421条、第1422条、第1423条、第1424条、第1425条、第1426条、第1427条、第1428条、第1429条、第1430条、第1431条、第1432条、第1433条、第1434条、第1435条、第1436条、第1437条、第1438条、第1439条、第1440条、第1441条、第1442条、第1443条、第1444条、第1445条、第1446条、第1447条、第1448条、第1449条、第1450条、第1451条、第1452条、第1453条、第1454条、第1455条、第1456条、第1457条、第1458条、第1459条、第1460条、第1461条、第1462条、第1463条、第1464条、第1465条、第1466条、第1467条、第1468条、第1469条、第1470条、第1471条、第1472条、第1473条、第1474条、第1475条、第1476条、第1477条、第1478条、第1479条、第1480条、第1481条、第1482条、第1483条、第1484条、第1485条、第1486条、第1487条、第1488条、第1489条、第1490条、第1491条、第1492条、第1493条、第1494条、第1495条、第1496条、第1497条、第1498条、第1499条、第1500条、第1501条、第1502条、第1503条、第1504条、第1505条、第1506条、第1507条、第1508条、第1509条、第1510条、第1511条、第1512条、第1513条、第1514条、第1515条、第1516条、第1517条、第1518条、第1519条、第1520条、第1521条、第1522条、第1523条、第1524条、第1525条、第1526条、第1527条、第1528条、第1529条、第1530条、第1531条、第1532条、第1533条、第1534条、第1535条、第1536条、第1537条、第1538条、第1539条、第1540条、第1541条、第1542条、第1543条、第1544条、第1545条、第1546条、第1547条、第1548条、第1549条、第1550条、第1551条、第1552条、第1553条、第1554条、第1555条、第1556条、第1557条、第1558条、第1559条、第1560条、第1561条、第1562条、第1563条、第1564条、第1565条、第1566条、第1567条、第1568条、第1569条、第1570条、第1571条、第1572条、第1573条、第1574条、第1575条、第1576条、第1577条、第1578条、第1579条、第1580条、第1581条、第1582条、第1583条、第1584条、第1585条、第1586条、第1587条、第1588条、第1589条、第1590条、第1591条、第1592条、第1593条、第1594条、第1595条、第1596条、第1597条、第1598条、第1599条、第1600条、第1601条、第1602条、第1603条、第1604条、第1605条、第1606条、第1607条、第1608条、第1609条、第1610条、第1611条、第1612条、第1613条、第1614条、第1615条、第1616条、第1617条、第1618条、第1619条、第1620条、第1621条、第1622条、第1623条、第1624条、第1625条、第1626条、第1627条、第1628条、第1629条、第1630条、第1631条、第1632条、第1633条、第1634条、第1635条、第1636条、第1637条、第1638条、第1639条、第1640条、第1641条、第1642条、第1643条、第1644条、第1645条、第1646条、第1647条、第1648条、第1649条、第1650条、第1651条、第1652条、第1653条、第1654条、第1655条、第1656条、第1657条、第1658条、第1659条、第1660条、第1661条、第1662条、第1663条、第1664条、第1665条、第1666条、第1667条、第1668条、第1669条、第1670条、第1671条、第1672条、第1673条、第1674条、第1675条、第1676条、第1677条、第1678条、第1679条、第1680条、第1681条、第1682条、第1683条、第1684条、第1685条、第1686条、第1687条、第1688条、第1689条、第1690条、第1691条、第1692条、第1693条、第1694条、第1695条、第1696条、第1697条、第1698条、第1699条、第1700条、第1701条、第1702条、第1703条、第1704条、第1705条、第1706条、第1707条、第1708条、第1709条、第1710条、第1711条、第1712条、第1713条、第1714条、第1715条、第1716条、第1717条、第1718条、第1719条、第1720条、第1721条、第1722条、第1723条、第1724条、第1725条、第1726条、第1727条、第1728条、第1729条、第
検査項目	二次文書名	項別監(管理範囲)	文書番号	第3条以外の関連条文							
9.1. 1. 6	原子力QMS 詳細業務手順書	原子力部長 (原子力部)	第7-5	第11条の2、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条、第46条、第47条、第48条、第49条、第50条、第51条、第52条、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第60条、第61条、第62条、第63条、第64条、第65条、第66条、第67条、第68条、第69条、第70条、第71条、第72条、第73条、第74条、第75条、第76条、第77条、第78条、第79条、第80条、第81条、第82条、第83条、第84条、第85条、第86条、第87条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第95条、第96条、第97条、第98条、第99条、第100条、第101条、第102条、第103条、第104条、第105条、第106条、第107条、第108条、第109条、第110条、第111条、第112条、第113条、第114条、第115条、第116条、第117条、第118条、第119条、第120条、第121条、第122条、第123条、第124条、第125条、第126条、第127条、第128条、第129条、第130条、第131条、第132条、第133条、第134条、第135条、第136条、第137条、第138条、第139条、第140条、第141条、第142条、第143条、第144条、第145条、第146条、第147条、第148条、第149条、第150条、第151条、第152条、第153条、第154条、第155条、第156条、第157条、第158条、第159条、第160条、第161条、第162条、第163条、第164条、第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条、第175条、第176条、第177条、第178条、第179条、第180条、第181条、第182条、第183条、第184条、第185条、第186条、第187条、第188条、第189条、第190条、第191条、第192条、第193条、第194条、第195条、第196条、第197条、第198条、第199条、第200条、第201条、第202条、第203条、第204条、第205条、第206条、第207条、第208条、第209条、第210条、第211条、第212条、第213条、第214条、第215条、第216条、第217条、第218条、第219条、第220条、第221条、第222条、第223条、第224条、第225条、第226条、第227条、第228条、第229条、第230条、第231条、第232条、第233条、第234条、第235条、第236条、第237条、第238条、第239条、第240条、第241条、第242条、第243条、第244条、第245条、第246条、第247条、第248条、第249条、第250条、第251条、第252条、第253条、第254条、第255条、第256条、第257条、第258条、第259条、第260条、第261条、第262条、第263条、第264条、第265条、第266条、第267条、第268条、第269条、第270条、第271条、第272条、第273条、第274条、第275条、第276条、第277条、第278条、第279条、第280条、第281条、第282条、第283条、第284条、第285条、第286条、第287条、第288条、第289条、第290条、第291条、第292条、第293条、第294条、第295条、第296条、第297条、第298条、第299条、第300条、第301条、第302条、第303条、第304条、第305条、第306条、第307条、第308条、第309条、第310条、第311条、第312条、第313条、第314条、第315条、第316条、第317条、第318条、第319条、第320条、第321条、第322条、第323条、第324条、第325条、第326条、第327条、第328条、第329条、第330条、第331条、第332条、第333条、第334条、第335条、第336条、第337条、第338条、第339条、第340条、第341条、第342条、第343条、第344条、第345条、第346条、第347条、第348条、第349条、第350条、第351条、第352条、第353条、第354条、第355条、第356条、第357条、第358条、第359条、第360条、第361条、第362条、第363条、第364条、第365条、第366条、第367条、第368条、第369条、第370条、第371条、第372条、第373条、第374条、第375条、第376条、第377条、第378条、第379条、第380条、第381条、第382条、第383条、第384条、第385条、第386条、第387条、第388条、第389条、第390条、第391条、第392条、第393条、第394条、第395条、第396条、第397条、第398条、第399条、第400条、第401条、第402条、第403条、第404条、第405条、第406条、第407条、第408条、第409条、第410条、第411条、第412条、第413条、第414条、第415条、第416条、第417条、第418条、第419条、第420条、第421条、第422条、第423条、第424条、第425条、第426条、第427条、第428条、第429条、第430条、第431条、第432条、第433条、第434条、第435条、第436条、第437条、第438条、第439条、第440条、第441条、第442条、第443条、第444条、第445条、第446条、第447条、第448条、第449条、第450条、第451条、第452条、第453条、第454条、第455条、第456条、第457条、第458条、第459条、第460条、第461条、第462条、第463条、第464条、第465条、第466条、第467条、第468条、第469条、第470条、第471条、第472条、第473条、第474条、第475条、第476条、第477条、第478条、第479条、第480条、第481条、第482条、第483条、第484条、第485条、第486条、第487条、第488条、第489条、第490条、第491条、第492条、第493条、第494条、第495条、第496条、第497条、第498条、第499条、第500条、第501条、第502条、第503条、第504条、第505条、第506条、第507条、第508条、第509条、第510条、第511条、第512条、第513条、第514条、第515条、第516条、第517条、第518条、第519条、第520条、第521条、第522条、第523条、第524条、第525条、第526条、第527条、第528条、第529条、第530条、第531条、第532条、第533条、第534条、第535条、第536条、第537条、第538条、第539条、第540条、第541条、第542条、第543条、第544条、第545条、第546条、第547条、第548条、第549条、第550条、第551条、第552条、第553条、第554条、第555条、第556条、第557条、第558条、第559条、第560条、第561条、第562条、第563条、第564条、第565条、第566条、第567条、第568条、第569条、第570条、第571条、第572条、第573条、第574条、第575条、第576条、第577条、第578条、第579条、第580条、第581条、第582条、第583条、第584条、第585条、第586条、第587条、第588条、第589条、第590条、第591条、第592条、第593条、第594条、第595条、第596条、第597条、第598条、第599条、第600条、第601条、第602条、第603条、第604条、第605条、第606条、第607条、第608条、第609条、第610条、第611条、第612条、第613条、第614条、第615条、第616条、第617条、第618条、第619条、第620条、第621条、第622条、第623条、第624条、第625条、第626条、第627条、第628条、第629条、第630条、第631条、第632条、第633条、第634条、第635条、第636条、第637条、第638条、第639条、第640条、第641条、第642条、第643条、第644条、第645条、第646条、第647条、第648条、第649条、第650条、第651条、第652条、第653条、第654条、第655条、第656条、第657条、第658条、第659条、第660条、第661条、第662条、第663条、第664条、第665条、第666条、第667条、第668条、第669条、第670条、第671条、第672条、第673条、第674条、第675条、第676条、第677条、第678条、第679条、第680条、第681条、第682条、第683条、第684条、第685条、第686条、第687条、第688条、第689条、第690条、第691条、第692条、第693条、第694条、第695条、第696条、第697条、第698条、第699条、第700条、第701条、第702条、第703条、第704条、第705条、第706条、第707条、第708条、第709条、第710条、第711条、第712条、第713条、第714条、第715条、第716条、第717条、第718条、第719条、第720条、第721条、第722条、第723条、第724条、第725条、第726条、第727条、第728条、第729条、第730条、第731条、第732条、第733条、第734条、第735条、第736条、第737条、第738条、第739条、第740条、第741条、第742条、第743条、第744条、第745条、第746条、第747条、第748条、第749条、第750条、第751条、第752条、第753条、第754条、第755条、第756条、第757条、第758条、第759条、第760条、第761条、第762条、第763条、第764条、第765条、第766条、第767条、第768条、第769条、第770条、第771条、第772条、第773条、第774条、第775条、第776条、第777条、第778条、第779条、第780条、第781条、第782条、第783条、第784条、第785条、第786条、第787条、第788条、第789条、第790条、第791条、第792条、第793条、第794条、第795条、第796条、第797条、第798条、第799条、第800条、第801条、第802条、第803条、第804条、第805条、第806条、第807条、第808条、第809条、第810条、第811条、第812条、第813条、第814条、第815条、第816条、第817条、第818条、第819条、第820条、第821条、第822条、第823条、第824条、第825条、第826条、第827条、第828条、第829条、第830条、第831条、第832条、第833条、第834条、第835条、第836条、第837条、第838条、第839条、第840条、第841条、第842条、第843条、第844条、第845条、第846条、第847条、第848条、第849条、第850条、第851条、第852条、第853条、第854条、第855条、第856条、第857条、第858条、第859条、第860条、第861条、第862条、第863条、第864条、第865条、第866条、第867条、第868条、第869条、第870条、第871条、第872条、第873条、第874条、第875条、第876条、第877条、第878条、第879条、第880条、第881条、第882条、第883条、第884条、第885条、第886条、第887条、第888条、第889条、第890条、第891条、第892条、第893条、第894条、第895条、第896条、第897条、第898条、第899条、第900条、第901条、第902条、第903条、第904条、第905条、第906条、第907条、第908条、第909条、第910条、第911条、第912条、第913条、第914条、第915条、第916条、第917条、第918条、第919条、第920条、第921条、第922条、第923条、第924条、第925条、第926条、第927条、第928条、第929条、第930条、第931条、第932条、第933条、第934条、第935条、第936条、第937条、第938条、第939条、第940条、第941条、第942条、第943条、第944条、第945条、第946条、第947条、第948条、第949条、第950条、第951条、第952条、第953条、第954条、第955条、第956条、第957条、第958条、第959条、第960条、第961条、第962条、第963条、第964条、第965条、第966条、第967条、第968条、第969条、第970条、第971条、第972条、第973条、第974条、第975条、第976条、第977条、第978条、第979条、第980条、第981条、第982条、第983条、第984条、第985条、第986条、第987条、第988条、第989条、第990条、第991条、第992条、第993条、第994条、第995条、第996条、第997条、第998条、第999条、第1000条、第1001条、第1002条、第1003条、第1004条、第1005条、第1006条、第1007条、第1008条、第1009条、第1010条、第1011条、第1012条、第1013条、第1014条、第1015条、第1016条、第1017条、第1018条、第1019条、第1020条、第1021条、第1022条、第1023条、第1024条、第1025条、第1026条、第1027条、第1028条、第1029条、第1030条、第1031条、第1032条、第1033条、第1034条、第1035条、第1036条、第1037条、第1038条、第1039条、第1040条、第1041条、第1042条、第1043条、第1044条、第1045条、第1046条、第1047条、第1048条、第1049条、第1050条、第1051条、第1052条、第1053条、第1054条、第1055条、第1056条、第1057条、第1058条、第1059条、第1060条、第1061条、第1062条、第1063条、第1064条、第1065条、第1066条、第1067条、第1068条、第1069条、第1070条、第1071条、第1072条、第1073条、第1074条、第1075条、第1076条、第1077条、第1078条、第1079条、第1080条、第1081条、第1082条、第1083条、第1084条、第1085条、第1086条、第1087条、第1088条、第1089条、第1090条、第1091条、第1092条、第1093条、第1094条、第1095条、第1096条、第1097条、第1098条、第1099条、第1100条、第1101条、第1102条、第1103条、第1104条、第1105条、第1106条、第1107条、第1108条、第1109条、第1110条、第1111条、第1112条、第1113条、第1114条、第1115条、第1116条、第1117条、第1118条、第1119条、第1120条、第1121条、第1122条、第1123条、第1124条、第1125条、第1126条、第1127条、第1128条、第1129条、第1130条、第1131条、第1132条、第1133条、第1134条、第1135条、第1136条、第1137条、第1138条、第1139条、第1140条、第1141条、第1142条、第1143条、第1144条、第1145条、第1146条、第1147条、第1148条、第1149条、第1150条、第1151条、第1152条、第1153条、第1154条、第1155条、第1156条、第1157条、第1158条、第1159条、第1160条、第1161条、第1162条、第1163条、第1164条、第1165条、第1166条、第1167条、第1168条、第1169条、第1170条、第1171条、第1172条、第1173条、第1174条、第1175条、第1176条、第1177条、第1178条、第1179条、第1180条、第1181条、第1182条、第1183条、第1184条、第1185条、第1186条、第1187条、第1188条、第1189条、第1190条、第1191条、第1192条、第1193条、第1194条、第1195条、第1196条、第1197条、第1198条、第1199条、第1200条、第1201条、第1202条、第1203条、第1204条、第1205条、第1206条、第1207条、第1208条、第1209条、第1210条、第1211条、第1212条、第1213条、第1214条、第1215条、第1216条、第1217条、第1218条、第1219条、第1220条、第1221条、第1222条、第1223条、第1224条、第1225条、第1226条、第1227条、第1228条、第1229条、第1230条、第1231条、第1232条、第1233条、第1234条、第1235条、第1236条、第1237条、第1238条、第1239条、第1240条、第1241条、第1242条、第1243条、第1244条、第1245条、第1246条、第1247条、第1248条、第1249条、第1250条、第1251条、第1252条、第1253条、第1254条、第1255条、第1256条、第1257条、第1258条、第1259条、第1260条、第1261条、第1262条、第1263条、第1264条、第1265条、第1266条、第1267条、第1268条、第1269条、第1270条、第1271条、第1272条、第1273条、第1274条、第1275条、第1276条、第1277条、第1278条、第1279条、第1280条、第1281条、第1282条、第1283条、第1284条、第1285条、第1286条、第1287条、第1288条、第1289条、第1290条、第1291条、第1292条、第1293条、第1294条、第1295条、第1296条、第1297条、第1298条、第1299条、第1300条、第1301条、第1302条、第1303条、第1304条、第1305条、第1306条、第1307条、第1308条、第1309条、第1310条、第1311条、第1312条、第1313条、第1314条、第1315条、第1316条、第1317条、第1318条、第1319条、第1320条、第1321条、第1322条、第1323条、第1324条、第1325条、第1326条、第1327条、第1328条、第1329条、第1330条、第1331条、第1332条、第1333条、第1334条、第1335条、第1336条、第1337条、第1338条、第1339条、第1340条、第1341条、第1342条、第1343条、第1344条、第1345条、第1346条、第1347条、第1348条、第1349条、第1350条、第1351条、第1352条、第1353条、第1354条、第1355条、第1356条、第1357条、第1358条、第1359条、第1360条、第1361条、第1362条、第1363条、第1364条、第1365条、第1366条、第1367条、第1368条、第1369条、第1370条、第1371条、第1372条、第1373条、第1374条、第1375条、第1376条、第1377条、第1378条、第1379条、第1380条、第1381条、第1382条、第1383条、第1384条、第1385条、第1386条、第1387条、第1388条、第1389条、第1390条、第1391条、第1392条、第1393条、第1394条、第1395条、第1396条、第1397条、第1398条、第1399条、第1400条、第1401条、第1402条、第1403条、第1404条、第1405条、第1406条、第1407条、第1408条、第1409条、第1410条、第1411条、第1412条、第1413条、第1414条、第1415条、第1416条、第1417条、第1418条、第1419条、第1420条、第1421条、第1422条、第1423条、第1424条、第1425条、第1426条、第1427条、第1428条、第1429条、第1430条、第1431条、第1432条、第1433条、第1434条、第1435条、第1436条、第1437条、第1438条、第1439条、第1440条、第1441条、第1442条、第1443条、第1444条、第1445条、第1446条、第1447条、第1448条、第1449条、第1450条、第1451条、第1452条、第1453条、第1454条、第1455条、第1456条、第1457条、第1458条、第1459条、第1460条、第1461条、第1462条、第1463条、第1464条、第1465条、第1466条、第1467条、第1468条、第1469条、第1470条、第1471条、第1472条、第1473条、第1474条、第1475条、第1476条、第1477条、第1478条、第1479条、第1480条、第1481条、第1482条、第1483条、第1484条、第1485条、第1486条、第1487条、第1488条、第1489条、第1490条、第1491条、第1492条、第1493条、第1494条、第1495条、第1496条、第1497条、第1498条、第1499条、第1500条、第1501条、第1502条、第1503条、第1504条、第1505条、第1506条、第1507条、第1508条、第1509条、第1510条、第1511条、第1512条、第1513条、第1514条、第1515条、第1516条、第1517条、第1518条、第1519条、第1520条、第1521条、第1522条、第1523条、第1524条、第1525条、第1526条、第1527条、第1528条、第1529条、第1530条、第1531条、第1532条、第1533条、第1534条、第1535条、第1536条、第1537条、第1538条、第1539条、第1540条、第1541条、第1542条、第1543条、第1544条、第1545条、第1546条、第1547条、第1548条、第1549条、第1550条、第1551条、第1552条、第1553条、第1554条、第1555条、第1556条、第1557条、第1558条、第1559条、第1560条、第1561条、第1562条、第1563条、第1564条、第1565条、第1566条、第1567条、第1568条、第1569条、第1570条、第1571条、第1572条、第1573条、第1574条、第1575条、第1576条、第1577条、第1578条、第1579条、第1580条、第1581条、第1582条、第1583条、第1584条、第1585条、第1586条、第1587条、第1588条、第1589条、第1590条、第1591条、第1592条、第1593条、第1594条、第1595条、第1596条、第1597条、第1598条、第1599条、第1600条、第1601条、第1602条、第1603条、第1604条、第1605条、第1606条、第1607条、第1608条、第1609条、第1610条、第1611条、第1612条、第1613条、第1614条、第1615条、第1616条、第1617条、第1618条、第1619条、第1620条、第1621条、第1622条、第1623条、第1624条、第1625条、第1626条、第1627条、第1628条、第1629条、第1630条、第1631条、第1632条、第1633条、第1634条、第1635条、第1636条、第1637条、第1638条、第1639条、第1640条、第1641条、第1642条、第1643条、第1644条、第1645条、第1646条、第1647条、第1648条、第1649条、第1650条、第1651条、第1652条、第1653条、第1654条、第1655条、第1656条、第1657条、第1658条、第1659条、第1660条、第1661条、第1662条、第1663条、第1664条、第1665条、第1666条、第1667条、第1668条、第1669条、第1670条、第1671条、第1672条、第1673条、第1674条、第1675条、第1676条、第1677条、第1678条、第1679条、第1680条、第1681条、第1682条、第1683条、第1684条、第1685条、第1686条、第1687条、第1688条、第1689条、第1690条、第1691条、第1692条、第1693条、第1694条、第1695条、第1696条、第1697条、第1698条、第1699条、第1700条、第1701条、第1702条、第1703条、第1704条、第1705条、第1706条、第1707条、第1708条、第1709条、第1710条、第1711条、第1712条、第1713条、第1714条、第1715条、第1716条、第1717条、第1718条、第1719条、第1720条、第1721条、第1722条、第1723条、第1724条、第1725条、第1726条、第1727条、第1728条、第1729条、第							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (29/29)</p> <p>防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p> <p style="text-align: right;">⑦-17、⑧-13</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 組織は、個々の不適合その他の事項が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p>a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。</p> <p>① 不適合その他の事項の分析（情報の収集および整理ならびに説明、人的および組織的要因等の考慮を含む。）および当該不適合の深刻の明確化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の観点のある分野および強化すべき分野との関係を整理することを含む。）</p> <p>② 類似の不適合その他の事項の有無または当該類似の不適合その他の事項が発生する可能性の明確化</p> <p>b. 必要な是正処置を明確にし、実施する。</p> <p>c. 講じたすべての是正処置の実効性の評価を行う。</p> <p>d. 必要に応じて、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を及ぼすおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組みことを含む。）を要する。</p> <p>e. 必要に応じて、品質マネジメントシステムを変更する。</p> <p>f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事項では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事項が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するための分析の準備を、4.2.1(4)の表の8.5.2項および8.5.3項に係る文書に確立し、実施する。</p> <p>g. 講じたすべての是正処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、4.2.1(4)の表の8.5.2項および8.5.3項に係る文書に定める。</p> <p>(3) 組織は、本調査等に基づき、複数の不適合その他の事項に係る情報から類似する事項に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事項に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる（(1)のうち、必要なものについて実施することをいう。）。</p> </div> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（BWR事業者協議会で取り扱う技術情報およびニューシニア登録情報を含む。）を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事項が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>a. 起こり得る不適合およびその原因について調査する。</p> <p>b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。</p> <p>c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。</p> <p>d. 講じたすべての未然防止処置の実効性の評価を行う。</p> <p>e. 講じたすべての未然防止処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、4.2.1(4)の表の8.5.3項に係る文書に定める。</p>		<p style="text-align: center;">別紙4-2 (29/29)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">⑦-2、⑧-2 ⑦-3、⑧-3</p> <p>図3-2 品質マネジメントシステム文書体系図</p>  </div>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-4 (1/6)</p> <div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">別紙4-3 (1/24)</p> <p>原品-1</p> <p style="text-align: center;">原子力品質保証規程</p> <p style="text-align: center;">抜粋</p> <p style="text-align: center;">2009年 9月17日（制定）                  2021年 6月16日（第11回改正）</p> <p style="text-align: center;">原子力品質保証室                  (C-東北電力)</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-3 (1/30)</p> <p style="text-align: center;">R-30</p> <p style="text-align: center;">原子力総合品質保証規程</p> <p style="text-align: center;">〔平成16年 2月13日施行                  2023年 4月28日（第21次改正）                  (所 管) 原子力安全・品質保証グループ〕</p> <p style="text-align: center;">抜粋</p> <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社</p>	<p>(島根、女川) 名称の相違                  ・原子力総合品質保証規程</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙4-4 (2/6)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙4-3 (2/24)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙4-3 (2/30)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p>(島根 女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙4-4 (3/6)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙4-3 (3/24)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙4-3 (3/30)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p>(島根 女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="472 188 640 212" style="text-align: right;">別紙4-4 (4/6)</div> <div data-bbox="85 248 651 1114" style="border: 2px solid black; height: 542px;"></div>	<div data-bbox="1010 188 1178 212" style="text-align: right;">別紙4-3 (4/24)</div> <div data-bbox="674 209 1223 970" style="border: 2px solid black; height: 477px;"></div>	<div data-bbox="1653 201 1798 225" style="text-align: right;">別紙4-3 (4/30)</div> <div data-bbox="1267 228 1816 1091" style="border: 2px solid black; height: 541px;"></div>	<p>(島根 女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-4 (5/6)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">別紙4-3 (5/24)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">別紙4-3 (5/30)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p>(島根 女川) 記載表現の相違                  (島根 女川) 文書体系の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

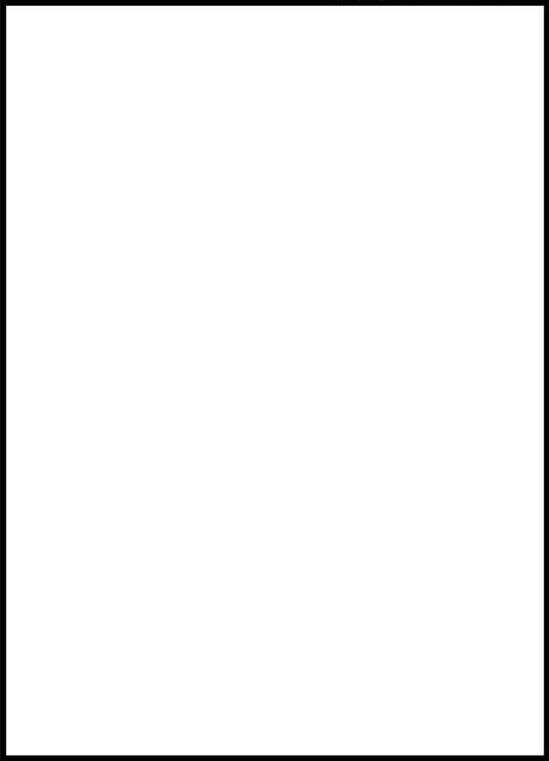
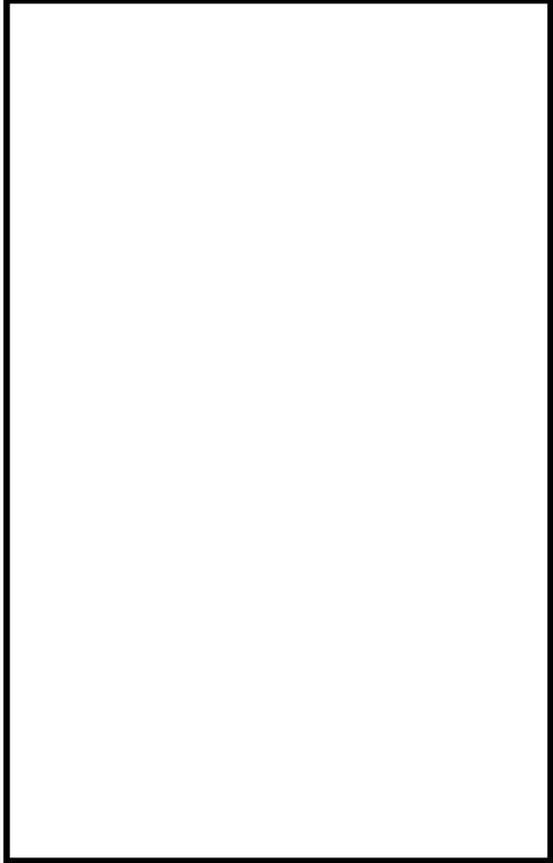
添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-4 (6/6)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">別紙4-3 (6/24)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">別紙4-3 (6/30)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p>(島根 女川) 記載表現の相違                  (島根 女川) 文書体系の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="text-align: center;">別紙4-3 (7/24)</div> 	<div style="text-align: center;">別紙4-3 (7/30)</div> 	<p>(島根 女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

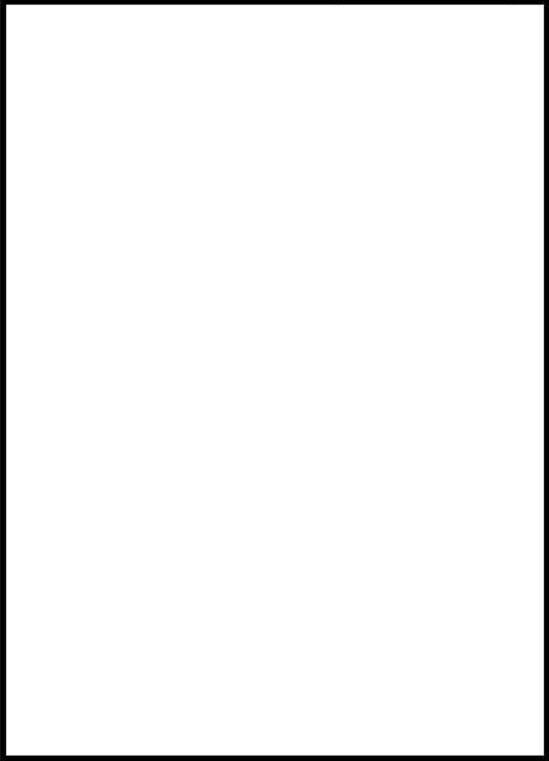
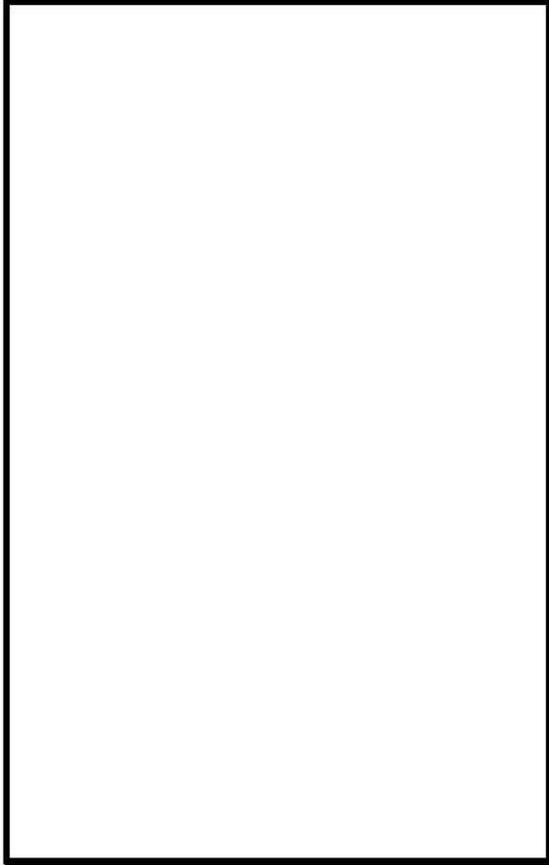
添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1178 204" style="text-align: center;">別紙4-3 (8/24)</div> <div data-bbox="678 209 1227 970" style="border: 2px solid black; height: 477px; width: 245px; margin: 0 auto;"></div>	<div data-bbox="1653 201 1798 225" style="text-align: center;">別紙4-3 (8/30)</div> <div data-bbox="1267 229 1816 1091" style="border: 2px solid black; height: 540px; width: 245px; margin: 0 auto;"></div>	<p>(島根 女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="text-align: center;">別紙4-3 (9/24)</div> 	<div style="text-align: center;">別紙4-3 (9/30)</div> 	<p>(島根 女川) 記載表現の相違                      (島根 女川) 組織体制の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1178 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-3 (10/24)</div> <div data-bbox="674 212 1223 970" style="border: 2px solid black; height: 475px; margin-top: 10px;"></div>	<div data-bbox="1637 201 1805 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-3 (10/30)</div> <div data-bbox="1267 228 1816 1090" style="border: 2px solid black; height: 540px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根 女川) 記載表現の相違                      (島根 女川) 組織体制の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1178 204" style="text-align: center;">別紙4-3 (11/24)</div> <div data-bbox="674 212 1225 975" style="border: 2px solid black; height: 478px; width: 246px; margin: 10px auto;"></div>	<div data-bbox="1637 201 1805 225" style="text-align: center;">別紙4-3 (11/30)</div> <div data-bbox="1270 228 1821 1093" style="border: 2px solid black; height: 542px; width: 246px; margin: 10px auto;"></div>	<p>(島根 女川) 記載表現の相違                      (島根 女川) 組織体制の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1178 204" style="text-align: center;">別紙4-3 (12/24)</div> <div data-bbox="685 212 1234 970" style="border: 2px solid black; height: 475px; margin: 10px auto;"></div>	<div data-bbox="1637 201 1805 225" style="text-align: center;">別紙4-3 (12/30)</div> <div data-bbox="1267 233 1816 1090" style="border: 2px solid black; height: 537px; margin: 10px auto;"></div>	<p data-bbox="1854 204 2051 228">(島根 女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1178 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-3 (13/24)</div> <div data-bbox="678 209 1227 970" style="border: 2px solid black; height: 477px; width: 245px; margin: 10px auto;"></div>	<div data-bbox="1637 201 1805 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-3 (13/30)</div> <div data-bbox="1272 229 1821 1091" style="border: 2px solid black; height: 540px; width: 245px; margin: 10px auto;"></div>	<p data-bbox="1854 204 2051 228" style="color: green;">(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1178 204" style="text-align: center;">別紙4-3 (14/24)</div> <div data-bbox="680 209 1227 970" style="border: 2px solid black; height: 477px; width: 244px; margin: 0 auto;"></div>	<div data-bbox="1637 201 1805 225" style="text-align: center;">別紙4-3 (14/30)</div> <div data-bbox="1265 229 1814 1091" style="border: 2px solid black; height: 540px; width: 245px; margin: 0 auto;"></div>	<p>(島根 女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1178 204" style="text-align: center;">別紙4-3 (15/24)</div> <div data-bbox="678 212 1227 975" style="border: 2px solid black; height: 478px; width: 245px; margin: 0 auto;"></div>	<div data-bbox="1637 201 1805 225" style="text-align: center;">別紙4-3 (15/30)</div> <div data-bbox="1272 228 1821 1094" style="border: 2px solid black; height: 543px; width: 245px; margin: 0 auto;"></div>	<p data-bbox="1854 204 2051 228">(島根 女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1178 204" style="text-align: center;">別紙4-3 (16/24)</div> <div data-bbox="687 204 1240 967" style="border: 2px solid black; height: 478px; width: 247px; margin: 10px auto;"></div>	<div data-bbox="1637 201 1805 225" style="text-align: center;">別紙4-3 (16/30)</div> <div data-bbox="1267 233 1821 1098" style="border: 2px solid black; height: 542px; width: 247px; margin: 10px auto;"></div>	<p data-bbox="1854 201 2063 225">(島根 女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1178 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-3 (17/24)</div> <div data-bbox="674 209 1223 970" style="border: 2px solid black; height: 477px; width: 245px; margin: 10px auto;"></div>	<div data-bbox="1637 201 1805 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-3 (17/30)</div> <div data-bbox="1267 229 1816 1091" style="border: 2px solid black; height: 540px; width: 245px; margin: 10px auto;"></div>	<p data-bbox="1854 204 2051 228" style="color: green;">(島根 女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1178 204" style="text-align: center;">別紙4-3 (18/24)</div> <div data-bbox="674 209 1223 970" style="border: 2px solid black; height: 477px; width: 245px; margin: 0 auto;"></div>	<div data-bbox="1637 201 1805 225" style="text-align: center;">別紙4-3 (18/30)</div> <div data-bbox="1267 229 1816 1091" style="border: 2px solid black; height: 540px; width: 245px; margin: 0 auto;"></div>	<p data-bbox="1854 204 2051 228">(島根 女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1178 204" style="text-align: center;">別紙4-3 (19/24)</div> <div data-bbox="689 204 1238 970" style="border: 2px solid black; height: 480px; margin: 10px auto;"></div>	<div data-bbox="1637 201 1805 225" style="text-align: center;">別紙4-3 (19/30)</div> <div data-bbox="1270 225 1818 1091" style="border: 2px solid black; height: 543px; margin: 10px auto;"></div>	<p data-bbox="1854 204 2051 228">(島根 女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1178 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-3 (20/24)</div> <div data-bbox="680 204 1227 967" style="border: 2px solid black; height: 478px; margin-top: 10px;"></div>	<div data-bbox="1637 199 1805 223" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-3 (20/30)</div> <div data-bbox="1270 223 1816 1090" style="border: 2px solid black; height: 543px; margin-top: 10px;"></div>	<p data-bbox="1854 199 2051 226" style="color: green;">(島根 女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1178 204" style="text-align: center;">別紙4-3 (21/24)</div> <div data-bbox="689 209 1223 970" style="border: 2px solid black; height: 477px; width: 238px; margin: 0 auto;"></div>	<div data-bbox="1637 201 1805 225" style="text-align: center;">別紙4-3 (21/30)</div> <div data-bbox="1267 229 1816 1091" style="border: 2px solid black; height: 540px; width: 245px; margin: 0 auto;"></div>	<p data-bbox="1854 204 2051 228" style="color: green;">(島根 女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

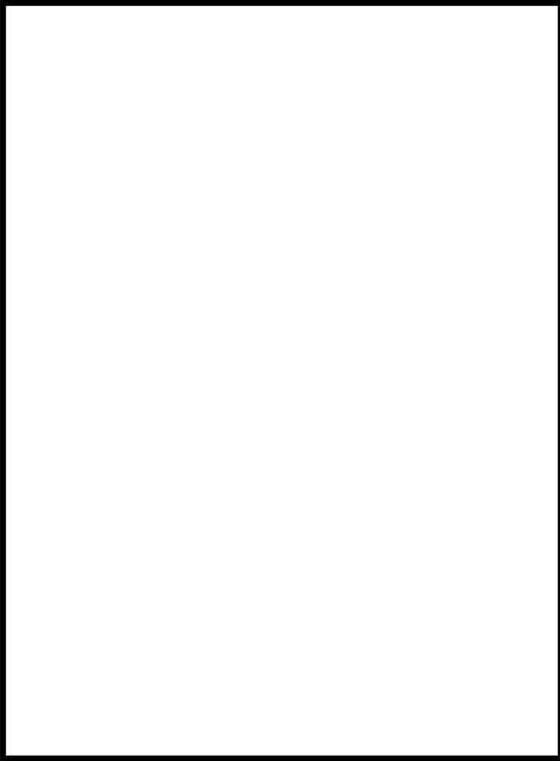
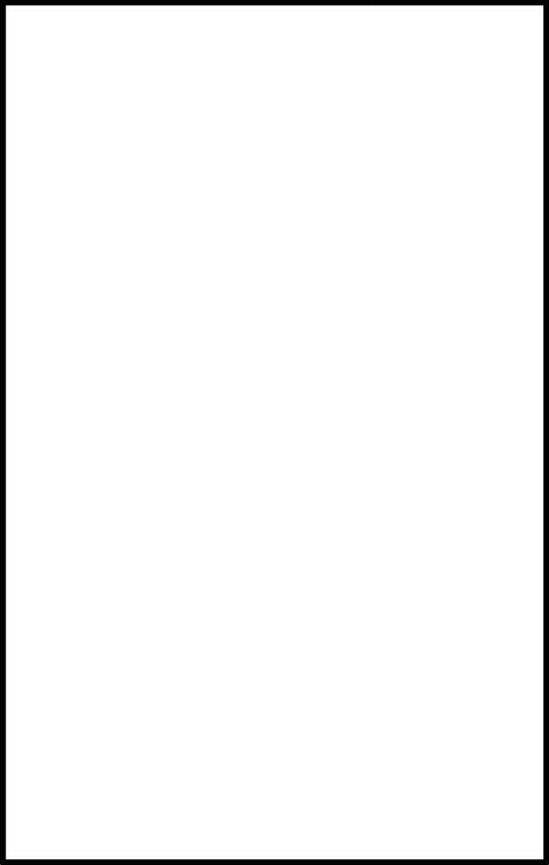
添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1178 204" style="text-align: center;">別紙4-3 (22/24)</div> <div data-bbox="680 209 1240 970" style="border: 2px solid black; height: 477px; width: 250px; margin: 0 auto;"></div>	<div data-bbox="1637 201 1805 225" style="text-align: center;">別紙4-3 (22/30)</div> <div data-bbox="1267 229 1816 1091" style="border: 2px solid black; height: 540px; width: 245px; margin: 0 auto;"></div>	<p data-bbox="1854 204 2051 228">(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

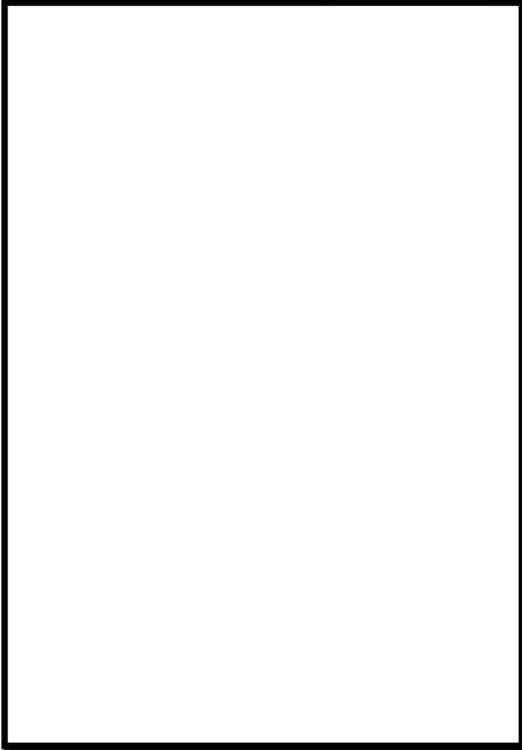
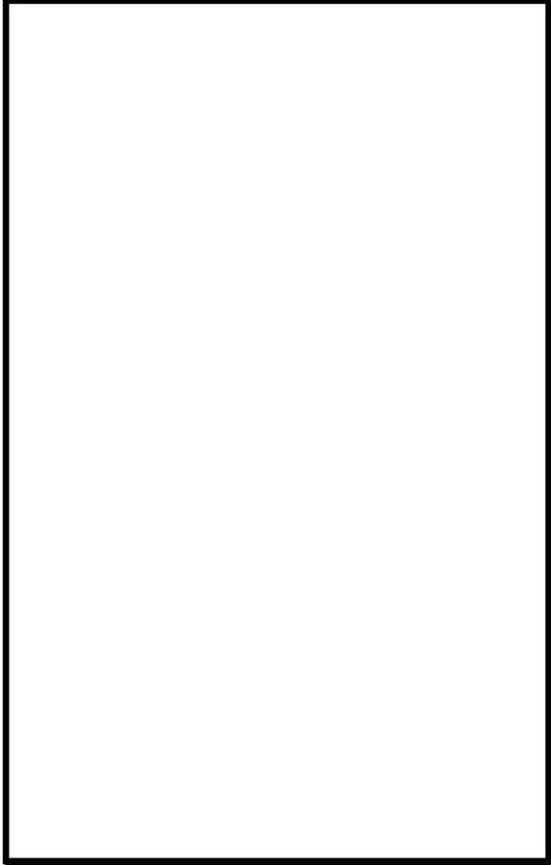
添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">別紙4-3 (23/24)</p> 	<p style="text-align: center;">別紙4-3 (23/30)</p> 	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="text-align: center;">別紙4-3 (24/24)</div> 	<div style="text-align: center;">別紙4-3 (24/30)</div> 	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1630 199 1794 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-3(25/30)</div> <div data-bbox="1267 233 1816 1098" style="border: 2px solid black; height: 542px; width: 245px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根 女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1630 199 1794 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-3(26/30)</div> <div data-bbox="1263 225 1816 1091" style="border: 2px solid black; height: 543px; width: 247px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根 女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1630 199 1794 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-3(27/30)</div> <div data-bbox="1263 225 1812 1091" style="border: 2px solid black; height: 543px; width: 245px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根 女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1630 199 1794 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-3 (28/30)</div> <div data-bbox="1263 225 1809 1090" style="border: 2px solid black; height: 542px; width: 244px; margin-top: 10px;"></div>	<div data-bbox="1848 199 2051 225" style="background-color: yellow; padding: 2px;">(島根、女川) 組織体制の相違</div>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1630 199 1794 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-3 (29/30)</div> <div data-bbox="1270 225 1818 1088" style="border: 2px solid black; height: 541px; width: 245px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根 女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1630 199 1794 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-3 (30/30)</div> <div data-bbox="1267 226 1816 1091" style="border: 2px solid black; height: 542px; width: 245px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根 女川) 文書体系の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由						
<p style="text-align: right;">別紙4-5 (1/44)</p> <table border="1" data-bbox="400 328 577 387"> <tr> <td>制定日</td> <td>2006. 2. 1</td> </tr> <tr> <td>承認日</td> <td>2021. 6. 22</td> </tr> <tr> <td>施行日</td> <td>2021. 7. 1</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">原子力品質保証細則</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">中国電力株式会社 電源事業本部</p>	制定日	2006. 2. 1	承認日	2021. 6. 22	施行日	2021. 7. 1	<p style="text-align: right;">別紙4-4 (1/4)</p> <p>原品4-1</p> <p style="text-align: center;">原子力QMS プロセス適用要領</p> <p style="text-align: center;">抜 粋</p> <p style="text-align: center;">2009年 9月 2日 ( 制 定 ) 2021年 6月29日 (第14回改正)</p> <p style="text-align: center;">原子力品質保証室</p>	<p style="text-align: right;">別紙4-4 (1/5)</p> <div style="border: 2px solid yellow; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">R-30-100</p> <p style="text-align: center;">原子力品質保証計画書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">平成16年 2月13日施行 2023年 4月28日 (第55次改正) (所 管) 原子力安全・品質保証グループ</p> </div> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">抜 粋</p> <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社</p> </div>	<p>(島根、女川) 名称の相違 ・原子力品質保証計画書</p>
制定日	2006. 2. 1								
承認日	2021. 6. 22								
施行日	2021. 7. 1								

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙4-5 (2/44)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙4-4 (2/41)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙4-4 (2/5)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p>(島根) 組織体制の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="456 204 613 226" style="text-align: right;">別紙4-5 (3/44)</div> <div data-bbox="85 229 645 1072" style="border: 2px solid black; height: 528px;"></div>	<div data-bbox="1016 181 1173 204" style="text-align: right;">別紙4-4 (3/4)</div> <div data-bbox="676 204 1218 954" style="border: 2px solid black; height: 470px;"></div>	<div data-bbox="1666 197 1823 220" style="text-align: right;">別紙4-4 (3/5)</div> <div data-bbox="1267 226 1818 1091" style="border: 2px solid black; height: 542px;"></div>	<p>(島根 女川) 組織体制の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="456 212 613 236" style="text-align: right;">別紙4-5 (4/44)</div> <div data-bbox="94 240 640 1086" style="border: 2px solid black; height: 530px;"></div>	<div data-bbox="1025 181 1182 205" style="text-align: right;">別紙4-4 (4/4)</div> <div data-bbox="678 205 1225 954" style="border: 2px solid black; height: 469px;"></div>	<div data-bbox="1664 197 1821 221" style="text-align: right;">別紙4-4 (4/5)</div> <div data-bbox="1263 226 1816 1091" style="border: 2px solid black; height: 542px;"></div>	<p>(島根 女川) 組織体制の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="452 188 616 215" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (5/44)</div> <div data-bbox="78 225 651 1066" style="border: 2px solid black; height: 527px; width: 256px;"></div>		<div data-bbox="1653 197 1794 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-4 (5/5)</div> <div data-bbox="1263 228 1816 1094" style="border: 2px solid black; height: 543px; width: 247px;"></div>	<p>(島根 女川) 組織体制の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="465 193 629 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (6/44)</div> <div data-bbox="76 225 654 1098" style="border: 2px solid black; height: 547px; width: 258px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="450 193 613 217" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (7/44)</div> <div data-bbox="80 225 651 1075" style="border: 2px solid black; height: 533px; margin-top: 10px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="461 185 631 210" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5(8/44)</div> <div data-bbox="76 220 654 1104" style="border: 2px solid black; height: 554px; width: 258px; margin-top: 10px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="456 209 613 229" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (9/44)</div> <div data-bbox="76 236 654 1075" style="border: 2px solid black; height: 526px; margin-top: 10px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 188 631 215" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (10/44)</div> <div data-bbox="76 225 651 1086" style="border: 2px solid black; height: 540px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 188 636 217" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (11/44)</div> <div data-bbox="76 225 654 1090" style="border: 2px solid black; height: 542px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 188 631 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (12/44)</div> <div data-bbox="76 225 654 1098" style="border: 2px solid black; height: 547px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="439 183 633 209" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (13/44)</div> <div data-bbox="76 220 651 1098" style="border: 2px solid black; height: 550px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="439 188 629 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (14/44)</div> <div data-bbox="76 225 654 1091" style="border: 2px solid black; height: 543px; margin-top: 10px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="439 181 624 209" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (15/44)</div> <div data-bbox="76 220 651 1098" style="border: 2px solid black; height: 550px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 178 629 207" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (16/44)</div> <div data-bbox="76 212 651 1094" style="border: 2px solid black; height: 553px; width: 257px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="436 183 629 209" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (17/44)</div> <div data-bbox="76 229 651 1094" style="border: 2px solid black; height: 542px; margin-top: 10px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 197 640 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (18/44)</div> <div data-bbox="85 236 651 1118" style="border: 3px solid black; height: 553px; margin-top: 10px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 188 629 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (19/44)</div> <div data-bbox="76 220 654 1098" style="border: 2px solid black; height: 550px; margin-top: 10px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 183 638 215" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (20/44)</div> <div data-bbox="78 223 649 1093" style="border: 2px solid black; height: 545px; margin-top: 10px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 183 633 212" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (21/44)</div> <div data-bbox="76 217 651 1098" style="border: 2px solid black; height: 550px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="436 178 629 209" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (22/44)</div> <div data-bbox="78 215 651 1098" style="border: 2px solid black; height: 553px; width: 256px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 178 631 207" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (23/44)</div> <div data-bbox="78 215 649 1109" style="border: 3px solid black; height: 560px; margin-top: 10px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 181 636 209" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (24/44)</div> <div data-bbox="78 215 651 1098" style="border: 2px solid black; height: 553px; margin-top: 10px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 180 633 209" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">別紙4-5 (25/44)</div> <div data-bbox="76 217 651 1098" style="border: 2px solid black; height: 550px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 188 636 217" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (26/44)</div> <div data-bbox="78 225 651 1106" style="border: 2px solid black; height: 550px; margin-top: 10px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 188 631 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (27/44)</div> <div data-bbox="76 220 654 1104" style="border: 2px solid black; height: 554px; width: 258px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="448 172 631 199" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (28/44)</div> <div data-bbox="78 204 651 1098" style="border: 2px solid black; height: 560px; width: 256px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 181 631 210" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (29/44)</div> <div data-bbox="78 215 649 1088" style="border: 3px solid black; height: 547px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 183 631 215" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (30/44)</div> <div data-bbox="78 223 649 1093" style="border: 2px solid black; height: 545px; width: 255px; margin-top: 10px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="439 185 629 212" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (31/44)</div> <div data-bbox="76 220 651 1094" style="border: 2px solid black; height: 548px; margin-top: 10px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 183 629 210" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (32/44)</div> <div data-bbox="76 220 651 1098" style="border: 2px solid black; height: 550px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 185 631 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (33/44)</div> <div data-bbox="76 220 654 1098" style="border: 2px solid black; height: 550px; margin-top: 10px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 183 636 212" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (34/44)</div> <div data-bbox="76 220 651 1109" style="border: 2px solid black; height: 557px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="436 193 629 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (35/44)</div> <div data-bbox="76 225 651 1086" style="border: 2px solid black; height: 540px; width: 257px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 177 645 209" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (36/44)</div> <div data-bbox="76 212 645 1106" style="border: 2px solid black; height: 560px; width: 254px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="439 188 629 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (37/44)</div> <div data-bbox="80 225 651 1102" style="border: 2px solid black; height: 550px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 177 629 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (38/44)</div> <div data-bbox="76 212 651 1099" style="border: 2px solid black; height: 556px; width: 257px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 180 645 209" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (39/44)</div> <div data-bbox="76 212 651 1098" style="border: 2px solid black; height: 555px; width: 257px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 188 645 215" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (40/44)</div> <div data-bbox="76 223 654 1093" style="border: 2px solid black; height: 545px; width: 258px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 183 638 210" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (41/44)</div> <div data-bbox="78 220 651 1093" style="border: 2px solid black; height: 547px; width: 256px; margin-top: 10px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 172 636 201" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (42/44)</div> <div data-bbox="85 210 651 1070" style="border: 2px solid black; height: 539px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 188 636 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (43/44)</div> <div data-bbox="80 220 651 1094" style="border: 2px solid black; height: 548px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 188 633 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (44/44)</div> <div data-bbox="76 225 651 1114" style="border: 2px solid black; height: 557px; width: 100%;"></div>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由						
<p style="text-align: right;">別紙4-6 (1/13)</p> <table border="1" data-bbox="403 335 582 399"> <tr> <td>制定日</td> <td>2004.5.21</td> </tr> <tr> <td>承認日</td> <td>2020.9.23</td> </tr> <tr> <td>施行日</td> <td>2020.9.26</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">原子力安全管理監査細則</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">中国電力株式会社 内部監査部門</p>	制定日	2004.5.21	承認日	2020.9.23	施行日	2020.9.26	<p style="text-align: right;">別紙4-5 (1/5)</p> <p>原品5-3</p> <p style="text-align: center;">原子力QMS 責任および権限要領</p> <p style="text-align: center;">抜 粋</p> <p style="text-align: center;">2009年 9月 2日 ( 制 定 )                  2021年 6月 29日 (第15回改正)                  原子力品質保証室</p>	<p style="text-align: right;">別紙4-5 (1/5)</p> <div style="border: 2px solid yellow; padding: 10px; text-align: center;"> <p>R-30-200</p> <p>泊発電所品質保証計画書</p> <p>(平成16年 2月13日施行                      2023年 4月28日施行(第38次改正)                      (所管) 泊発電所 原子力安全・品質保証室)</p> <p style="font-size: 2em;">抜 粋</p> <p>北海道電力株式会社</p> </div>	<p>(島根、女川) 名称の相違                  ・泊発電所品質保証計画書</p>
制定日	2004.5.21								
承認日	2020.9.23								
施行日	2020.9.26								

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="472 188 645 217" style="text-align: right;">別紙4-6 (2/13)</div> <div data-bbox="85 220 651 1066" style="border: 2px solid black; height: 530px;"></div>	<div data-bbox="1010 180 1182 209" style="text-align: right;">別紙4-5 (2/5)</div> <div data-bbox="678 215 1227 965" style="border: 2px solid black; height: 470px;"></div>	<div data-bbox="1659 196 1832 225" style="text-align: right;">別紙4-5 (2/5)</div> <div data-bbox="1263 236 1816 1102" style="border: 2px solid black; height: 543px;"></div>	<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-6 (3/13)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">別紙4-5 (3/5)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">別紙4-5 (3/5)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-6 (4/13)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">別紙4-5 (4/5)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">別紙4-5 (4/5)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 550px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="465 193 629 220" style="text-align: right;">別紙4-6 (5/13)</div> <div data-bbox="76 229 651 1075" style="border: 2px solid black; height: 530px;"></div>	<div data-bbox="1010 181 1173 209" style="text-align: right;">別紙4-5 (5/5)</div> <div data-bbox="692 210 1238 960" style="border: 2px solid black; height: 470px;"></div>	<div data-bbox="1659 197 1823 225" style="text-align: right;">別紙4-5 (5/5)</div> <div data-bbox="1263 245 1816 1114" style="border: 2px solid black; height: 544px;"></div>	<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="472 185 645 212" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-6 (6/13)</div> <div data-bbox="76 225 651 1075" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="472 188 645 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-6 (7/13)</div> <div data-bbox="76 213 651 1062" style="border: 2px solid black; height: 532px; width: 257px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="465 188 645 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-6 (8/13)</div> <div data-bbox="76 220 654 1069" style="border: 2px solid black; height: 532px; width: 258px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="472 225 642 252" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-6 (9/13)</div> <div data-bbox="76 261 651 1102" style="border: 2px solid black; height: 527px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="465 178 622 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">別紙4-6 (10/13)</div> <div data-bbox="76 209 645 1010" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="474 196 645 223" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-6 (11/13)</div> <div data-bbox="76 228 654 1062" style="border: 2px solid black; height: 523px; width: 258px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="465 188 638 212" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-6 (12/13)</div> <div data-bbox="71 217 658 1062" style="border: 2px solid black; height: 530px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="465 188 636 217" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-6 (13/13)</div> <div data-bbox="76 225 651 1070" style="border: 2px solid black; height: 530px; width: 100%;"></div>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-7 (1/5)</p> <p style="text-align: center;">品質方針 (抜粋)</p> <p style="text-align: center;">⑦-5、⑧-5</p> <p style="text-align: right;">社 長 南122号 2020年4月1日</p> <p style="text-align: center;"><b>社 長</b></p> <p style="text-align: center;">「原子力品質方針」「原子力安全文化醸成方針」および「保守管理の実施方針」の見直しについて</p> <p>当社は、原子力安全を最優先とした品質保証活動および原子力安全文化醸成活動ならびに原子力発電所の保守管理の高度化に取り組みため、「原子力品質方針」、「原子力安全文化醸成方針」および「保守管理の実施方針」を制定し、原子力発電所の建設・運営・廃止期間に取り組んでまいりました。</p> <p>こうした中、2020年4月1日から、原子力規制当局による新たな検査制度が開始されます。この検査制度では、従来、国が実施してきた検査を事業者が主体的に実施することが定められるなど、「原子力安全の一貫的な責任は事業者が担う」という考え方がより明確に示されており、事業者が自ら原子力の安全性を向上させる制度となっています。</p> <p>これを受け、当社としても、これまでより一層、主体的に原子力安全の向上を目指す必要があると考え、「原子力品質方針」および「原子力安全文化醸成方針」を見直すこととしました。</p> <p>また、このたびの法令改正を受け、従来から取り組んでいる保守管理に加え、保安のために行う放射線なども含めた施設管理に係る保安活動の徹底の実施のため、「保守管理の実施方針」を「施設管理の実施方針」に見直すこととしました。</p> <p>社員の皆さんには、今回の各方針の見直しの趣旨を十分に理解し、一人ひとりが原子力の安全性向上の一翼を担っているという自覚と誇りを持ち、さらなる努力をされるようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>(添付資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力品質方針</li> <li>・原子力安全文化醸成方針</li> <li>・施設管理の実施方針</li> </ul>	<p style="text-align: center;">別紙4-6 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">⑦-5 ⑧-5</p> <p style="text-align: center;"><b>原子力安全に関する品質方針</b></p> <p style="text-align: center;">令和2年4月1日 東北電力株式会社 取締役社長 社長執行役員 樋口康二郎</p> <p>われわれには、先人の高い安全意識を継承し、東日本大震災を含む数多くの教訓・知見を取り入れ、リスクを低減し続けることにより、原子力安全を向上させる使命がある。このため、一人ひとりが強い責任感を持ち、安全文化の育成および維持とたゆまぬPDCA活動に努めることにより、社会からの理解と信頼を得ることを決意し、以下の方針を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 安全最優先の徹底</li> <li>2. 法令・ルールへの遵守</li> <li>3. 常に問い直し、問いかける習慣の定着</li> <li>4. 情報共有の充実</li> <li>5. 積極的な改善の実践</li> </ol>	<p style="text-align: center;">別紙4-6 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">⑦-5、⑧-5</p> <p style="text-align: center;"><b>示 達</b></p> <p>原子力発電に係る品質方針（施設管理の実施方針を兼ねる）および安全文化のあるべき姿を、次のとおり定めます。</p> <p>また、この品質方針には、(i)、(ii)、(iii)に示されるものを高めています。原子力発電の安全文化を含む保安活動に従事する社員の皆さんは、品質方針は施設管理の実施方針を兼ねていること、(i)、(ii)、(iii)に示されるものが含まれていることを含め、品質方針とあるべき姿を理解し、それぞれの職場において具体的な目標を設定し、新発見を反映した安全対策への取り組みやプラントの状態に応じた保全等、原子力安全の達成・維持・向上に向けた活動に取り組んでいただきたい。</p> <p style="text-align: right;">2023年 7月 5日</p> <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社</p> <p style="text-align: right;">社 長 斎藤 香</p> <p style="text-align: center;"><b>品質方針</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 安全最優先の価値観の下、安全に関する責任は自らにあることを認識し、常に問い直し、リーダーシップを発揮して保安活動を継続的に改善する</li> <li>2. 安全性向上に関する取り組みについては、規制基準適合に満足することなく、世界最高水準の安全性を目指した目標・計画を定め、継続的に取り組む</li> <li>3. コンプライアンス意識を醸成し、法令、規制要求事項、社内規程等を遵守する</li> <li>4. 原子力安全が損なわれないよう、品質、セキュリティ等相互に影響を及ぼしうる要素を適切に考慮し、様々なリスクの発現防止に最善を尽くす</li> <li>5. 組織内のコミュニケーションの充実に努め、情報共有に努める。また、組織外との双方向のコミュニケーションの充実に努め、迅速適切な方法により、説明責任を果たすとともに、原子力安全の達成・維持・向上に向けた活動に外部の意見を反映する</li> <li>6. 原子力安全の達成・維持・向上のため、組織に必要な力量を明確化するとともに、あらゆる機会を活用した教育訓練や技術継承等により、必要な力量の確保・維持・向上に積極的に取り組む</li> <li>7. 高齢化技術継承に基づき特定した長期施設管理方針に従い、保全を確実に実施する</li> </ol> <p>(i)施設管理第2条の2に定められる「関係法令および規制規定を遵守することを確実にするための活動の方針」は、上記品質方針のうち3が該当する。</p> <p>(ii)施設管理第3条の3に定められる「健全な安全文化を育成し、維持することに関するもの（安全文化の育成・維持に係る活動の方針）」は、上記品質方針のうち1、2、4、5、6が該当する。</p> <p>(iii)施設管理第118条に定められる「施設管理の方針に高い健全性を発揮すること」は、上記品質方針のうち、7が該当する。</p>	<p>(島根、女川) 記載内容の相違 (品質方針の違いの反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">別紙4-7 (2/5)</div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">⑦-5, ⑧-5</div> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>原子力品質方針</b></p> <p>原子力安全の一義的な責任を担う者として、原子力発電所の建設・運営・廃止措置にあたっては、法令・規制要求等のルールを遵守することはもとより、現場、現物、現実を重視する3現主義を念頭に、確実な品質保証活動を主体的に行うことで、世界最高水準の原子力安全を目指すとともに、公正・透明な業務運営を通じて、地域の皆さまからの理解と信頼の獲得を目指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 必要な資源を確保し、自らの役割と責任を自覚して、原子力安全を最優先に品質保証活動を積極的に推進する。</li> <li>2. 原子力安全に係る知見や情報を収集してリスク評価を行い、必要な対策を実施して、原子力安全の向上を目指す。</li> <li>3. 常に問いかける姿勢を持って、品質マネジメントシステムを継続的に改善する。</li> <li>4. 教育・訓練を確実に実施して、個人および組織全体の建設、運転・保守、廃止措置、緊急時における技術の継承を図るとともに、対応能力の向上を目指す。</li> </ol> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">2020年 4月 1日 中国電力株式会社 社長</p> </div>			<p>(島根、女川) 記載内容の相違 (品質方針の違いの反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙4-7 (3/5)</p> <p style="text-align: right;">⑦-5、⑧-5</p> <p style="text-align: center;"><b>原子力安全文化醸成方針</b></p> <p>原子力発電所の建設・運営・廃止措置における活動の基礎となる原子力安全文化の醸成に主体的に取り組むことで、より高い水準の原子力安全を目指す。</p> <p>特に、これまでの点検不備問題等の経験を教訓とし、「常に問いかける姿勢」および「報告する文化」の改善に重点的に取り組み、更なる自主的安全性向上に向けて、社員一人ひとりに原子力安全を最優先とする文化の浸透を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 安全最優先の組織風土 安全最優先の価値観を共有した組織風土を創ります。</li> <li>2. 継続的な改善活動 組織が一体となって、原子力安全文化醸成に係る改善活動に継続的に取り組みます。</li> <li>3. コミュニケーションの充実 良好なコミュニケーションを保ち、風通しが良い職場を創ります。</li> </ol> <p style="text-align: right;">2020年 4月 1日 中国電力株式会社 社長</p>			<p>(島根、女川) 記載内容の相違 (品質方針の違いの反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-7(4/5)</div> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">⑦-5, ⑧-5</div> <p style="text-align: center;">社 長 平成19年0月29日</p> <p style="text-align: center;"><b>社 長</b></p> <p style="text-align: center;"><b>コンプライアンス経営の推進に向けて</b></p> <p>当社は、「お客さまの信頼を喜びとします」を経営理念として掲げ、お客さまや地域の皆さまからの信頼を基盤とした業務運営を行ってきました。平成15年には、より信頼される企業となることを目指し、企業倫理綱領の制定や企業倫理委員会の設置など、コンプライアンスの一層の推進を図りました。</p> <p>しかし、一連の不運切実案により、これまでの取り組みが、問題を自ら明らかにし、積極的に解決にあたるという役員・社員の実際の行動に結びついていなかったことが浮き彫りとなりました。その根底には、コンプライアンスとは単に法令を守るだけでなく、倫理や道徳を含めた社会的な規範を大切に守ることであり、その取り組みは企業が社会の中で存続していくために不可欠なものであるという認識が全社に浸透していなかったことがあると考えられます。</p> <p>こうした反省を踏まえ、今後、当社は、電力設備の安全確保の徹底、電気の安定供給、低廉な電気料金の実現等の社会的な要請に応えるために、「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に定める」ことを経営の基本とし、社内の仕組みやルールなどの根本的な見直しを行うとともに、役員の中核的役割のもと、社員一人ひとりの意識や企業風土に「コンプライアンス最優先」の考え方が根付くよう全社を挙げて取り組んでいきます。</p> <p>具体的には、仕組み面で、経営戦略の改善やコンプライアンス推進体制の強化等を実施していきます。また、意識・行動面では、企業倫理綱領における行動規範をしっかりと守ることを徹底します。中でも、留意すべき行動として、「負傷に陥ります」、「事故に陥ります」、「積極的に正します」の3つの行動を、一人ひとりが日々の業務の中で実践することとします。役員および各組織の責任者においては、これに率先して取り組むとともに、社員への積極的な働きかけを行います。</p> <p>そして、こうした当社の決意・姿勢を「コンプライアンス経営推進宣言」として表明し、その取り組みをお客さまや地域の皆さまにお約束します。</p> <p>現在、当社は、毎年書き上げてきた信頼を想うという、かつてない厳しい状況がありますが、コンプライアンス経営を一步一步着実に推進することにより、皆さまから信頼され、選択される、また、社員にとって風通しがよく、働きがいのある、より良い会社に再生していくものと確信しています。</p> <p>皆さまの真摯な取り組みをお願いします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>(添付書類) コンプライアンス経営推進宣言</p>			<p>(島根、女川) 記載内容の相違 (品質方針の違いの反映)</p>

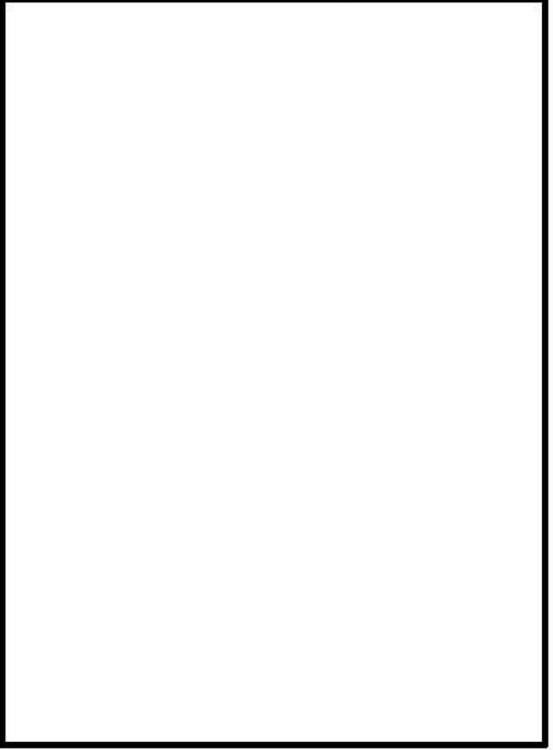
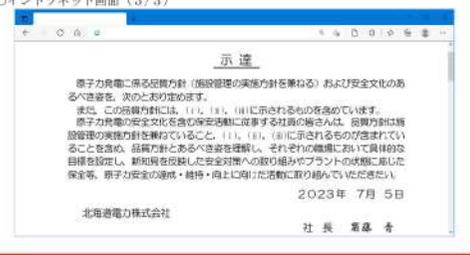
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙4-7 (5/5)</p> <p style="text-align: center;">⑦-5、⑧-5</p> <p style="text-align: center;">平成19年6月 中国電力株式会社</p> <p style="text-align: center;"><b>コンプライアンス経営推進宣言</b></p> <p>中国電力株式会社は、コンプライアンス経営の推進に、役員の率先垂範のもと、全社を挙げて取り組んでいきます。</p> <p>○ 私たちは、「コンプライアンス」とは「倫理や道徳を含めた社会的な規範を大切にすること」であり、その取り組みは企業が社会の中で存続していくために不可欠なものであると認識します。</p> <p>○ 私たちは、こうした認識のもと、電力設備の安全確保の徹底、電気の安定供給、低廉な電気料金の実現等の社会的な要請に応えていくために、「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを基本とした経営の推進に全力で取り組みます。</p> <p>○ 私たちは、「コンプライアンス最優先」を実現するために、中国電力企業倫理綱領における行動規範をしっかりと守り、中でも、留意すべき行動として、次の「3つの行動」を日々実践していきます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>1. 良識に照らします</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自らの行動と社会的な良識とを意識して照らし合われます。</li> <li>◆ 業務に疑問を感じたときには、必ずルールを確認します。</li> </ul> <p><b>2. 正直に話します</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 疑問や問題を抱え込まず、職場内や組織間で話し合います。</li> <li>◆ お客さまや社会に対して、自発的に、適切にご説明します。</li> </ul> <p><b>3. 積極的に正します</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 不適切な取り扱いを先送りせず、積極的に正します。</li> <li>◆ 実態に合わないルールがあれば、見直すよう取り組みます。</li> </ul> </div> <p style="text-align: right;">以 上</p>			<p>(島根、女川) 記載内容の相違 (品質方針の違いの反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-8 (1/4)</p> <p style="text-align: right;">⑦-6 ⑧-6</p> <p style="text-align: center;">品質方針の組織内への伝達方法について</p> <p>○社内イントラネット画面 (1/6)</p>  <p>○社内イントラネット画面 (2/6)</p> 	<p style="text-align: center;">別紙4-7 (1/4)</p> 	<p style="text-align: right;">別紙4-7 (1/2)</p> <p style="text-align: right;">⑦-6、⑧-6</p> <p style="text-align: center;">品質方針の組織内への伝達方法</p> <p>○イントラネット画面 (1/3)</p>  <p>○イントラネット画面 (2/3)</p>  <p>○イントラネット画面 (3/3)</p> 	<p>(島根、女川) 記載内容の相違 (品質方針の違 いの反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所 2号炉

女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス

泊発電所 3号炉

相違理由

別紙 4-8 (2/4)

別紙 4-7 (2/4)

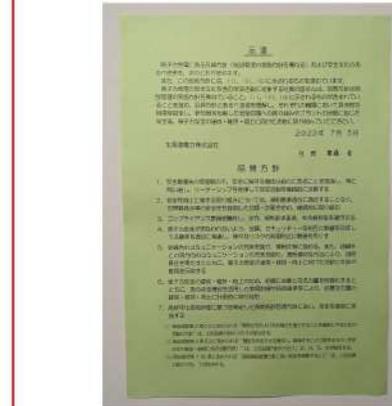
別紙 4-7 (2/2)

(島根 女川) 記載内容の相違 (品質方針の違  
 いの反映)

○社内イントラネット画面 (3/6)

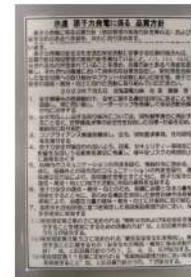
○イントラネット画面 (2/2)

○品質方針ポスター掲示



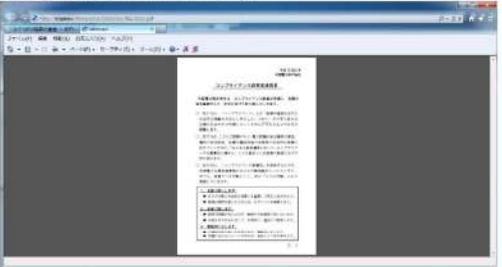
○社内イントラネット画面 (4/6)

○品質方針カード

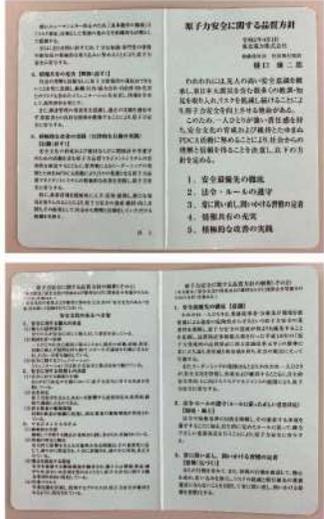


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-8 (3/4)</p> <p style="text-align: right;">⑦-6, ⑧-6</p> <p>○社内イントラネット画面 (5/6)</p>  <p>○社内イントラネット画面 (6/6)</p> 	<p style="text-align: center;">別紙4-7 (3/4)</p> <p style="text-align: right;">⑦-6 ⑧-6</p> <p>○品質方針ポスター掲示</p> 		<p>(島根、女川) 記載内容の相違 (品質方針の違いの反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-8 (4/4)</p> <p>○社内事務所掲示状況</p>  <p>○配付しているカード</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p><b>原子力品質方針</b></p> <p>原子力安全の一貫した責任を担う者として、原子力発電所の建設・運営・廃止段階にわたっては、安全・信頼確保を第一とし、変遷することにより、設備、技術、環境を改善する3次元性を意識し、高度な品質保証活動を主体的に行うことで、国民等々の原子力安全を保障するとともに、公正・透明な業務運営を通じて、各種の御声かけへの適切な対応の提供を期します。</p> <p>① 顧客の期待を超越し、安全の信頼と責任を自覚して、原子力安全を継続的に品質保証活動を積極的に推進する。</p> <p>② 原子力安全に係る知見や情報を収集してリスク対策を行い、必要は対策を講じて、原子力安全の向上を図ります。</p> <p>③ 常に研いける姿勢を培って、品質マネジメントシステムを積極的に活用する。</p> <p>④ 教育・訓練を継続的に実施して、個人および組織全体の知識、技能、姿勢、禁止行動、緊急時に打てる的確な対応を前もって、対応能力向上を期します。</p> <p style="text-align: right;">2020年4月1日 中国電力株式会社 社長 清水 孝哉</p> </div> <p style="text-align: center;">2020年4月1日 中国電力株式会社 社長 清水 孝哉</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-7 (4/4)</p> <p>○品質方針カード</p> 		<p>(島根、女川) 記載内容の相違 (品質方針の違いの反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由								
<p style="text-align: right;">別紙4-9 (1/8)</p> <p style="text-align: center;">QMS-03-300-30</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>文書番号</td> <td>QMS-03-300-30</td> </tr> <tr> <td>制定日</td> <td>2006.2.1</td> </tr> <tr> <td>承認日</td> <td>2021.6.22</td> </tr> <tr> <td>発行日</td> <td>2021.7.1</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">マネジメントレビュー基本要領</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">中国電力株式会社 電源事業本部</p>	文書番号	QMS-03-300-30	制定日	2006.2.1	承認日	2021.6.22	発行日	2021.7.1	<p style="text-align: right;">別紙4-8 (1/7)</p> <p>原品5-6</p> <p style="text-align: center;">原子力QMS マネジメントレビュー要領</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">平成16年4月27日(制定) 2020年9月23日(第22回改正) 原子力品質保証室</p>	<p style="text-align: right;">別紙4-8 (1/5)</p> <p style="text-align: center;">R-30-103</p> <p style="text-align: center;">原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル</p> <p style="text-align: center;">〔平成16年 2月13日施行 2022年 3月17日(第39次改正) (所 警) 原子力安全・品質保証グループ〕</p> <p style="text-align: center;">(抜 粋)</p> <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社</p>	<p>(島根、女川) 名称の相違 ・原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル</p>
文書番号	QMS-03-300-30										
制定日	2006.2.1										
承認日	2021.6.22										
発行日	2021.7.1										

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="465 209 645 236" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-9 (2/8)</div> <div data-bbox="78 247 645 1114" style="border: 2px solid black; height: 543px; width: 253px;"></div>	<div data-bbox="1010 180 1178 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-8 (2/7)</div> <div data-bbox="678 204 1227 954" style="border: 2px solid black; height: 470px; width: 245px;"></div>	<div data-bbox="1659 196 1798 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-8 (2/5)</div> <div data-bbox="1267 225 1821 1091" style="border: 2px solid black; height: 543px; width: 247px;"></div>	<p data-bbox="1854 196 2085 225" style="color: red;">(島根 女川) 業務プロセスの相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="461 185 647 212" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-9 (3/8)</div> <div data-bbox="76 228 651 1098" style="border: 2px solid black; height: 545px;"></div>	<div data-bbox="1010 185 1173 212" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-8 (3/7)</div> <div data-bbox="687 204 1240 954" style="border: 2px solid black; height: 470px;"></div>	<div data-bbox="1659 197 1800 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-8 (3/5)</div> <div data-bbox="1265 228 1818 1098" style="border: 2px solid black; height: 545px;"></div>	<p>(島根 女川) 業務プロセスの相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="452 209 638 236" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-9 (4/8)</div> <div data-bbox="78 244 651 1134" style="border: 2px solid black; height: 558px; width: 256px;"></div>	<div data-bbox="1010 181 1182 209" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-8 (4/7)</div> <div data-bbox="689 204 1238 957" style="border: 2px solid black; height: 472px; width: 245px;"></div>	<div data-bbox="1659 197 1800 221" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-8 (4/5)</div> <div data-bbox="1265 228 1818 1094" style="border: 2px solid black; height: 543px; width: 247px;"></div>	<p>(島根 女川) 業務プロセスの相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 193 629 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-9 (5/8)</div> <div data-bbox="78 225 651 1102" style="border: 2px solid black; height: 550px;"></div>	<div data-bbox="1010 180 1182 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-8 (5/7)</div> <div data-bbox="680 204 1227 954" style="border: 2px solid black; height: 470px;"></div>	<div data-bbox="1659 193 1800 217" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-8 (5/5)</div> <div data-bbox="1267 225 1818 1091" style="border: 2px solid black; height: 543px;"></div>	<p>(島根 女川) 業務プロセスの相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="459 193 645 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-9 (6/8)</div> <div data-bbox="78 225 651 1121" style="border: 2px solid black; height: 562px; width: 256px;"></div>	<div data-bbox="1010 181 1182 209" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-8 (6/7)</div> <div data-bbox="678 204 1225 956" style="border: 2px solid black; height: 471px; width: 244px;"></div>		<div data-bbox="1854 201 2085 228" style="color: red;">(島根 女川) 業務プロセスの相違</div>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="459 193 645 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-9 (7/8)</div> <div data-bbox="71 225 658 1118" style="border: 2px solid black; height: 560px;"></div>	<div data-bbox="1010 181 1182 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-8 (7/7)</div> <div data-bbox="692 204 1247 954" style="border: 2px solid black; height: 470px;"></div>		<div data-bbox="1854 201 2085 225" style="color: red;">(島根 女川) 業務プロセスの相違</div>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="459 199 645 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-9 (8/8)</div> <div data-bbox="78 231 645 1098" style="border: 2px solid black; height: 543px; width: 253px;"></div>			<div data-bbox="1854 204 2085 225" style="color: red;">(島根 女川) 業務プロセスの相違</div>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由								
<p style="text-align: center;">別紙4-10 (1/4)</p> <p style="text-align: center;">QMS-02-X00-22</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>文書番号</td> <td>QMS-02-X00-22</td> </tr> <tr> <td>制定日</td> <td>2008.2.1</td> </tr> <tr> <td>承認日</td> <td>2020.3.27</td> </tr> <tr> <td>施行日</td> <td>2020.4.1</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">内部コミュニケーション基本要領</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">中国電力株式会社 電源事業本部</p>	文書番号	QMS-02-X00-22	制定日	2008.2.1	承認日	2020.3.27	施行日	2020.4.1	<p style="text-align: center;">別紙4-9 (1/2)</p> <p style="text-align: center;">企-2-1</p> <p style="text-align: center;">組織規程運用基準</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">1993年10月1日(制定) 2021年7月1日(第158回改正)</p> <p style="text-align: center;">グループ戦略部門 (C-東北電力)</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-9 (1/3)</p> <p style="text-align: center;">R-30-1</p> <p style="text-align: center;">原子力安全・品質委員会運営マニュアル</p> <p style="text-align: center;">(平成16年2月13日施行 2022年3月1日(第14次改正) (所管)原子力安全・品質保証グループ)</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社</p>	<p>(島根、女川)名称の相違 ・原子力安全・品質委員会運営マニュアル</p>
文書番号	QMS-02-X00-22										
制定日	2008.2.1										
承認日	2020.3.27										
施行日	2020.4.1										

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙4-10 (2/4)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙4-9 (2/2)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙4-9 (2/3)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p>(島根 女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="456 188 629 212" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-10 (3/4)</div> <div data-bbox="71 220 658 1098" style="border: 2px solid black; height: 550px;"></div>		<div data-bbox="1659 197 1798 217" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-9 (3/3)</div> <div data-bbox="1263 233 1818 1098" style="border: 2px solid black; height: 542px;"></div>	<p>(島根 女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="465 178 631 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-10 (4/4)</div> <div data-bbox="76 209 651 1086" style="border: 2px solid black; height: 550px; width: 100%;"></div>			<p>(島根 女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙4-10 (1/3)</p> <p>原品5-5-品目1(女川)</p> <p style="text-align: center;">品質保証会議要領書</p> <p style="text-align: center;">抜粋</p> <p style="text-align: center;">昭和59年6月15日(制定)                  2021年3月11日(第34回改正)                  女川原子力発電所</p>	<p style="text-align: right;">別紙4-10 (1/5)</p> <p style="text-align: center;">R-30-205</p> <p style="text-align: center;">泊発電所安全運営委員会運営要領</p> <p style="text-align: center;">平成19年2月13日発行                  2023年4月27日施行(第30次改正)                  (所管) 泊発電所原子力安全・品質保証課</p> <p style="text-align: center;">抜粋</p> <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社</p>	<p>(女川) 名称の相違                  ・泊発電所安全運営委員会運営要領</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-10 (2/3)</div> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div>	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-10 (2/5)</div> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div>	<p>(女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1178 204" style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-10 (3/3)</div> <div data-bbox="680 204 1227 954" style="border: 2px solid black; height: 470px; margin: 10px auto;"></div>	<div data-bbox="1648 196 1794 220" style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-10 (3/5)</div> <div data-bbox="1267 228 1821 1098" style="border: 2px solid black; height: 545px; margin: 10px auto;"></div>	<p>(女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1641 197 1794 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-10 (4/5)</div> <div data-bbox="1267 225 1818 1091" style="border: 2px solid black; height: 543px; width: 246px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1641 197 1794 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-10 (5/5)</div> <div data-bbox="1267 225 1818 1091" style="border: 2px solid black; height: 543px; width: 246px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(女川) 運用の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																								
<p style="text-align: right;">別紙4-11 (1/1) ⑦-12, ⑧-12</p> <p style="text-align: center;">委員会等の開催実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">委員会等</th> <th colspan="2">令和2年度</th> </tr> <tr> <th>上期</th> <th>下期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力品質保証委員会</td> <td>令和2年9月9日</td> <td>令和2年10月26日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>—</td> <td>令和3年2月19日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">QMS推進者会議</td> <td>令和2年8月5日</td> <td>令和2年10月20日</td> </tr> <tr> <td>令和2年9月8日</td> <td>令和3年2月15日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>—</td> <td>令和3年3月23日</td> </tr> <tr> <td>電源事業本部</td> <td>令和2年7月13日</td> <td>令和3年2月17日</td> </tr> <tr> <td>原子力品質保証運営委員会</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">島根原子力発電所 原子力品質保証運営委員会</td> <td>令和2年6月5日</td> <td>令和2年10月30日</td> </tr> <tr> <td>令和2年6月23日</td> <td>令和2年12月18日</td> </tr> <tr> <td>令和2年7月16日</td> <td>令和3年1月26日</td> </tr> <tr> <td>令和2年7月17日</td> <td>令和3年2月4日</td> </tr> <tr> <td>令和2年7月20日①</td> <td>令和3年3月3日</td> </tr> <tr> <td>令和2年7月20日②</td> <td>令和3年3月30日</td> </tr> <tr> <td>令和2年7月21日</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和2年9月8日</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和2年9月24日</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>原子力発電所 土木建築関係 品質保証運営委員会</td> <td>令和2年7月17日</td> <td>令和3年1月25日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	委員会等	令和2年度		上期	下期	原子力品質保証委員会	令和2年9月9日	令和2年10月26日		—	令和3年2月19日	QMS推進者会議	令和2年8月5日	令和2年10月20日	令和2年9月8日	令和3年2月15日		—	令和3年3月23日	電源事業本部	令和2年7月13日	令和3年2月17日	原子力品質保証運営委員会	—	—	島根原子力発電所 原子力品質保証運営委員会	令和2年6月5日	令和2年10月30日	令和2年6月23日	令和2年12月18日	令和2年7月16日	令和3年1月26日	令和2年7月17日	令和3年2月4日	令和2年7月20日①	令和3年3月3日	令和2年7月20日②	令和3年3月30日	令和2年7月21日	—		令和2年9月8日	—		令和2年9月24日	—	原子力発電所 土木建築関係 品質保証運営委員会	令和2年7月17日	令和3年1月25日		—	—		—	—	<p style="text-align: right;">別紙4-11 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">マネジメントレビュー、管理責任者レビュー及び各室部所長レビューの実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">2019年度</th> <th colspan="2">2020年度</th> </tr> <tr> <th>上期</th> <th>下期</th> <th>上期</th> <th>下期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マネジメントレビュー (社長)</td> <td>2019.11.19</td> <td>2020.5.29</td> <td>2020.11.17</td> <td>2021.5.17</td> </tr> <tr> <td>管理責任者 (原子力本部長)</td> <td>2019.11.12</td> <td>2020.5.27</td> <td>2020.11.13</td> <td>2021.5.12</td> </tr> <tr> <td>管理責任者 (原子力調査室長)</td> <td>2019.11.18</td> <td>2020.5.20</td> <td>2020.11.12</td> <td>2021.5.13</td> </tr> <tr> <td>原子力品質保証室長</td> <td>2019.10.25</td> <td>2020.4.23</td> <td>2020.10.26</td> <td>2021.4.14</td> </tr> <tr> <td>原子力部長</td> <td>2019.10.21</td> <td>2020.4.22</td> <td>2020.10.20</td> <td>2021.4.21</td> </tr> <tr> <td>燃料部長</td> <td>2019.10.10</td> <td>2020.4.10</td> <td>2020.10.9</td> <td>2021.4.9</td> </tr> <tr> <td>資材部長</td> <td>2019.10.8</td> <td>2020.4.7</td> <td>2020.10.8</td> <td>2021.4.8</td> </tr> <tr> <td>土木建築部長</td> <td>2019.10.7</td> <td>2020.4.7</td> <td>2020.10.9</td> <td>2021.4.7</td> </tr> <tr> <td>女川原子力発電所長</td> <td>2019.10.25</td> <td>2020.4.22</td> <td>2020.10.21</td> <td>2021.4.21</td> </tr> </tbody> </table>		2019年度		2020年度		上期	下期	上期	下期	マネジメントレビュー (社長)	2019.11.19	2020.5.29	2020.11.17	2021.5.17	管理責任者 (原子力本部長)	2019.11.12	2020.5.27	2020.11.13	2021.5.12	管理責任者 (原子力調査室長)	2019.11.18	2020.5.20	2020.11.12	2021.5.13	原子力品質保証室長	2019.10.25	2020.4.23	2020.10.26	2021.4.14	原子力部長	2019.10.21	2020.4.22	2020.10.20	2021.4.21	燃料部長	2019.10.10	2020.4.10	2020.10.9	2021.4.9	資材部長	2019.10.8	2020.4.7	2020.10.8	2021.4.8	土木建築部長	2019.10.7	2020.4.7	2020.10.9	2021.4.7	女川原子力発電所長	2019.10.25	2020.4.22	2020.10.21	2021.4.21	<p style="text-align: right;">別紙4-11 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">マネジメントレビュー、管理責任者レビュー及び各部所長レビューの実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2021年度</th> <th>2022年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マネジメントレビュー (社長)</td> <td>2022.6.15</td> <td>2023.6.12</td> </tr> <tr> <td>管理責任者 (原子力事業統括部長)</td> <td>2022.6.1</td> <td>2023.6.1</td> </tr> <tr> <td>管理責任者 (原子力調査室長)</td> <td>2022.6.8</td> <td>2023.5.29</td> </tr> <tr> <td>原子力部長</td> <td>2022.5.30</td> <td>2023.5.30</td> </tr> <tr> <td>原子力土木部長</td> <td>2022.5.31</td> <td>2023.5.30</td> </tr> <tr> <td>資材部長</td> <td>2022.4.15</td> <td>2023.6.7</td> </tr> <tr> <td>原子力安全・品質保証部長</td> <td>2022.5.31</td> <td>2023.6.5</td> </tr> <tr> <td>泊発電所長</td> <td>2022.5.30</td> <td>2023.5.29</td> </tr> </tbody> </table>		2021年度	2022年度	マネジメントレビュー (社長)	2022.6.15	2023.6.12	管理責任者 (原子力事業統括部長)	2022.6.1	2023.6.1	管理責任者 (原子力調査室長)	2022.6.8	2023.5.29	原子力部長	2022.5.30	2023.5.30	原子力土木部長	2022.5.31	2023.5.30	資材部長	2022.4.15	2023.6.7	原子力安全・品質保証部長	2022.5.31	2023.6.5	泊発電所長	2022.5.30	2023.5.29	<p>(島根 女川) 組織体制の相違          (島根) 記載方針の相違          (女川) 実績の相違</p>
委員会等		令和2年度																																																																																																																																									
	上期	下期																																																																																																																																									
原子力品質保証委員会	令和2年9月9日	令和2年10月26日																																																																																																																																									
	—	令和3年2月19日																																																																																																																																									
QMS推進者会議	令和2年8月5日	令和2年10月20日																																																																																																																																									
	令和2年9月8日	令和3年2月15日																																																																																																																																									
	—	令和3年3月23日																																																																																																																																									
電源事業本部	令和2年7月13日	令和3年2月17日																																																																																																																																									
原子力品質保証運営委員会	—	—																																																																																																																																									
島根原子力発電所 原子力品質保証運営委員会	令和2年6月5日	令和2年10月30日																																																																																																																																									
	令和2年6月23日	令和2年12月18日																																																																																																																																									
	令和2年7月16日	令和3年1月26日																																																																																																																																									
	令和2年7月17日	令和3年2月4日																																																																																																																																									
	令和2年7月20日①	令和3年3月3日																																																																																																																																									
	令和2年7月20日②	令和3年3月30日																																																																																																																																									
	令和2年7月21日	—																																																																																																																																									
	令和2年9月8日	—																																																																																																																																									
	令和2年9月24日	—																																																																																																																																									
原子力発電所 土木建築関係 品質保証運営委員会	令和2年7月17日	令和3年1月25日																																																																																																																																									
	—	—																																																																																																																																									
	—	—																																																																																																																																									
	2019年度		2020年度																																																																																																																																								
	上期	下期	上期	下期																																																																																																																																							
マネジメントレビュー (社長)	2019.11.19	2020.5.29	2020.11.17	2021.5.17																																																																																																																																							
管理責任者 (原子力本部長)	2019.11.12	2020.5.27	2020.11.13	2021.5.12																																																																																																																																							
管理責任者 (原子力調査室長)	2019.11.18	2020.5.20	2020.11.12	2021.5.13																																																																																																																																							
原子力品質保証室長	2019.10.25	2020.4.23	2020.10.26	2021.4.14																																																																																																																																							
原子力部長	2019.10.21	2020.4.22	2020.10.20	2021.4.21																																																																																																																																							
燃料部長	2019.10.10	2020.4.10	2020.10.9	2021.4.9																																																																																																																																							
資材部長	2019.10.8	2020.4.7	2020.10.8	2021.4.8																																																																																																																																							
土木建築部長	2019.10.7	2020.4.7	2020.10.9	2021.4.7																																																																																																																																							
女川原子力発電所長	2019.10.25	2020.4.22	2020.10.21	2021.4.21																																																																																																																																							
	2021年度	2022年度																																																																																																																																									
マネジメントレビュー (社長)	2022.6.15	2023.6.12																																																																																																																																									
管理責任者 (原子力事業統括部長)	2022.6.1	2023.6.1																																																																																																																																									
管理責任者 (原子力調査室長)	2022.6.8	2023.5.29																																																																																																																																									
原子力部長	2022.5.30	2023.5.30																																																																																																																																									
原子力土木部長	2022.5.31	2023.5.30																																																																																																																																									
資材部長	2022.4.15	2023.6.7																																																																																																																																									
原子力安全・品質保証部長	2022.5.31	2023.6.5																																																																																																																																									
泊発電所長	2022.5.30	2023.5.29																																																																																																																																									

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">別紙4-12 (1/6)</p> <p style="text-align: center;">原4-1</p> <p style="text-align: center;">原子力QMS 品質に係る重要度分類要領</p> <p style="text-align: center;">抜粋</p> <p style="text-align: center;">2005年11月24日（制定） 2021年7月2日（第12回改正） 原子力部</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-12 (1/3)</p> <p style="text-align: center;">R-30-201</p> <p style="text-align: center;">泊発電所品質に係る重要度分類</p> <p style="text-align: center;">（平成16年2月13日施行 2020年9月25日施行（第15次改正） （所管） 泊発電所原子力安全・品質保証室）</p> <p style="text-align: center;">抜粋</p> <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社</p>	<p style="text-align: center;">（女川）名称の相違 ・泊発電所品質に係る重要度分類</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 177 1178 201" style="text-align: center;">別紙4-12 (2/6)</div> <div data-bbox="674 204 1227 970" style="border: 2px solid black; height: 480px; width: 247px;"></div>	<div data-bbox="1648 193 1794 217" style="text-align: center;">別紙4-12 (2/3)</div> <div data-bbox="1267 225 1821 1106" style="border: 2px solid black; height: 552px; width: 247px;"></div>	<p>(女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 177 1178 201" style="text-align: center;">別紙4-12 (3/6)</div> <div data-bbox="674 204 1240 965" style="border: 2px solid black; height: 477px; width: 253px; margin: 0 auto;"></div>	<div data-bbox="1648 193 1794 217" style="text-align: center;">別紙4-12 (3/3)</div> <div data-bbox="1272 231 1816 1098" style="border: 2px solid black; height: 543px; width: 243px; margin: 0 auto;"></div>	<p>(女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 177 1178 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-12(4/6)</div> <div data-bbox="674 204 1227 965" style="border: 2px solid black; height: 477px; margin-top: 10px;"></div>		<p>(女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 177 1178 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-12(5/6)</div> <div data-bbox="674 209 1240 954" style="border: 2px solid black; height: 467px; margin-top: 10px;"></div>		<p>(女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 177 1178 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-12 (6/6)</div> <div data-bbox="669 213 1236 970" style="border: 2px solid black; height: 474px; margin-top: 10px;"></div>		<p>(女川) 運用の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由										
<p style="text-align: right;">別紙4-12 (1/10)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">QMS7-13-300-27</td></tr> <tr><td>文書番号</td><td>QMS7-13-300-27</td></tr> <tr><td>制定日</td><td>2008.2.1</td></tr> <tr><td>承認日</td><td>2021.4.12</td></tr> <tr><td>施行日</td><td>2021.4.13</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">調達管理基本要領</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">中国電力株式会社 電源事業本部</p>	QMS7-13-300-27		文書番号	QMS7-13-300-27	制定日	2008.2.1	承認日	2021.4.12	施行日	2021.4.13	<p style="text-align: right;">別紙4-13 (1/5)</p> <p style="text-align: center;">原7-10</p> <p style="text-align: center;">原子力QMS 調達管理要領</p> <p style="text-align: center;">抜粋</p> <p style="text-align: center;">2005年12月 2日 (制定) 2021年 3月31日 (第34回改正)</p> <p style="text-align: center;">原子力部</p>	<p style="text-align: right;">別紙4-13 (1/6)</p> <div style="border: 2px solid yellow; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">R-30-107</p> <p style="text-align: center;">原子力調達管理マニュアル</p> <p style="text-align: center;">〔平成16年 2月13日発行 2023年 4月 1日 (第39次改正) (所管) 原子力安全・品質保証グループ〕</p> <p style="text-align: center;">抜粋</p> <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社</p> </div>	<p>(島根 女川) 名称の相違 ・原子力調達管理マニュアル</p>
QMS7-13-300-27													
文書番号	QMS7-13-300-27												
制定日	2008.2.1												
承認日	2021.4.12												
施行日	2021.4.13												

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙4-12 (2/10)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙4-13 (2/5)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙4-13 (2/6)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p>(島根 女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙4-12 (3/10)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙4-13 (3/5)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙4-13 (3/6)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p>(島根 女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-12 (4/10)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">別紙4-13 (4/5)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">別紙4-13 (4/6)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p>(島根 女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-12 (5/10)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">別紙4-13 (5/5)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">別紙4-13 (5/6)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p>(島根 女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙4-12 (6/10)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>		<p style="text-align: right;">別紙4-13 (6/6)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p>(島根 女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="459 183 629 209" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-12 (7/10)</div> <div data-bbox="71 220 647 1098" style="border: 2px solid black; height: 550px; width: 100%;"></div>			<div data-bbox="1854 199 2024 225" style="color: red;">(島根 女川) 運用の相違</div>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="459 172 622 199" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-12 (8/10)</div> <div data-bbox="78 215 645 1077" style="border: 2px solid black; height: 540px; width: 253px;"></div>			<div data-bbox="1854 199 2027 226" style="color: red;">(島根 女川) 運用の相違</div>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="454 180 622 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-12 (9/10)</div> <div data-bbox="71 215 638 1077" style="border: 2px solid black; height: 540px; width: 253px;"></div>			<div data-bbox="1854 199 2027 223" style="color: red;">(島根 女川) 運用の相違</div>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="456 185 627 210" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-12 (10/10)</div> <div data-bbox="71 226 645 1098" style="border: 2px solid black; height: 546px; width: 256px;"></div>			<div data-bbox="1854 201 2024 226" style="color: red;">(島根 女川) 運用の相違</div>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: right;">別紙4-14 (1/7)</p> <p style="text-align: center;">R-30-214</p> <p style="text-align: center;">泊発電所調達管理要領</p> <p style="text-align: center;">平成16年2月13日発行                  2020年9月25日発行（第19次改正）                  (再啓) 泊発電所原子力安全・品質保証課</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; margin: 20px auto; padding: 5px; text-align: center;">抜 粋</div> <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社</p>	<p>(島根,女川) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 193 1794 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-14 (2/7)</div> <div data-bbox="1267 225 1818 1098" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p>(島根,女川) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 193 1794 212" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-14 (3/7)</div> <div data-bbox="1267 229 1816 1099" style="border: 2px solid black; height: 545px; width: 245px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根,女川) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 193 1794 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-14 (4/7)</div> <div data-bbox="1267 225 1818 1098" style="border: 2px solid black; height: 547px; width: 246px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根,女川) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 193 1794 212" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-14 (5/7)</div> <div data-bbox="1265 228 1816 1098" style="border: 2px solid black; height: 545px; width: 246px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根,女川) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1637 193 1794 215" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-14 (6/7)</div> <div data-bbox="1267 225 1818 1098" style="border: 2px solid black; height: 547px; width: 246px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根,女川) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 193 1794 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-14 (7/7)</div> <div data-bbox="1267 225 1816 1098" style="border: 2px solid black; height: 547px; width: 245px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根,女川) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由								
<div data-bbox="483 180 640 209" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-13(1/4)</div> <table border="1" data-bbox="421 244 629 331" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>文書番号</td> <td>QMS8-04-X00-32</td> </tr> <tr> <td>制定日</td> <td>2008.2.1</td> </tr> <tr> <td>承認日</td> <td>2020.10.22</td> </tr> <tr> <td>施行日</td> <td>2020.11.9</td> </tr> </table> <p data-bbox="181 451 506 485" style="text-align: center;">不適合等管理基本要領</p> <p data-bbox="331 555 398 580" style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p data-bbox="259 863 427 930" style="text-align: center;">中国電力株式会社 電源事業本部</p>	文書番号	QMS8-04-X00-32	制定日	2008.2.1	承認日	2020.10.22	施行日	2020.11.9	<div data-bbox="1010 180 1167 209" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-14(1/8)</div> <p data-bbox="712 256 792 276">原品8-3</p> <p data-bbox="757 443 1133 469" style="text-align: center;">原子力QMS 改善措置活動要領</p> <div data-bbox="920 491 987 520" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">抜粋</div> <p data-bbox="752 770 1133 831" style="text-align: center;">2004年12月22日(制定) 2021年6月16日(第35回改正)</p> <p data-bbox="864 882 1032 908" style="text-align: center;">原子力品質保証室</p>	<div data-bbox="1648 196 1805 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-15(1/6)</div> <p data-bbox="1507 360 1603 379" style="text-align: center;">R-30-109</p> <p data-bbox="1373 424 1738 450" style="text-align: center;">原子力改善措置活動管理マニュアル</p> <div data-bbox="1559 488 1783 549" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">                 平成16年 2月13日発行                  2020年 9月25日(第28次改正)                  (所管) 原子力安全・品質保証グループ             </div> <div data-bbox="1480 616 1637 676" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin: 20px auto;">抜粋</div> <p data-bbox="1469 927 1637 952" style="text-align: center;">北海道電力株式会社</p>	<p data-bbox="1850 201 2107 252" style="color: green;">(島根 女川) 名称の相違 ・原子力改善措置活動管理マニュアル</p>
文書番号	QMS8-04-X00-32										
制定日	2008.2.1										
承認日	2020.10.22										
施行日	2020.11.9										

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙4-13 (2/4)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙4-14 (2/8)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙4-15 (2/6)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p>(島根 女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-13 (3/4)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">別紙4-14 (3/8)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">別紙4-15 (3/6)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 550px; width: 100%;"></div>	<p>(島根 女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙4-13 (4/4)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙4-14 (4/8)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙4-15 (4/6)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 550px; width: 100%;"></div>	<p>(島根 女川) 運用の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 197 1178 225" style="text-align: center;">別紙4-14 (5/8)</div> <div data-bbox="692 221 1234 956" style="border: 2px solid black; height: 460px; margin: 10px auto;"></div>	<div data-bbox="1644 197 1812 225" style="text-align: center;">別紙4-15 (5/6)</div> <div data-bbox="1265 221 1816 1093" style="border: 2px solid black; height: 546px; margin: 10px auto;"></div>	<p>(島根 女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 197 1178 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-14 (6/8)</div> <div data-bbox="685 225 1234 963" style="border: 2px solid black; height: 463px; width: 245px; margin: 10px auto;"></div>	<div data-bbox="1644 197 1812 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-15 (6/6)</div> <div data-bbox="1267 225 1816 1098" style="border: 2px solid black; height: 547px; width: 245px; margin: 10px auto;"></div>	<p>(島根 女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 196 1180 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-14(7/8)</div> <div data-bbox="680 225 1238 959" style="border: 2px solid black; height: 460px; margin-top: 10px;"></div>		<p>(島根 女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 197 1178 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-14(8/8)</div> <div data-bbox="674 225 1218 959" style="border: 2px solid black; height: 460px; margin-top: 10px;"></div>		<p>(島根 女川) 運用の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">別紙4-16 (1/6)</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">R-30-217</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;">泊発電所改善措置活動管理要領</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;"> <small>（平成16年 2月 13日発行                  2023年 4月 3日発行（第42次改正）                  （所管） 泊発電所 原子力安全・品質保証室）</small> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 20px; border: 1px solid black; width: 60px; margin: 0 auto;">抜粋</div> <div style="text-align: center;">北海道電力株式会社</div>	<p>(島根,女川) ①文書体系の相違（マニュアル制定箇所）</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 197 1794 217" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-16 (2/6)</div> <div data-bbox="1263 225 1816 1098" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p>(島根,女川) ①文書体系の相違（マニュアル制定箇所）</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 197 1794 217" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-16 (3/6)</div> <div data-bbox="1263 225 1816 1098" style="border: 2px solid black; height: 500px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根,女川) ①文書体系の相違（マニュアル制定箇所）</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 197 1794 217" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙4-16 (4/6)</div> <div data-bbox="1267 225 1816 1098" style="border: 2px solid black; height: 500px; margin: 10px auto;"></div>	<p>(島根, 女川) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 197 1794 217" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙4-16 (5/6)</div> <div data-bbox="1265 225 1816 1098" style="border: 2px solid black; height: 500px; margin: 10px auto;"></div>	<p>(島根,女川) ①文書体系の相違（マニュアル制定箇所）</p>

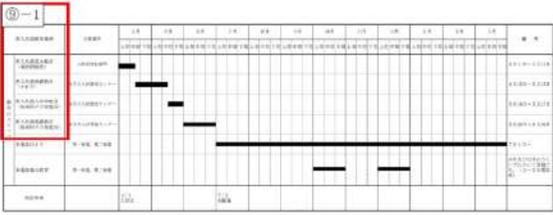
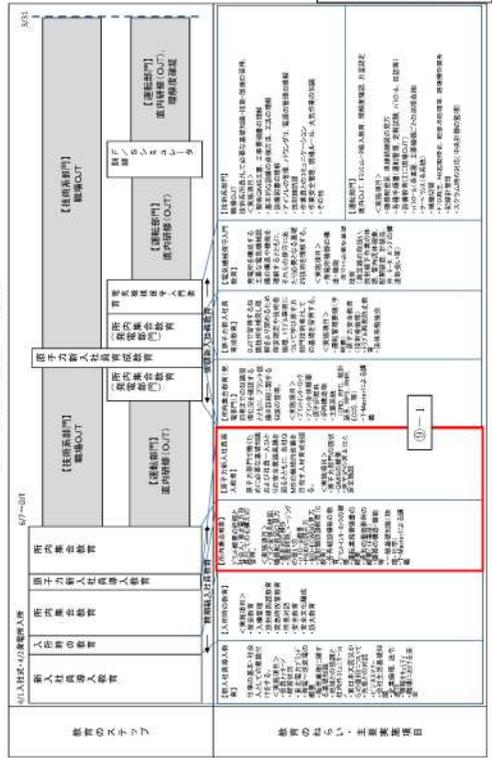
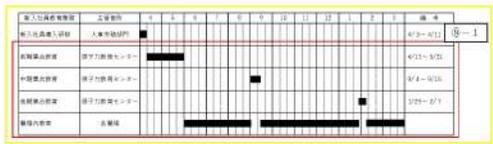
泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 197 1794 217" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-16 (6/6)</div> <div data-bbox="1263 229 1816 1098" style="border: 2px solid black; height: 544px; width: 247px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根,女川) ①文書体系の相違（マニュアル制定箇所）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙5-1 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">令和2年度 新入社員教育 年間教育スケジュール</p>  <p>①-1</p> <p>1. 主な教育内容</p> <p>(1) 電源事業本部 原子力人材育成センターは、以下の原子力に関する教育を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 原子力関係の設備、系統に関する基礎知識</li> <li>(b) 原子力の安全性、必要性に関する基礎知識</li> <li>(c) 原子炉基礎理論（原子炉物理他）</li> <li>(d) 一次系統の知識習得に向けた繰り返し講義、研修</li> <li>(e) 運転訓練シミュレータ教育</li> <li>(f) 品質保証の基礎</li> <li>(g) 原子炉、タービン、電気設備他、発電所設備の見学</li> </ul> <p>(2) (株)PETでは、以下の教育を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 力量認定に係わる初級教育（安全、機械、電気）</li> <li>(b) 労働安全衛生法第59条関係の電気取扱い業務に係わる特別教育</li> <li>(c) 火力発電設備の概要</li> <li>(d) 技術一般教育関係（自動制御、シーケンス）の基礎知識</li> <li>(e) ヒューマンファクター教育</li> <li>(f) 安全、衛生に関する基礎知識</li> <li>(g) 安全意識、心構え</li> </ul> <p>(3) 島根原子力発電所の「点検不備問題」の風化防止対策として、「点検不備問題に関する教育」について講義及びeラーニングを新入社員基礎教育期間中に実施する。（平成25年度より、新入社員基礎教育期間中に実施）</p>	<p style="text-align: center;">別紙5-1 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">令和3年度 新入社員教育 年間計画</p>  <p>①-1</p>	<p style="text-align: center;">別紙5-1 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">令和5年度 新入社員教育 年間計画</p>  <p>①-1</p> <p>1. 主な教育内容</p> <p>原子力教育センターは、以下の教育を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災教育</li> <li>(2) 原子力発電所の設備、系統に関する基礎知識</li> <li>(3) 機器配置およびプラントシステムの現場教育</li> <li>(4) 放射線管理に関する基礎知識</li> <li>(5) 機械、電気および制御設備の基礎知識・実技訓練</li> <li>(6) 機器要素の基礎知識・実技訓練</li> <li>(7) 非破壊検査の基礎知識・実技訓練</li> <li>(8) 安全、衛生に関する基礎知識</li> <li>(9) 品質保証の基礎知識</li> <li>(10) 安全文化に関する基礎知識</li> <li>(11) 社内報得想の基礎知識</li> <li>(12) ヒューマンエラーの低減に関する基礎知識</li> <li>(13) モラル・コンプライアンスに関する教育</li> <li>(14) コミュニケーション能力向上に関する教育</li> </ul>	<p>(島根 女川)</p> <p>③設備及び運用の相違（訓練）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由								
<div data-bbox="465 161 636 185" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙5-2 (1/3)</div> <table border="1" data-bbox="430 229 645 323"> <tr> <td>文書番号</td> <td>QMS6-01-604-03</td> </tr> <tr> <td>制定日</td> <td>2017.10.02</td> </tr> <tr> <td>承認日</td> <td>2020.03.26</td> </tr> <tr> <td>施行日</td> <td>2020.04.01</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">原子力部門 技術系新入社員基礎教育 手順書 (抜粋)</p> <p style="text-align: center;">中国電力株式会社 電源事業本部 原子力人材育成センター</p>	文書番号	QMS6-01-604-03	制定日	2017.10.02	承認日	2020.03.26	施行日	2020.04.01			<p>(島根) 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・島根は、新入社員教育に特化した手順書を定めている。</li> </ul>
文書番号	QMS6-01-604-03										
制定日	2017.10.02										
承認日	2020.03.26										
施行日	2020.04.01										

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="474 156 631 178" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙5-2 (2/3)</div> <div data-bbox="577 204 631 220" style="font-size: small;">別紙-1</div> <div data-bbox="80 220 654 1002" style="border: 2px solid black; height: 490px; width: 256px;"></div>			<p>(島根) 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・島根は、新入社員教育に特化した手順書を定めている。</li> </ul>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="479 159 627 183" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙5-2 (3/3)</div> <div data-bbox="78 210 651 991" style="border: 2px solid black; height: 489px; width: 256px;"></div>			<p>(島根) 運用の相違                      ・島根は、新入社員教育に特化した手順書を定めている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由								
<p style="text-align: right;">別紙5-3 (1/5)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>文書番号</td> <td>QMS6-01-G01-33</td> </tr> <tr> <td>制定日</td> <td>2008.02.01</td> </tr> <tr> <td>承認日</td> <td>2021.03.23</td> </tr> <tr> <td>施行日</td> <td>2021.04.01</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">原子力部門 教育訓練手順書 (抜粋)</p> <p style="text-align: center; margin-top: 100px;">中国電力株式会社 電源事業本部（原子力管理）</p>	文書番号	QMS6-01-G01-33	制定日	2008.02.01	承認日	2021.03.23	施行日	2021.04.01	<p style="text-align: right;">別紙5-2 (1/6)</p> <p style="text-align: center;">原6-1-人2 (原)</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">原子力部門 教育訓練指針</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">抜粋</p> <p style="text-align: center; margin-top: 50px;">昭和59年 6月20日 (制定) 2021年6月23日 (第21回改正) 原子力部</p>	<p style="text-align: right;">別紙5-2 (1/13)</p> <div style="border: 2px solid yellow; padding: 10px; text-align: center;"> <p>R-30-206</p> <p>泊発電所教育訓練管理要領</p> <p style="font-size: 1.5em;">( )</p> <p style="font-size: 0.8em;">平成14年 2月13日発行 2023年 4月 1日発行(第1次改正) (所管) 泊発電所原子力教育センター</p> <p style="font-size: 1.2em; border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">抜粋</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 50px;">北海道電力株式会社</p>	<p>(島根、女川)                  ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>
文書番号	QMS6-01-G01-33										
制定日	2008.02.01										
承認日	2021.03.23										
施行日	2021.04.01										

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙5-3 (2/5)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙5-2 (2/6)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙6-2 (2/13)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川)                  ①文書体系の相違(マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙5-3 (3/5)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙5-2 (3/6)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙0-2 (3/13)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川)                  ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙5-3 (4/5)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙5-2 (4/6)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙5-2 (4/13)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川)                  ①文書体系の相違(マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙5-3 (5/5)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙5-2 (5/6)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙0-2 (6/13)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川)                  ①文書体系の相違(マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1048 178 1223 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙5-2 (6/6)</div> <div data-bbox="689 204 1236 1008" style="border: 2px solid black; height: 500px; margin-top: 10px;"></div>	<div data-bbox="1639 188 1769 207" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙6-2 (6/13)</div> <div data-bbox="1272 204 1818 989" style="border: 2px solid black; height: 500px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根、女川)</p> <p>①文書体系の相違(マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1637 188 1765 209" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別添0-2 (7/13)</div> <div data-bbox="1272 204 1809 986" style="border: 2px solid black; height: 490px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根、女川)</p> <p>①文書体系の相違(マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1635 183 1758 207" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙D-2(8/13)</div>	<p>(島根、女川)</p> <p>①文書体系の相違(マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

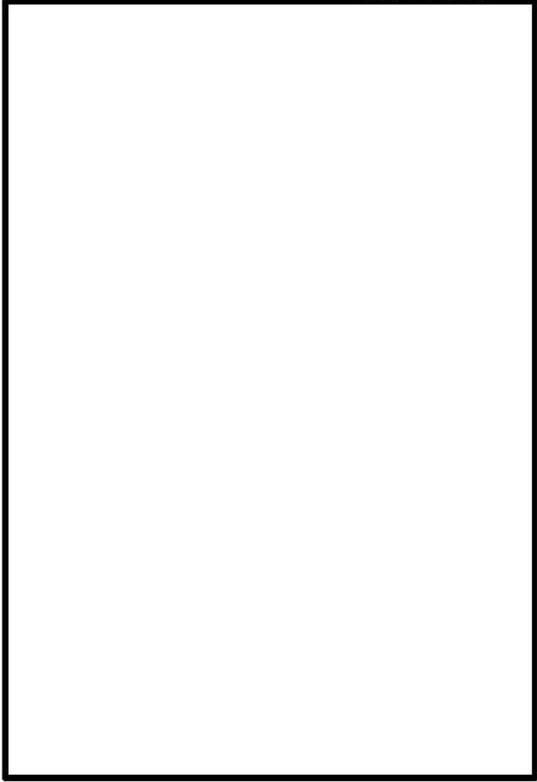
添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1635 183 1758 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙0-2 (9/13)</div>	<p>(島根、女川)</p> <p>①文書体系の相違（マニュアル制定箇所）</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1630 183 1765 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     図表B-2 (10/13)                 </div> 	(島根、女川) ①文書体系の相違(マニュアル制定箇所)

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1630 188 1765 207" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙5-2 (11/13)</div>	<p>(島根、女川)</p> <p>①文書体系の相違(マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1630 188 1765 207" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     別添5-2 (12/13)                 </div>	(島根、女川) ①文書体系の相違(マニュアル制定箇所)

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1630 183 1765 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     別添5-2 (13/13)                 </div>	(島根、女川) ①文書体系の相違(マニュアル制定箇所)

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

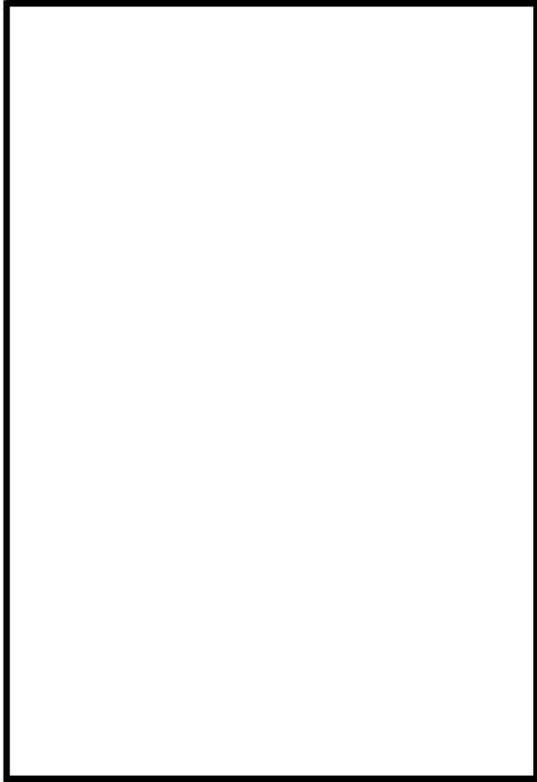
添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: right;">別紙5-3 (1/6)</p> <p style="text-align: center;">R-30-105</p> <p style="text-align: center;">原子力教育訓練管理マニュアル</p> <p style="text-align: center;">〔平成16年 2月15日発行 2020年 9月25日（第22次改正） （所管）原子力安全・品質保証グループ〕</p> <p style="text-align: center;">抜粋</p> <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社</p>	<p>(島根、女川)</p> <p>①文書体系の相違（マニュアル制定箇所）</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1646 183 1758 207" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別冊5-3 (2/6)</div> 	<p>(島根、女川)</p> <p>①文書体系の相違(マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1646 183 1765 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙5-3(3/6)</div>	<p>(島根、女川)                  ①文書体系の相違(マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 188 1765 207" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別冊5-3(4/6)</div> <div data-bbox="1272 210 1809 989" style="border: 2px solid black; height: 488px; width: 240px; margin: 10px auto;"></div>	<p>(島根、女川)</p> <p>①文書体系の相違(マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1646 183 1758 207" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙5-3(5/7)</div>	<p>(島根、女川)</p> <p>①文書体系の相違(マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 188 1765 207" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: auto;">別紙5-8(6/7)</div>	<p>(島根、女川)</p> <p>①文書体系の相違(マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1646 183 1758 207" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙5-3 (7/7)</div>	<p>(島根)                      ①文書体系の相違(マニュアル制定箇所)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙5-4 (1/2)</p> <p style="text-align: center;">島根原子力発電所 原子炉施設保安規定  (抜粋)</p> <p style="text-align: center;">令和3年4月 中国電力株式会社</p>	<p style="text-align: right;">別紙5-3 (1/2)</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所 原子炉施設保安規定  (抜粋)</p> <p style="text-align: center;">2021年7月  東北電力株式会社</p>	<p style="text-align: right;">別紙5-4 (1/2)</p> <p style="text-align: center;">泊発電所原子炉施設保安規定  (抜粋)</p> <p style="text-align: center;">令和2年12月  北海道電力株式会社</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙5-4 (2/2)</p> <p>6. 資源の管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>組織は、原子力の安全を確保するために必要な次に掲げる資源を4. 2. 1 (3)の表の6. 1項、6. 2項および7. 1項に係る文書において明確に定め（本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）、これを確保し、および管理する。</p> <p>(1) 要員</p> <p>(2) 個別業務に必要な施設、設備およびサービスの体系（JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。）</p> <p>(3) 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6.2 要員の力量の確保および教育訓練</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能ならびにそれを適用する能力（以下「力量」という。また、力量には、組織が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。）が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、4. 2. 1 (3)の表の5. 4. 1項および6. 2項に係る文書を確立し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用することを含む。）を講ずること。</p> <p>c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</p> <p>d. 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。</p> <p>(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>e. 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p> <p style="text-align: right;">④-4</p>	<p style="text-align: right;">別紙5-3 (2/2)</p> <p>6. 資源の管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>組織は、原子力の安全を確保するために必要な次に掲げる資源を明確に定め（本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）、これを確保し、および管理する。</p> <p>(1) 要員</p> <p>(2) 個別業務に必要な施設、設備およびサービスの体系（JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。）</p> <p>(3) 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6.2 要員の力量の確保および教育訓練</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能ならびにそれを適用する能力（以下「力量」という。また、力量には、組織が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。）が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、表3-1に記載の「原子力QMS 力量、教育・訓練および認識要領」または「原子力QMS 内部監査員の力量、教育・訓練および認識要領」を確立し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用することを含む。）を講ずること。</p> <p>c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</p> <p>d. 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。</p> <p>(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>e. 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p> <p style="text-align: right;">④-3</p>	<p style="text-align: right;">別紙5-4 (2/2)</p> <p>6. 資源の管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>組織は、原子力の安全を確保するために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、および管理する。</p> <p>(1) 要員</p> <p>(2) 個別業務に必要な施設、設備、およびサービスの体系（インフラストラクチャ）</p> <p>(3) 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6.2 要員の力量の確保および教育訓練</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能ならびにそれを適用する能力（以下、「力量」という。また、この力量には、組織が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。）が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定める。</p> <p>b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用することを含む。）を講ずること。</p> <p>c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</p> <p>d. 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。</p> <p>(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>e. 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。（4.2.4参照）</p> <p style="text-align: right;">④-3</p>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由								
<div data-bbox="472 153 647 177" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙5-5 (1/5)</div> <table border="1" data-bbox="427 181 647 277"> <tr> <td>文書番号</td> <td>QMS6-01-X00-19</td> </tr> <tr> <td>制定日</td> <td>2008.2.1</td> </tr> <tr> <td>承認日</td> <td>2020.3.27</td> </tr> <tr> <td>施行日</td> <td>2020.4.1</td> </tr> </table> <p data-bbox="118 416 577 512" style="text-align: center;">力量および教育訓練基本要領 (抜粋)</p> <p data-bbox="253 895 439 967" style="text-align: center;">中国電力株式会社 電源事業本部</p>	文書番号	QMS6-01-X00-19	制定日	2008.2.1	承認日	2020.3.27	施行日	2020.4.1	<div data-bbox="1010 153 1184 177" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙5-4 (1/5)</div> <p data-bbox="707 188 779 212">原6-1</p> <p data-bbox="757 284 1133 352" style="text-align: center;">原子力QMS 力量、教育・訓練および認識要領</p> <div data-bbox="913 427 983 451" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">抜 粋</div> <p data-bbox="786 628 1093 730" style="text-align: center;">平成17年12月5日（制定） 2021年6月23日（第24回改正） 原子力部</p>		<p data-bbox="1850 173 2051 197" style="color: blue;">(島根、女川) 引用文書の相違</p>
文書番号	QMS6-01-X00-19										
制定日	2008.2.1										
承認日	2020.3.27										
施行日	2020.4.1										

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="492 146 627 167" style="text-align: right;">別紙5-5 (2/5)</div> <div data-bbox="78 172 651 970" style="border: 2px solid black; height: 500px;"></div>	<div data-bbox="1008 146 1142 167" style="text-align: right;">別紙5-4 (2/5)</div> <div data-bbox="689 172 1234 959" style="border: 2px solid black; height: 500px;"></div>		<div data-bbox="1848 172 2049 194" style="color: blue;">(島根、女川) 引用文書の相違</div>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙5-5 (3/5)</p>	<p style="text-align: right;">別紙5-4 (3/5)</p>		<p>(島根、女川) 引用文書の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="481 156 622 175" style="text-align: right;">別紙5-5 (4/5)</div> <div data-bbox="78 175 651 992" style="border: 2px solid black; height: 512px;"></div>	<div data-bbox="1025 156 1167 175" style="text-align: right;">別紙5-4 (4/5)</div> <div data-bbox="689 175 1232 957" style="border: 2px solid black; height: 492px;"></div>		<div data-bbox="1848 175 2056 194" style="color: blue;">(島根、女川) 引用文書の相違</div>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙5-5(5/5)</div> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div>	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙5-4(5/5)</div> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div>		<p>(島根、女川) 引用文書の相違</p>



泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 151 1178 175" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙5-5 (2/4)</div> <div data-bbox="689 183 1234 965" style="border: 2px solid black; height: 490px; margin-top: 10px;"></div>		<p>(女川) 引用文書の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 153 1178 177" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙5-5 (3/4)</div> <div data-bbox="689 177 1234 959" style="border: 2px solid black; height: 490px; margin-top: 10px;"></div>		<p>(女川) 引用文書の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 151 1182 175" style="text-align: center;">別紙5-5 (4/4)</div> <div data-bbox="689 178 1234 959" style="border: 2px solid black; height: 489px; margin: 10px auto;"></div>		<p>(女川) 引用文書の相違</p>



泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 151 1178 175" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙5-6 (2/8)</div> <div data-bbox="685 188 1234 970" style="border: 2px solid black; height: 490px; margin-top: 10px;"></div>		<p>(女川) 引用文書の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 151 1182 175" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙5-6 (3/8)</div> <div data-bbox="689 178 1223 960" style="border: 2px solid black; height: 490px; margin-top: 10px;"></div>		<p>(女川) 引用文書の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 151 1182 175" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙5-6 (4/8)</div> <div data-bbox="687 180 1234 959" style="border: 2px solid black; height: 488px; margin-top: 10px;"></div>		<p>(女川) 引用文書の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 151 1178 175" style="text-align: center;">別紙5-6 (5/8)</div> <div data-bbox="696 181 1229 962" style="border: 2px solid black; height: 489px; margin: 10px auto;"></div>		<p>(女川) 引用文書の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス 別紙5-6 (6/8)	泊発電所3号炉	相違理由
			(女川) 引用文書の相違

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 156 1182 180" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙5-6 (8/8)</div> <div data-bbox="678 183 1238 967" style="border: 2px solid black; height: 491px; margin-top: 10px;"></div>		<p data-bbox="1848 172 2011 196">(女川) 引用文書の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																								
<p style="text-align: right;">別紙5-6 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">訓練施設等における教育訓練実績（令和2年度）</p> <p style="text-align: right;">⑤-6</p>	<p style="text-align: right;">別紙5-7 (1/3)</p> <p style="text-align: center;">教育訓練実績（令和2年度）</p> <p style="text-align: right;">⑤-7</p>	<p style="text-align: right;">別紙5-6 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">教育訓練実績（令和2年度）</p> <p style="text-align: center;">原子力教育センターの併給訓練設備等を活用した研修実績（令和2年度）</p> <p style="text-align: right;">⑤-7</p>	<p style="text-align: center;">(島根、女川) 実績の相違</p>																																																																																																								
<p>1. 共通事項</p> <table border="1" data-bbox="91 276 633 399"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>主な内容</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術系新入社員基礎教育</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力に関する基礎知識</li> <li>原子力品質保証に関する教育</li> <li>基本的な技術・技能の習得</li> <li>安全・衛生に関する基礎知識の習得</li> <li>社会人・企業人としての心構え・行動の養成</li> </ul> </td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 施設管理関係</p> <table border="1" data-bbox="91 435 633 622"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>主な内容</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力研修教育訓練・初級教育</td> <td>作業安全全般、機械関係測定器取扱、電気関係測定器取扱等</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>原子力研修教育訓練・中級教育</td> <td>継手、自動制御、制御回路故障対応等</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>原子力研修教育訓練・専門教育</td> <td>弁、計器、非破壊検査、継電器、ディーゼル機関等</td> <td>144</td> </tr> <tr> <td>原子力研修教育訓練・eラーニング</td> <td>放射線基礎、安全評価、関係法令等</td> <td>167</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 運転管理関係</p> <table border="1" data-bbox="91 659 633 821"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>主な内容</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転基礎Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ研修</td> <td>運転に必要な基礎的知識・技能を修得する。</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>オペレータ養成研修</td> <td>次期オペレータとして知識・技能を修得する。</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>EOP初級研修</td> <td>次期オペレータとしてEOPに対する知識・技能を修得する。</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>運転管理教育</td> <td>核工学、安全解析、法令等についての講義を受ける。</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>特別訓練研修</td> <td>伊型切替研修、宣言等からの指示文書に基づく研修及び不適合に対する是正処置としての知識を修得する。</td> <td>212</td> </tr> </tbody> </table>	研修名	主な内容	受講者数	技術系新入社員基礎教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力に関する基礎知識</li> <li>原子力品質保証に関する教育</li> <li>基本的な技術・技能の習得</li> <li>安全・衛生に関する基礎知識の習得</li> <li>社会人・企業人としての心構え・行動の養成</li> </ul>	18	研修名	主な内容	受講者数	原子力研修教育訓練・初級教育	作業安全全般、機械関係測定器取扱、電気関係測定器取扱等	270	原子力研修教育訓練・中級教育	継手、自動制御、制御回路故障対応等	117	原子力研修教育訓練・専門教育	弁、計器、非破壊検査、継電器、ディーゼル機関等	144	原子力研修教育訓練・eラーニング	放射線基礎、安全評価、関係法令等	167	研修名	主な内容	受講者数	運転基礎Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ研修	運転に必要な基礎的知識・技能を修得する。	11	オペレータ養成研修	次期オペレータとして知識・技能を修得する。	1	EOP初級研修	次期オペレータとしてEOPに対する知識・技能を修得する。	1	運転管理教育	核工学、安全解析、法令等についての講義を受ける。	28	特別訓練研修	伊型切替研修、宣言等からの指示文書に基づく研修及び不適合に対する是正処置としての知識を修得する。	212	<p>1. 共通項目</p> <table border="1" data-bbox="723 308 1005 379"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新入社員教育</td> <td>前期</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>後期</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 保全部門関係</p> <table border="1" data-bbox="723 416 1189 738"> <thead> <tr> <th>研修コース</th> <th>主な内容</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">機械関係</td> <td>                     保修基礎技術教育1                      ポンプ、弁等の一般的な機械系機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練                 </td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>                     保修基礎技術教育2                      原子が系特有の機械系設備等、より専門性の高い機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練                 </td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電気・計装関係</td> <td>                     保修基礎技術教育1                      発電設備、計測制御機器等の一般的な電気・計装系機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練                 </td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>                     保修基礎技術教育2                      原子が系特有の電気・計装系設備等、より専門性の高い機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練                 </td> <td>11</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保全全般関係</td> <td>                     保修基礎技術教育1                      非破壊試験、振動計測等の保全部門全般における基礎的な知識に関する実習訓練                 </td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>                     保修基礎技術教育2                      給水調節弁等の特殊機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練                 </td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	研修名	受講者数	新入社員教育	前期	23	後期	20	研修コース	主な内容	受講者数	機械関係	保修基礎技術教育1 ポンプ、弁等の一般的な機械系機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	19	保修基礎技術教育2 原子が系特有の機械系設備等、より専門性の高い機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	3	電気・計装関係	保修基礎技術教育1 発電設備、計測制御機器等の一般的な電気・計装系機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	19	保修基礎技術教育2 原子が系特有の電気・計装系設備等、より専門性の高い機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	11	保全全般関係	保修基礎技術教育1 非破壊試験、振動計測等の保全部門全般における基礎的な知識に関する実習訓練	6	保修基礎技術教育2 給水調節弁等の特殊機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	0	<p>教育訓練実績（令和2年度）</p> <p style="text-align: center;">原子力教育センターの併給訓練設備等を活用した研修実績（令和2年度）</p> <p style="text-align: right;">⑤-7</p> <p>1. 共通項目</p> <table border="1" data-bbox="1317 276 1760 395"> <thead> <tr> <th>研修コース</th> <th>主な内容</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術系新入社員集合教育</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力に関する基礎知識</li> <li>品質保証活動に関する教育</li> <li>安全文化に関する教育</li> <li>基本的な技術・技能の習得</li> <li>安全・衛生に関する基礎知識の習得</li> <li>社会人・企業人としての心構え・行動の要請</li> </ul> </td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 施設管理関係</p> <table border="1" data-bbox="1317 416 1760 587"> <thead> <tr> <th>研修コース</th> <th>主な内容</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">保修全般関係</td> <td>                     基礎教育                      作業安全、作業管理、引揚器使用方法、工具の使用方法等保全部門全般における基礎的知識                 </td> <td>134</td> </tr> <tr> <td>                     基礎教育                      ポンプ、弁等の機械関係機器に関する基礎的知識と基本構造等に関する教育                 </td> <td>70</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機械関係</td> <td>                     保修訓練                      原子力特有の機械系設備等専門性の高い機器に関する構造・点検等の訓練                 </td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>                     基礎教育                      電気・計測制御設備の基礎的知識と基本構造等に関する教育                 </td> <td>88</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電気・計装関係</td> <td>                     保修訓練                      原子力特有の電気・計測制御設備等専門性の高い機器に関する構造・点検等の訓練                 </td> <td>56</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 運転管理関係</p> <table border="1" data-bbox="1317 608 1760 778"> <thead> <tr> <th>研修コース</th> <th>主な内容</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シミュレータ訓練Ⅰ</td> <td>HTS直営運転訓練コース、NTC直営運転コース等</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>シミュレータ訓練Ⅱ</td> <td>HTS上級訓練コース、NTC上級コース等</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>シミュレータ訓練Ⅲ</td> <td>HTS管理者訓練コース、NTC監督者コース等</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>初級操作訓練</td> <td>HTS初級訓練コース、NTC初級訓練コース</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>自主操作訓練</td> <td>HTS自主操作訓練コース</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table>	研修コース	主な内容	受講者数	技術系新入社員集合教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力に関する基礎知識</li> <li>品質保証活動に関する教育</li> <li>安全文化に関する教育</li> <li>基本的な技術・技能の習得</li> <li>安全・衛生に関する基礎知識の習得</li> <li>社会人・企業人としての心構え・行動の要請</li> </ul>	18	研修コース	主な内容	受講者数	保修全般関係	基礎教育 作業安全、作業管理、引揚器使用方法、工具の使用方法等保全部門全般における基礎的知識	134	基礎教育 ポンプ、弁等の機械関係機器に関する基礎的知識と基本構造等に関する教育	70	機械関係	保修訓練 原子力特有の機械系設備等専門性の高い機器に関する構造・点検等の訓練	16	基礎教育 電気・計測制御設備の基礎的知識と基本構造等に関する教育	88	電気・計装関係	保修訓練 原子力特有の電気・計測制御設備等専門性の高い機器に関する構造・点検等の訓練	56	研修コース	主な内容	受講者数	シミュレータ訓練Ⅰ	HTS直営運転訓練コース、NTC直営運転コース等	125	シミュレータ訓練Ⅱ	HTS上級訓練コース、NTC上級コース等	38	シミュレータ訓練Ⅲ	HTS管理者訓練コース、NTC監督者コース等	32	初級操作訓練	HTS初級訓練コース、NTC初級訓練コース	11	自主操作訓練	HTS自主操作訓練コース	35	
研修名	主な内容	受講者数																																																																																																									
技術系新入社員基礎教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力に関する基礎知識</li> <li>原子力品質保証に関する教育</li> <li>基本的な技術・技能の習得</li> <li>安全・衛生に関する基礎知識の習得</li> <li>社会人・企業人としての心構え・行動の養成</li> </ul>	18																																																																																																									
研修名	主な内容	受講者数																																																																																																									
原子力研修教育訓練・初級教育	作業安全全般、機械関係測定器取扱、電気関係測定器取扱等	270																																																																																																									
原子力研修教育訓練・中級教育	継手、自動制御、制御回路故障対応等	117																																																																																																									
原子力研修教育訓練・専門教育	弁、計器、非破壊検査、継電器、ディーゼル機関等	144																																																																																																									
原子力研修教育訓練・eラーニング	放射線基礎、安全評価、関係法令等	167																																																																																																									
研修名	主な内容	受講者数																																																																																																									
運転基礎Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ研修	運転に必要な基礎的知識・技能を修得する。	11																																																																																																									
オペレータ養成研修	次期オペレータとして知識・技能を修得する。	1																																																																																																									
EOP初級研修	次期オペレータとしてEOPに対する知識・技能を修得する。	1																																																																																																									
運転管理教育	核工学、安全解析、法令等についての講義を受ける。	28																																																																																																									
特別訓練研修	伊型切替研修、宣言等からの指示文書に基づく研修及び不適合に対する是正処置としての知識を修得する。	212																																																																																																									
研修名	受講者数																																																																																																										
新入社員教育	前期	23																																																																																																									
	後期	20																																																																																																									
研修コース	主な内容	受講者数																																																																																																									
機械関係	保修基礎技術教育1 ポンプ、弁等の一般的な機械系機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	19																																																																																																									
	保修基礎技術教育2 原子が系特有の機械系設備等、より専門性の高い機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	3																																																																																																									
電気・計装関係	保修基礎技術教育1 発電設備、計測制御機器等の一般的な電気・計装系機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	19																																																																																																									
	保修基礎技術教育2 原子が系特有の電気・計装系設備等、より専門性の高い機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	11																																																																																																									
保全全般関係	保修基礎技術教育1 非破壊試験、振動計測等の保全部門全般における基礎的な知識に関する実習訓練	6																																																																																																									
	保修基礎技術教育2 給水調節弁等の特殊機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	0																																																																																																									
研修コース	主な内容	受講者数																																																																																																									
技術系新入社員集合教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力に関する基礎知識</li> <li>品質保証活動に関する教育</li> <li>安全文化に関する教育</li> <li>基本的な技術・技能の習得</li> <li>安全・衛生に関する基礎知識の習得</li> <li>社会人・企業人としての心構え・行動の要請</li> </ul>	18																																																																																																									
研修コース	主な内容	受講者数																																																																																																									
保修全般関係	基礎教育 作業安全、作業管理、引揚器使用方法、工具の使用方法等保全部門全般における基礎的知識	134																																																																																																									
	基礎教育 ポンプ、弁等の機械関係機器に関する基礎的知識と基本構造等に関する教育	70																																																																																																									
機械関係	保修訓練 原子力特有の機械系設備等専門性の高い機器に関する構造・点検等の訓練	16																																																																																																									
	基礎教育 電気・計測制御設備の基礎的知識と基本構造等に関する教育	88																																																																																																									
電気・計装関係	保修訓練 原子力特有の電気・計測制御設備等専門性の高い機器に関する構造・点検等の訓練	56																																																																																																									
	研修コース	主な内容	受講者数																																																																																																								
シミュレータ訓練Ⅰ	HTS直営運転訓練コース、NTC直営運転コース等	125																																																																																																									
シミュレータ訓練Ⅱ	HTS上級訓練コース、NTC上級コース等	38																																																																																																									
シミュレータ訓練Ⅲ	HTS管理者訓練コース、NTC監督者コース等	32																																																																																																									
初級操作訓練	HTS初級訓練コース、NTC初級訓練コース	11																																																																																																									
自主操作訓練	HTS自主操作訓練コース	35																																																																																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙5-7（2/3）</div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">⑨-7</div> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>3. 運転関係（シミュレータ訓練）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>研修コース</th> <th>主な内容</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養成コース</td> <td>補機運転員の養成、力量維持及び主機運転員の養成</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>専門コース</td> <td>主機運転員の力量維持及び管理者の養成</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>管理者コース</td> <td>管理者の力量維持</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>チーム連携訓練</td> <td>ファミリー訓練</td> <td>314</td> </tr> </tbody> </table> <p>シミュレータ訓練は、当社原子力発電所訓練施設（女川原子力発電所内のシミュレータ訓練装置又は東通原子力発電所内のシミュレータ訓練装置）ほか、B T Cで実施（別紙5-11参照）。</p> <p>4. 運転員の教育・訓練</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転基礎教科</td> <td>化学管理 5</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">運転専門教科</td> <td>原子炉材料 5</td> </tr> <tr> <td>原子炉物理 5</td> </tr> <tr> <td>熱水力学 5</td> </tr> <tr> <td>安全解析 4</td> </tr> <tr> <td>関係法令 11</td> </tr> <tr> <td>事故事例検討 11</td> </tr> <tr> <td>運転共通教科</td> <td>アクシデントマネジメント 125 シビアアクシデント</td> </tr> </tbody> </table> <p>※表中の受講者数は、1～3号炉の全運転員の実績</p> </div>	研修コース	主な内容	受講者数	養成コース	補機運転員の養成、力量維持及び主機運転員の養成	46	専門コース	主機運転員の力量維持及び管理者の養成	14	管理者コース	管理者の力量維持	34	チーム連携訓練	ファミリー訓練	314	研修名	受講者数	運転基礎教科	化学管理 5	運転専門教科	原子炉材料 5	原子炉物理 5	熱水力学 5	安全解析 4	関係法令 11	事故事例検討 11	運転共通教科	アクシデントマネジメント 125 シビアアクシデント		(女川) 実績の相違
研修コース	主な内容	受講者数																													
養成コース	補機運転員の養成、力量維持及び主機運転員の養成	46																													
専門コース	主機運転員の力量維持及び管理者の養成	14																													
管理者コース	管理者の力量維持	34																													
チーム連携訓練	ファミリー訓練	314																													
研修名	受講者数																														
運転基礎教科	化学管理 5																														
運転専門教科	原子炉材料 5																														
	原子炉物理 5																														
	熱水力学 5																														
	安全解析 4																														
	関係法令 11																														
事故事例検討 11																															
運転共通教科	アクシデントマネジメント 125 シビアアクシデント																														

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由									
	<p style="text-align: center;">別紙5-7 (3/3)</p> <p style="text-align: right;">⑤-7</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>3. 協力会社による訓練設備利用（令和2年度）</caption> <thead> <tr> <th>利用設備</th> <th>主な内容</th> <th>利用人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御棒駆動機構設備</td> <td>技量認定</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>管内流体体感装置</td> <td>管内流体現象に関する習熟訓練</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>	利用設備	主な内容	利用人数	制御棒駆動機構設備	技量認定	7	管内流体体感装置	管内流体現象に関する習熟訓練	7		<p>(女川) 実績の相違</p>
利用設備	主な内容	利用人数										
制御棒駆動機構設備	技量認定	7										
管内流体体感装置	管内流体現象に関する習熟訓練	7										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																
<p style="text-align: center;">別紙5-7 (1/1)</p> <p style="text-align: right;">⑨-7</p>	<p style="text-align: center;">別紙5-8 (1/1)</p> <p style="text-align: right;">⑨-8</p>	<p style="text-align: center;">別紙5-6 (1/1)</p> <p style="text-align: right;">⑨-8</p>	<p style="text-align: center;">(島根、女川) 実質の相違</p>																																																																																																																
<p style="text-align: center;">島根原子力発電所 保安教育実績 (令和2年度)</p>	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所保安教育実績 (令和2年度)</p>	<p style="text-align: center;">泊発電所保安教育実績 (令和2年度)</p>																																																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>教育名</th> <th>教育内容</th> <th>対象者</th> <th>実施時期</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入所時に実施する教育</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令及び保安規定の遵守に関する事</li> <li>原子炉施設の構造、性能に関する事</li> <li>原子炉施設の廃止措置に関する事</li> <li>非常の場合に講ずべき処置に関する事</li> </ul> </td> <td>発電所新規配属者</td> <td>新入社員：5月 転入者：随時</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>放射線業務従事者教育</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令及び保安規定の遵守に関する事</li> <li>原子炉施設の構造、性能に関する事</li> <li>放射線管理に関する事</li> <li>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事</li> <li>非常の場合に講ずべき処置に関する事</li> </ul> </td> <td>放射線業務従事者指定者</td> <td>新入社員：5月～6月 転入者：随時</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">その他反復教育</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令及び保安規定の遵守に関する事</li> </ul> </td> <td>全所員</td> <td>4月～3月</td> <td>492</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉施設の運転に関する事（原子炉施設の廃止措置の運用に関する事）</li> </ul> </td> <td>技術系所員</td> <td>4月～3月</td> <td>366</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線管理に関する事</li> </ul> </td> <td>技術系所員</td> <td>4月～3月</td> <td>252</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事</li> </ul> </td> <td>技術系所員</td> <td>4月～3月</td> <td>282</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常の場合に講ずべき処置に関する事</li> </ul> </td> <td>全所員</td> <td>4月～3月</td> <td>257</td> </tr> </tbody> </table>	教育名	教育内容	対象者	実施時期	受講者数	入所時に実施する教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令及び保安規定の遵守に関する事</li> <li>原子炉施設の構造、性能に関する事</li> <li>原子炉施設の廃止措置に関する事</li> <li>非常の場合に講ずべき処置に関する事</li> </ul>	発電所新規配属者	新入社員：5月 転入者：随時	56	放射線業務従事者教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令及び保安規定の遵守に関する事</li> <li>原子炉施設の構造、性能に関する事</li> <li>放射線管理に関する事</li> <li>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事</li> <li>非常の場合に講ずべき処置に関する事</li> </ul>	放射線業務従事者指定者	新入社員：5月～6月 転入者：随時	61	その他反復教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令及び保安規定の遵守に関する事</li> </ul>	全所員	4月～3月	492	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉施設の運転に関する事（原子炉施設の廃止措置の運用に関する事）</li> </ul>	技術系所員	4月～3月	366	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線管理に関する事</li> </ul>	技術系所員	4月～3月	252	<ul style="list-style-type: none"> <li>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事</li> </ul>	技術系所員	4月～3月	282	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常の場合に講ずべき処置に関する事</li> </ul>	全所員	4月～3月	257	<table border="1"> <thead> <tr> <th>教育名</th> <th>教育内容</th> <th>対象者</th> <th>実施時期</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入所時に実施する教育</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令及び保安規定の遵守に関する事</li> <li>原子炉施設の構造、性能に関する事</li> <li>非常の場合に講ずべき処置に関する事</li> </ul> </td> <td>新入社員 転入者</td> <td>新入社員：4月 転入者：随時</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>放射線業務従事者教育</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令及び保安規定の遵守に関する事</li> <li>原子炉施設の構造、性能に関する事</li> <li>放射線管理に関する事</li> <li>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事</li> <li>非常の場合に講ずべき処置に関する事</li> </ul> </td> <td>事務系所員 技術系所員 運転員</td> <td>4月～3月</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>その他反復教育（集合教育）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令及び保安規定の遵守に関する事</li> <li>原子炉施設の運転に関する事</li> <li>放射線管理に関する事</li> <li>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事</li> <li>非常の場合に講ずべき処置に関する事</li> </ul> </td> <td>事務系所員 技術系所員 運転員</td> <td>4月～3月</td> <td>127</td> </tr> <tr> <td>その他反復教育（AM教育）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常の場合に講ずべき処置に関する事</li> </ul> </td> <td>事務系所員 技術系所員</td> <td>4月～3月</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>その他反復教育（施設管理）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設管理計画に関する事</li> </ul> </td> <td>事務系所員 技術系所員</td> <td>4月～3月</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>その他反復教育（直内教育）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令及び保安規定に関する事</li> <li>原子炉施設の運転に関する事</li> <li>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事</li> </ul> </td> <td>運転員</td> <td>4月～3月</td> <td>121</td> </tr> <tr> <td>その他反復教育（運転訓練）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉施設の運転に関する事</li> </ul> </td> <td>運転員</td> <td>4月～3月</td> <td>123</td> </tr> </tbody> </table> <p>※表中の技術系所員は、運転員以外の技術系所員とする。</p>	教育名	教育内容	対象者	実施時期	受講者数	入所時に実施する教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令及び保安規定の遵守に関する事</li> <li>原子炉施設の構造、性能に関する事</li> <li>非常の場合に講ずべき処置に関する事</li> </ul>	新入社員 転入者	新入社員：4月 転入者：随時	87	放射線業務従事者教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令及び保安規定の遵守に関する事</li> <li>原子炉施設の構造、性能に関する事</li> <li>放射線管理に関する事</li> <li>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事</li> <li>非常の場合に講ずべき処置に関する事</li> </ul>	事務系所員 技術系所員 運転員	4月～3月	80	その他反復教育（集合教育）	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令及び保安規定の遵守に関する事</li> <li>原子炉施設の運転に関する事</li> <li>放射線管理に関する事</li> <li>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事</li> <li>非常の場合に講ずべき処置に関する事</li> </ul>	事務系所員 技術系所員 運転員	4月～3月	127	その他反復教育（AM教育）	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常の場合に講ずべき処置に関する事</li> </ul>	事務系所員 技術系所員	4月～3月	34	その他反復教育（施設管理）	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設管理計画に関する事</li> </ul>	事務系所員 技術系所員	4月～3月	61	その他反復教育（直内教育）	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令及び保安規定に関する事</li> <li>原子炉施設の運転に関する事</li> <li>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事</li> </ul>	運転員	4月～3月	121	その他反復教育（運転訓練）	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉施設の運転に関する事</li> </ul>	運転員	4月～3月	123	<table border="1"> <thead> <tr> <th>教育名</th> <th>教育内容</th> <th>対象者</th> <th>実施時期</th> <th>受講人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入所時に実施する教育</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令および保安規定の遵守に関する事</li> <li>原子炉施設の構造、性能に関する事</li> <li>非常の場合に講ずべき処置に関する事</li> </ul> </td> <td>原子力事務所 新規配属者</td> <td>新入社員：4月、9月、2月、3月 転入者：随時</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>放射線従事者教育</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令および保安規定の遵守に関する事</li> <li>原子炉施設の構造、性能に関する事</li> <li>放射線管理に関する事</li> <li>核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事</li> <li>非常の場合に講ずべき処置に関する事</li> </ul> </td> <td>放射線業務従事者</td> <td>新入社員：4月、9月、2月 転入者：随時</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他反復教育</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令および保安規定の遵守に関する事</li> </ul> </td> <td>全所員</td> <td>4月～3月</td> <td>516</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉施設の運転に関する事</li> </ul> </td> <td>技術系所員</td> <td>4月～3月</td> <td>488</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線管理に関する事</li> </ul> </td> <td>技術系所員</td> <td>4月～3月</td> <td>477</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事</li> </ul> </td> <td>技術系所員</td> <td>4月～3月</td> <td>474</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常の場合に講ずべき処置に関する事</li> </ul> </td> <td>全所員</td> <td>4月～3月</td> <td>444</td> </tr> </tbody> </table>	教育名	教育内容	対象者	実施時期	受講人数	入所時に実施する教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令および保安規定の遵守に関する事</li> <li>原子炉施設の構造、性能に関する事</li> <li>非常の場合に講ずべき処置に関する事</li> </ul>	原子力事務所 新規配属者	新入社員：4月、9月、2月、3月 転入者：随時	59	放射線従事者教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令および保安規定の遵守に関する事</li> <li>原子炉施設の構造、性能に関する事</li> <li>放射線管理に関する事</li> <li>核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事</li> <li>非常の場合に講ずべき処置に関する事</li> </ul>	放射線業務従事者	新入社員：4月、9月、2月 転入者：随時	56	その他反復教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令および保安規定の遵守に関する事</li> </ul>	全所員	4月～3月	516	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉施設の運転に関する事</li> </ul>	技術系所員	4月～3月	488	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線管理に関する事</li> </ul>	技術系所員	4月～3月	477	<ul style="list-style-type: none"> <li>核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事</li> </ul>	技術系所員	4月～3月	474	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常の場合に講ずべき処置に関する事</li> </ul>	全所員	4月～3月	444	
教育名	教育内容	対象者	実施時期	受講者数																																																																																																															
入所時に実施する教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令及び保安規定の遵守に関する事</li> <li>原子炉施設の構造、性能に関する事</li> <li>原子炉施設の廃止措置に関する事</li> <li>非常の場合に講ずべき処置に関する事</li> </ul>	発電所新規配属者	新入社員：5月 転入者：随時	56																																																																																																															
放射線業務従事者教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令及び保安規定の遵守に関する事</li> <li>原子炉施設の構造、性能に関する事</li> <li>放射線管理に関する事</li> <li>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事</li> <li>非常の場合に講ずべき処置に関する事</li> </ul>	放射線業務従事者指定者	新入社員：5月～6月 転入者：随時	61																																																																																																															
その他反復教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令及び保安規定の遵守に関する事</li> </ul>	全所員	4月～3月	492																																																																																																															
	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉施設の運転に関する事（原子炉施設の廃止措置の運用に関する事）</li> </ul>	技術系所員	4月～3月	366																																																																																																															
	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線管理に関する事</li> </ul>	技術系所員	4月～3月	252																																																																																																															
	<ul style="list-style-type: none"> <li>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事</li> </ul>	技術系所員	4月～3月	282																																																																																																															
	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常の場合に講ずべき処置に関する事</li> </ul>	全所員	4月～3月	257																																																																																																															
教育名	教育内容	対象者	実施時期	受講者数																																																																																																															
入所時に実施する教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令及び保安規定の遵守に関する事</li> <li>原子炉施設の構造、性能に関する事</li> <li>非常の場合に講ずべき処置に関する事</li> </ul>	新入社員 転入者	新入社員：4月 転入者：随時	87																																																																																																															
放射線業務従事者教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令及び保安規定の遵守に関する事</li> <li>原子炉施設の構造、性能に関する事</li> <li>放射線管理に関する事</li> <li>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事</li> <li>非常の場合に講ずべき処置に関する事</li> </ul>	事務系所員 技術系所員 運転員	4月～3月	80																																																																																																															
その他反復教育（集合教育）	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令及び保安規定の遵守に関する事</li> <li>原子炉施設の運転に関する事</li> <li>放射線管理に関する事</li> <li>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事</li> <li>非常の場合に講ずべき処置に関する事</li> </ul>	事務系所員 技術系所員 運転員	4月～3月	127																																																																																																															
その他反復教育（AM教育）	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常の場合に講ずべき処置に関する事</li> </ul>	事務系所員 技術系所員	4月～3月	34																																																																																																															
その他反復教育（施設管理）	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設管理計画に関する事</li> </ul>	事務系所員 技術系所員	4月～3月	61																																																																																																															
その他反復教育（直内教育）	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令及び保安規定に関する事</li> <li>原子炉施設の運転に関する事</li> <li>核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事</li> </ul>	運転員	4月～3月	121																																																																																																															
その他反復教育（運転訓練）	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉施設の運転に関する事</li> </ul>	運転員	4月～3月	123																																																																																																															
教育名	教育内容	対象者	実施時期	受講人数																																																																																																															
入所時に実施する教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令および保安規定の遵守に関する事</li> <li>原子炉施設の構造、性能に関する事</li> <li>非常の場合に講ずべき処置に関する事</li> </ul>	原子力事務所 新規配属者	新入社員：4月、9月、2月、3月 転入者：随時	59																																																																																																															
放射線従事者教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令および保安規定の遵守に関する事</li> <li>原子炉施設の構造、性能に関する事</li> <li>放射線管理に関する事</li> <li>核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事</li> <li>非常の場合に講ずべき処置に関する事</li> </ul>	放射線業務従事者	新入社員：4月、9月、2月 転入者：随時	56																																																																																																															
その他反復教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令および保安規定の遵守に関する事</li> </ul>	全所員	4月～3月	516																																																																																																															
	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉施設の運転に関する事</li> </ul>	技術系所員	4月～3月	488																																																																																																															
	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線管理に関する事</li> </ul>	技術系所員	4月～3月	477																																																																																																															
	<ul style="list-style-type: none"> <li>核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事</li> </ul>	技術系所員	4月～3月	474																																																																																																															
<ul style="list-style-type: none"> <li>非常の場合に講ずべき処置に関する事</li> </ul>	全所員	4月～3月	444																																																																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉

別紙5-8(1/2)

⑨-8  
教育訓練プログラムの概要

1. 運転員に対する教育訓練のパターン例

項目	導入教育	サブオペレータ教育	オペレータ教育	サブオペレータ教育	オペレータ教育	管理・監督者教育
養成モデル	未設定者	サブオペレータ	サブオペレータ	サブオペレータ	オペレータ	当直副長 当直主任 当直係長 当直班長
JEAG						
区分	主任係長 班長 副班長 班員	班員	班員	班員	班員	班員
教育訓練	導入教育 OJT OJL	導入教育 OJT OJL	導入教育 OJT OJL	導入教育 OJT OJL	導入教育 OJT OJL	導入教育 OJT OJL
体制	班員	班員	班員	班員	班員	班員
備考						

女川原子力発電所2号炉 有毒ガス

別紙5-9(1/2)

⑨-9  
教育訓練プログラムの概要

1. 運転員に対する教育訓練のパターン例

項目	導入教育	サブオペレータ教育	オペレータ教育	サブオペレータ教育	オペレータ教育	管理・監督者教育
養成モデル	未設定者	サブオペレータ	サブオペレータ	サブオペレータ	オペレータ	当直副長 当直主任 当直係長 当直班長
JEAG						
区分	主任係長 班長 副班長 班員	班員	班員	班員	班員	班員
教育訓練	導入教育 OJT OJL	導入教育 OJT OJL	導入教育 OJT OJL	導入教育 OJT OJL	導入教育 OJT OJL	導入教育 OJT OJL
体制	班員	班員	班員	班員	班員	班員
備考						

泊発電所3号炉

別紙5-7(1/1)

⑨-7  
教育訓練プログラムの概要

1. 運転員に対する教育訓練のパターン例

項目	導入教育	サブオペレータ教育	オペレータ教育	サブオペレータ教育	オペレータ教育	管理・監督者教育
養成モデル	未設定者	サブオペレータ	サブオペレータ	サブオペレータ	オペレータ	当直副長 当直主任 当直係長 当直班長
JEAG						
区分	主任係長 班長 副班長 班員	班員	班員	班員	班員	班員
教育訓練	導入教育 OJT OJL	導入教育 OJT OJL	導入教育 OJT OJL	導入教育 OJT OJL	導入教育 OJT OJL	導入教育 OJT OJL
体制	班員	班員	班員	班員	班員	班員
備考						

2. 係長員に対する教育訓練のパターン例

項目	導入教育	サブオペレータ教育	オペレータ教育	サブオペレータ教育	オペレータ教育	管理・監督者教育
養成モデル	未設定者	サブオペレータ	サブオペレータ	サブオペレータ	オペレータ	当直副長 当直主任 当直係長 当直班長
JEAG						
区分	主任係長 班長 副班長 班員	班員	班員	班員	班員	班員
教育訓練	導入教育 OJT OJL	導入教育 OJT OJL	導入教育 OJT OJL	導入教育 OJT OJL	導入教育 OJT OJL	導入教育 OJT OJL
体制	班員	班員	班員	班員	班員	班員
備考						

相違理由

(島根、女川) 運用の相違



泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">別紙5-10 (1/5)</p> <p style="text-align: center;">添付資料1.0.9</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>『女川原子力発電所2号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』より抜粋</p> </div> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉</p> <p style="text-align: center;">重大事故等対策の対処に係る 教育及び訓練について</p>	<p style="text-align: center;">別紙5-8 (1/4)</p> <p style="text-align: center;">添付資料1.0.9</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>『泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』より抜粋</p> </div> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: center;">重大事故等対策の対処に係る 教育及び訓練について</p>	

赤字：設備、運用又は体制内容の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">別紙5-10（2/5）</p> <p>重大事故等対策要員、1号が運転員、3号が運転員及び初期消火要員（消防車隊）（以下「重大事故等に対処する要員」という。）は、常日頃から重大事故等時の対応のための教育及び訓練を実施することにより、事故対応に必要な力量の習得を行い、当該事故等時においても的確な判断の下、平常心をもって適切な対応操作が行えるよう準備している。また、当該の教育及び訓練については、保安規定及び保安規定に基づく社内規定類に基づいて実施しており、事故時操作の知識・技術の向上に努めている。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故以降は、事故の教訓を踏まえ、緊急安全対策として整備してきた全交流動力電源喪失時における初動活動の訓練も継続的に実施してきている。具体的には、給水確保・電源確保の訓練、がれき撤去のための訓練等を必要な時間内に成立することの確認も含め、継続的に実施している。</p> <p>これらの教育及び訓練は、必要な資機材の運搬、操作手順に従い行うことを基本とし、更に各機器の取扱いの習熟化を図っている。</p> <p>新規制基準として新たに要求された重大事故等対策に係る教育及び訓練については、保安規定及び保安規定に基づく社内規定類に適切に定め、知識及び技能の向上を図るために定められた頻度、内容で実施し、必要に応じて手順等の改善を図り実効性を高めていくこととしており、教育及び訓練の状況は以下のとおりである。</p> <p>また、教育及び訓練の結果を評価し、継続的改善を図っていくこととし、各項で参照する表に記載の教育及び訓練についても、今後必要な改善、見直しを行っていくものである。</p> <p>なお、発電所対策本部の構成は添付資料L.0.10にて定義のとおりで、重大事故等に対処する要員のうち協力企業社員に対する教育及び訓練については業務委託契約に基づき実施する。</p> <p>1. 基本となる教育（第1、2、3、4表参照）</p> <p>①) 基本教育（第1、2、3表参照）</p> <p>a. 防災教育</p> <p>緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関する知識を深めるための教育を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「原子力防災組織及び活動に関する知識」</li> <li>・「重大事故等対策要員に対して、発電所内外で行われる活動を踏まえて、各目を実施すべき活動を教育する。」</li> <li>・「放射線防護に関する知識」</li> </ul> <p>重大事故等対策要員に対して、放射線の人体に及ぼす影響、放射線の測定と防護等に関する教育を実施する。</p>	<p style="text-align: center;">別紙5-8（2/4）</p> <p>発電所災害対策要員並びに1号及び2号炉運転員（以下「重大事故等に対処する要員」という。）は、常日頃から重大事故等時の対応のための教育及び訓練を実施することにより、事故対応に必要な力量の習得を行い、当該事故等時においても的確な判断の下、平常心をもって適切な対応操作が行えるよう準備している。また、当該の教育及び訓練については、保安規定及び保安規定に基づく社内規定類に基づいて実施しており、事故時操作の知識・技術の向上に努めている。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故以降は、事故の教訓を踏まえ、緊急安全対策として整備してきた全交流動力電源喪失時における初動活動の訓練も継続的に実施してきている。具体的には、給水確保・電源確保の訓練、がれき撤去のための訓練等を必要な時間内に成立することの確認も含め、継続的に実施している。</p> <p>これらの教育及び訓練は、必要な資機材の運搬、操作手順に従い行うことを基本とし、さらに各機器の取扱いの習熟化を図っている。</p> <p>新規制基準として新たに要求された重大事故等対策に係る教育及び訓練については、保安規定及び保安規定に基づく社内規定類に適切に定め、知識及び技能の向上を図るために定められた頻度、内容で実施し、必要に応じて手順等の改善を図り実効性を高めていくこととしており、教育及び訓練の状況は以下のとおりである。</p> <p>また、教育及び訓練の結果を評価し、継続的改善を図っていくこととし、各項で参照する表に記載の教育及び訓練についても、今後必要な改善、見直しを行っていくものである。</p> <p>なお、発電所対策本部の構成は添付資料L.0.10にて定義のとおりで、重大事故等に対処する要員のうち協力会社社員に対する教育及び訓練については業務委託契約に基づき実施する。</p> <p>①. 運転員の教育及び訓練（表1、3、4、7参照）</p> <p>運転員に対する教育及び訓練については、机上教育にて重大事故の現象に対する幅広い知識を付与するため、重大事故等時の物理挙動やプラント挙動等の教育を実施する。</p> <p>また、知識の向上と実効性を確認するため、自社のシミュレータ及び原子力発電訓練センター（以下「NTC」という。）にてシミュレーション可能な範囲において、対応操作訓練を実施する。</p> <p>表1に示すシミュレータ訓練は、従来からの設計基準事象ベース、設計基準外事象ベースの訓練に加え、国内外で発生したトラブル対応訓練、中核性地震</p>	<p>(女川) 運用の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制内容の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">別紙5-10（3/5）</p> <p>⑨-12</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「放射線及び放射性物質の測定方法並びに機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識」 重大事故等対策委員のうち放射線管理班の要員に対して、測定対象に応じた放射線計測器の特徴及びその原理、放射線計測器の取扱いに関する教育を実施する。</li> <li>h. アクシデントマネジメント教育 アクシデントマネジメントに関する教育については、実施組織となる運転員への教育については勿論であるが、技術支援組織として重大事故等時に中央制御室での対応をバックアップする重大事故等対策委員及び実施組織として現場で活動する重大事故等対策委員の知識レベルの向上を図ることも重要である。 そのため、重大事故等時のプラントの挙動に関する知識の向上を図るとともに、委員の役割に応じて定期的に知識ベースの理解向上を図る。具体的には、教育内容に応じて以下のとおり基礎的知識、応用的知識に分かれ、それぞれ対象者を設定している。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎的知識：アクシデントマネジメントに関する基礎的知識</li> <li>・応用的知識：事故時のプラント挙動、プラント状況に合致した機能別設備を活用したアクシデントマネジメントの専門的知識</li> </ul> </li> </ul> <p>⑩-10</p> <p>⑩ 原子力防災訓練</p> <p>保安規定に定める緊急事態に対処するための総合的な訓練として、原子力防災訓練を実施している。原子力防災訓練の具体的な要領は、原子力災害対策特別措置法に基づき定められている女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画に従って実施している。</p> <p>原子力防災訓練は、原子力防災管理者の指揮の下、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能することを確認するために実施する。また、訓練項目ごとに訓練対象者の力量向上のために実施する要素訓練、各要素訓練を組み合わせて組織全体として活動を行う総合訓練があり、それぞれ計画に基づいて実施する。</p> <p>訓練においては、重大事故等対策における中央制御室での操作及び動作状況確認等の短時間で実施できる操作以外の作業や操作について、必要な要員数及び想定時間にて対応できるよう、教育及び訓練により効率的かつ確実に実施できるようになっていることを確認する。</p> <p>なお、重大事故等対策に使用する資機材及び手順書については、担当箇所にて適切に管理しており、訓練の実施に当たっては、これらの資機材及び手順書を用いて実施し、訓練から得られた改善点等を適宜反映することとしている。</p> <p>原子力防災訓練の具体的な内容について、以下に示す。</p>	<p style="text-align: center;">別紙5-8（2/4）</p> <p>の教訓を反映した地震を起因とした複合事象の対応訓練、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の教訓から全交流動力電源喪失を想定した対応訓練等、原子力安全の確保には運転員の技術的能力の向上が重要であるとの観点から随時拡充し、実施している。また、重大事故が発生したときの対応力を養成するため、手順に従った監視、操作において判断に用いる監視計器の故障や動作すべき機器の不動作等、多岐にわたる機器の故障を模擬し、関連パラメータによる事象判断能力、代替手段による復旧対応能力等の運転操作の対応能力向上を図っている。今後も重大事故等時に適切に対応できるよう、シミュレータ訓練を計画的に実施していく。</p> <p>また、同一直の運転員で連携訓練を定期的に行うことで、事故時に発電所長（当直）、副長の指揮の下に、チームワークを発揮して発電所原子力施設の安全を確保できるように、指示、命令系統の徹底、各自の事故対応能力の向上、役割分担の再確認等を行っている。</p> <p>2. 発電所災害対策委員（運転員を除く。）に対する教育及び訓練について          （表2、3、5、6、7参照）          発電所災害対策委員（運転員を除く。）に対する教育及び訓練については、机上教育にて重大事故の現象に対する幅広い知識を付与するため、重大事故等時の物理挙動やプラント挙動等の教育を実施する。</p> <p>また、発電所原子力施設の冷却機能の回復のために必要な電源確保及び可搬型設備を使用した給水確保等の対応操作を修得することを目的に、机上教育による手順の内容理解、資機材の取扱い方法等の修得を図るための修練訓練又は各手順書を用いた訓練等を年1回以上実施する。</p> <p>発電所災害対策委員（運転員を除く。）のうち係修員は、ポンプ、弁設備の分解点検、調整、部品交換等の実習を社員自ら実施することにより技能及び知識の向上を図る。さらに、設備の点検においては、保守実施方法をまとめた手順書に基づき、現場に立ち、巡回点検、分解機器の状況確認、組立状況確認及び試運転の立会確認を自ら行うとともに、工事項目の内容確認及び作業工程検討等の保守点検活動を社員自らも行う。</p> <p>3. 発電所対策本部における実施組織及び支援組織に対する教育及び訓練について（表6参照）          発電所対策本部における実施組織及び支援組織に対する教育及び訓練については、机上教育にて支援組織の位置付け、実施組織と支援組織の連携及び資機材の操作の構成等に関する教育を実施する。また、実施組織と支援組織の活動の実効性を総合的に確認するための総合訓練（原子力防災訓練）を年1回以上実施する。</p>	<p>(女川) 運用の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">別紙5-10 (4/5)</p> <p>a. 要素訓練（第4表参照）                  新規制基準で示される重大事故等対策における技術的能力審査基準に対応する各手順に対する力量の維持、向上を図るために実施する事項を第4表に整理している。                  発電用原子炉施設の冷却機能の回復のために必要な電源確保、可搬型重大事故等対応設備を使用した給水確保等の対応操作を習得することを目的に、実施組織（運転員を除く。）の要員に対し、重大事故等対策に関する教育として手順の内容理解（作業の目的、事故シーケンスとの関係等）や資機材の取扱い方法等の習得を図るため要素訓練等を計画的に繰り返し実施する。                  なお、現場作業に当たる実施組織（運転員を除く。）の要員が、作業に習熟し必要な作業を確実に完了できるよう、運転員（中央制御室及び現場）と連携して一連の活動を行う訓練を計画的に取り入れる。                  要素訓練は、現場操作の指示、発電所対策本部との連絡等を行う現場リーダーを含め、現場操作等を行う担当者等のチームで行い、各人の事故対応能力の向上、役割分担の確認等を行う。また、力量評価者を選び、原子力災害発生時に対応できるよう確実に力量が確保されていることを、定期的に評価する。訓練は、訓練ごとの訓練対象者全員が原則として実際の設備、活動場所で行うこととするが、実際の設備を使用するとプラントに影響を及ぼす場合（例：プラント運転中に原子炉格納容器フィルタベント系の隔離弁の手动「開」操作を実際の設備で実施すると、原子炉格納容器のパウンドリとしての機能が損なわれるおそれがある。）は、訓練設備を用いた訓練を実施する。                  なお、運転員についても上記に準じた訓練、評価を実施し、第4表の訓練頻度については運転員の習熟等を踏まえ適宜見直しを行う。                  (a) 訓練内容は、様々な場合を想定し実施する。活動エリアの放射線量の上昇が予測される場合には放射線防護具（タイベック、全面マスク）を装着して活動を行うなど、悪条件（高線量下、夜間、悪天候（降雨、降雪、強風等）、照明機能低下等）を想定し、必要な防護具等を着用した訓練も実施する。                  これらの訓練内容を網羅的に盛り込んだ教育訓練内容を設定することにより、円滑かつ確実な災害対策活動が実施できる要員を継続的に確保することとしている。                  今後、計画的に訓練を行い、重大事故等対策に係る保安規定変更が施行され運用が開始されるまでには、必要な訓練対象者に対し訓練が実施され力量が確保されている状態に体制整備を実施する。                  (b) アクシデントマネジメント訓練により、アクシデントマネジメントガイドを使用して、事故状況の把握、事象進展防止・影響緩和策の判断を実施し、発電所対策本部が中央制御室の運転員を支援できることを確認してい</p>	<p style="text-align: center;">別紙5-8 (4/4)</p> <p style="text-align: right;">④-10</p> <p>(1) 原子力防災訓練                  保安規定に定める非常事態に対処するための総合的な訓練として、原子力防災訓練を実施している。原子力防災訓練の具体的な要項は、原子力災害対策特別措置法に基づき定めている泊原子力発電所原子力事業者防災業務計画に記し実施している。                  原子力防災訓練では、発電所員の緊急時対応能力向上のため、原子力防災管理者である所長が発電所対策本部長として指揮し、本店対策本部等と連携して行う。本訓練には当社員層も参加し、本店対策本部における活動の指揮命令及び情報収集を実施することにより、原子力災害発生時における発電所と本店等のコミュニケーションの強化を図っている。                  原子力防災訓練で使用する事故シナリオは、炉心損傷等の重大事故を想定しており発電所対策本部等の各活動間の連携が確実に実施できることを訓練全体を通して確認している。さらに事故進展に応じて訓練者が対応手段を判断していくシナリオ非提示型の訓練を実施し、手順書が事故の進展状況に応じて変わるような場合も考慮している。                  また、原子力防災訓練の要素訓練であるシビアアクシデント対応訓練において、シビアアクシデント対応ガイド要則を使用して、事故状況の把握、事象進展防止・影響緩和策の判断を実施し、発電所対策本部が中央制御室の運転員を支援できることを確認している。要素訓練にはシビアアクシデント対応訓練の他に、緊急時対応訓練、原子力緊急時支援組織対応訓練、緊急時通報・連絡訓練、緊急時医療訓練、環境放射線モニタリング訓練並びに過電流訓練があり、各要素の活動が確実に実施できることを確認している。これらの活動については、総合的な訓練である原子力防災訓練においても計画的に実施している。                  なお、原子力防災訓練の計画では、前回の訓練時に得られた改善点を反映することで継続的な活動能力の向上を図る。                  (2) その他教育及び訓練                  日本原子力発電株式会社内に設置されている原子力緊急事態支援組織（以下「緊急時支援組織」という。）に対する協力要請等の対応訓練を年1回実施し、緊急時支援組織への出勤要請、資機材の搬入及び資機材を使用した操作訓練を実際に行うことにより、対応手順及び操作手順の習熟を図る。さらに、緊急時支援組織に発電所災害対策委員を定期的に派遣し、連携操作が可能なロボットの操作訓練、点検訓練等を行い操作の習熟を図っている。</p> <p>4. 教育及び訓練計画の頻度の考え方（表8、9参照）                  ○各要員に対し必要な教育及び訓練項目を年1回以上実施し、評価すること</p>	<p>(女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">別紙5-10（5/5）</p> <p>る。</p> <p>また、緊急事態支援組織対応訓練、通報訓練、原子力災害医療訓練、モニタリング訓練、避難誘導訓練により、各要素の活動が確実に実施できることを確認するとともに、これらを組み合わせて実施する総合訓練において、重大事故の発生を想定した場合においても発電所対策本部が総合的に機能することを確認している。</p> <p>b. 総合訓練</p> <p>組織全体としての力量向上を図るために発電所は年1回以上総合訓練を実施する。各要素訓練を組み合わせ、組織内各班の情報連携や組織全体の運営が適切に行えるかどうかの検証を行う。本店等を行う総合訓練においては、当社経営層も参加し、発電所対策本部における活動の指揮命令及び情報収集、中央制御室を模擬したシミュレータによる運転員と発電所対策本部との情報連携に加え、本店対策本部からの支援に関する連携や発電所立地支店等の対策本部との連携についての活動訓練を実施することにより、原子力災害発生時における発電所と本店等のコミュニケーションの強化を図っている。</p> <p>また、総合訓練では、適宜、オフサイトセンターや自治体等への情報提供等の連携や、原子力事業所災害対策支援拠点の立ち上げ、他の原子力事業者との連携（協力要請等）、社外への情報提供（模擬記者会見訓練）等にも取り組んでいる。具体的には、オフサイトセンターへ実際に対応要員を派遣し、プラントの情報収集やオフサイトセンターからの情報を社内へ共有する訓練や、自治体関係者へプラントの情報を直接説明するために人員を派遣し説明を行う訓練、原子力事業所災害対策支援拠点へ実際に派遣される要員自らが拠点立ち上げる訓練、他の原子力事業者への連携では発電所が発災した場合の支援本部幹事事業者である東京電力ホールディングス株式会社へ実際に協力要請を行う連携訓練、本店等において社外へのプラントの状況の説明等を行う模擬記者会見訓練等を行っている。</p> <p style="border: 1px solid red; padding: 2px;">総合訓練では、炉心損傷等の重大事故を想定したシナリオを用いて発電所対策本部の各活動との連携が確実に実施できていることを確認している。</p> <p>また、複数号が同時被災のシナリオも取り込み、発電所対策本部の各活動が継続しないことも確認している。</p> <p style="border: 1px solid red; padding: 2px;">訓練に当たっては、事象進展に応じて訓練者が対応手段を判断していくシナリオ非提示型の訓練も実施し、対応能力を強化するとともに、地震及び津波による外部電源喪失だけでなく、様々な自然災害や外部事象等に対応して実施しており、今後も計画的に実施する。</p>		<p>(女川) 運用の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉

別紙5-9 (1/1)

島根原子力発電所における各年度の社外教育訓練受講実績

⑤-9

NO	訓練コース	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
1	BTC 初級I訓練コース	人	9	9	9	9	9	
2	BTC 初級II訓練コース	人	8	9	9	9	9	
3	BTC 中級I訓練コース	人	6	1	2	1	2	
4	BTC 中級IS訓練コース	人	0	2	3	2	1	
5	BTC 中級II訓練コース	人	2	2	3	3	2	
6	BTC 中級II S訓練コース	人	0	3	4	3	4	
7	BTC 中級B/交流訓練コース	人	0	0	0	2	4	
8	BTC 中級A訓練コース	人	0	0	2	0	0	
9	BTC 上級I訓練コース	人	1	0	0	2	2	
10	BTC 上級II訓練コース	人	5	7	7	4	5	
11	BTC 上級S訓練コース	人	0	7	6	5	6	
12	BTC 上級A訓練コース	人	0	0	0	0	1	
13	BTC SA訓練コース(中級)	人	2	0	0	0	0	
14	BTC SA訓練コース(上級)	人	6	0	2	3	1	
15	BTC チーム研修コース(1日間)	チーム	2	1	2	2	2	
16	BTC 1下事故復旧・対策実践訓練コース(1.5日間)	チーム	2	0	0	0	0	
17	BTC インストラクタ研修コース(5日間)	人	2	0	2	2	2	
18	日本原子力研究開発機構 原子炉工学特別講座	人	0	1	1	2	0	
19	原子力安全推進協会 発電所管理者研修	人	0	0	2	2	1	
20	原子力安全推進協会 当直課長研修	人	1	2	2	2	1	
21	原子力安全推進協会 当直副長研修	人	0	2	2	2	2	
22	原子力安全推進協会 危機管理研修	人	5	3	4	3	0	
23	原子力安全推進協会 発電所長研修	人	1	1	1	1	2	
24	原子力安全推進協会 原子炉主任技術者研修	人	1	1	1	0	0	
25	東京大学大学院工学系研究科原子力専攻	人	1	1	1	1	1	
26	日本原子力発電株式会社 原子炉主任技術者受検講習コース	人	2	4	1	0	1	

※：訓練コースについては、令和2年度のコース名を記載している。

女川原子力発電所2号炉 有毒ガス

別紙5-11 (1/1)

女川原子力発電所における各年度の社外教育訓練受講実績

⑤-11

教育名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
BTC 遠隔講義 保全/必修入門	7	3			
BTC 遠隔講義(初級I入門)	3	4	4	6	7
BTC 遠隔講義(初級I補機)	4	2	6	7	3
BTC 遠隔講義(初級I主機)	9	5	4	6	7
BTC 中級I訓練コース	0	1	0	0	0
BTC 中級A訓練コース	0	0	0	0	0
BTC 中級B/交流訓練コース	2	1	5	4	2
BTC 中級C訓練コース	1	1	0	0	0
BTC 中級II S訓練コース	0	0	2	2	2
BTC SA訓練コース(上級)	5	8	8	3	2
BTC 上級A訓練コース	3	3	8	1	3
BTC 上級D訓練コース	0	0	3	0	4
BTC 上級I訓練コース	1	4	9	1	4
BTC 上級II訓練コース	7	4	6	4	10
原子力安全推進協会 当直課長研修	0	1	1	1	2
原子力安全推進協会 当直副長研修	1	2	1	2	2
日本原子力研究開発機構 原子炉工学特別講座	1	3	6	5	3
日本原子力研究開発機構 原子炉研修一般課程	0	0	2	2	2

※：表の塗り潰し部は、教育コースが設定されていないことを示す。  
 また、教育名については、令和2年度の教育名を記載している。

泊発電所3号炉

別紙5-9 (1/1)

泊発電所における各年度の社外教育訓練受講実績

⑤-11

訓練コース	年度	平成28年度	平成29年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
NTC 初級訓練コース(フェーズI)	人	3	3	3	3	3	3
NTC 初級訓練コース(フェーズII)	人	3	3	3	3	3	3
NTC 初級訓練コース(フェーズIII)	人	3	3	3	3	3	3
NTC 初級訓練コース(フェーズIIIa)	人	-	-	-	3	3	3
NTC 初級訓練コース(フェーズIIIb)	人	-	-	-	3	3	3
NTC 初級訓練コースII	人	3	3	3	3	3	3
NTC 初級訓練コースIII	人	6	3	3	3	3	3
NTC 初級訓練コースIIIa	人	-	-	-	-	-	-
NTC 初級訓練コースIIIb	人	27	12	15	18	15	19
NTC 初級訓練コースIIIc	人	6	0	3	0	4	3
NTC 初級訓練コースIIId	人	10	7	8	0	7	9
NTC 初級訓練コースIIIe	人	40	7	8	8	4	3
NTC 初級訓練コースIIIf	人	5	5	-	-	-	-
JANS I 発電所管理者研修	人	1	3	3	3	2	3
JANS I 当直課長研修	人	2	1	0	1	1	2
JANS I 当直副長研修	人	1	3	2	3	4	3
JANS I 危機管理研修	人	7	6	6	0	6	6
JANS I 発電所長研修	人	1	0	1	1	1	1
JANS I 原子炉主任技術者研修	人	1	0	1	0	1	1
東京大学大学院工学系研究科原子力専攻	人	1	1	1	1	6	3

(島根、女川) 実績の相違

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																			
<p style="text-align: center;">別紙5-10 (1/1)</p>	<p style="text-align: center;">別紙5-12 (1/1)</p>	<p style="text-align: center;">別紙5-10 (1/1)</p>	<p>(島根、女川) 実質の相違</p>																																																																																																																																																			
<p style="text-align: center;">島根原子力発電所における重大事故等対応に関する訓練実績 ⑤-10</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>訓練の実績</th> <th>対象</th> <th>訓練内容</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">電源機能等喪失時に係る対応訓練</td> <td rowspan="10">復旧班員 運転員 プラント監視班員</td> <td>・全交流電源喪失時の構内電源受電訓練</td> <td>2回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>・原子炉補機海水ポンプ用電動機取替訓練</td> <td>2回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>・1、2号機ディーゼル発電設備、軽油タンク（560KL）からの燃料技取り及び高圧発電機車等への燃料補給訓練</td> <td>2回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>・主蒸気過し弁（安全弁）駆動用バックアップ用窒素ガスボンベ接続訓練</td> <td>1回</td> <td>0回</td> </tr> <tr> <td>・原子炉及び燃料プールへの消防車による代替注水訓練</td> <td>3回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>・水素爆発防止のための原子炉建物水素放出装置開放訓練</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>・アクセスルートの確保訓練</td> <td>9回</td> <td>9回</td> </tr> <tr> <td>・蓄電池設備による主蒸気過し弁開放操作訓練</td> <td>4回</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>・電源機能等喪失時の運転員対応訓練</td> <td>7回</td> <td>7回</td> </tr> <tr> <td>・電源喪失時の重要パラメータ監視訓練</td> <td>12回</td> <td>12回</td> </tr> <tr> <td>緊急時モニタリング訓練</td> <td>放射線管理班員</td> <td>・放射能測定装置による放射性物質の濃度の代替測定等</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>原子力緊急事態支援組織対応訓練</td> <td>復旧班員支援班員</td> <td>・ロボット操作訓練</td> <td>6回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>指揮命令訓練</td> <td>緊急時対応要員</td> <td>・統括による指揮、各班長への指示、各班との連携訓練</td> <td>4回</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>総合訓練</td> <td>緊急時対応要員</td> <td>・通報・連絡訓練 ・避難誘導訓練 ・アクシデントマネジメント訓練 ・電源機能等喪失時対応訓練 ・広報対応訓練 ・原子力事業者間協力協定対応訓練等</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table>	訓練の実績	対象	訓練内容	令和元年度	令和2年度	電源機能等喪失時に係る対応訓練	復旧班員 運転員 プラント監視班員	・全交流電源喪失時の構内電源受電訓練	2回	2回	・原子炉補機海水ポンプ用電動機取替訓練	2回	2回	・1、2号機ディーゼル発電設備、軽油タンク（560KL）からの燃料技取り及び高圧発電機車等への燃料補給訓練	2回	2回	・主蒸気過し弁（安全弁）駆動用バックアップ用窒素ガスボンベ接続訓練	1回	0回	・原子炉及び燃料プールへの消防車による代替注水訓練	3回	2回	・水素爆発防止のための原子炉建物水素放出装置開放訓練	1回	1回	・アクセスルートの確保訓練	9回	9回	・蓄電池設備による主蒸気過し弁開放操作訓練	4回	3回	・電源機能等喪失時の運転員対応訓練	7回	7回	・電源喪失時の重要パラメータ監視訓練	12回	12回	緊急時モニタリング訓練	放射線管理班員	・放射能測定装置による放射性物質の濃度の代替測定等	1回	1回	原子力緊急事態支援組織対応訓練	復旧班員支援班員	・ロボット操作訓練	6回	2回	指揮命令訓練	緊急時対応要員	・統括による指揮、各班長への指示、各班との連携訓練	4回	4回	総合訓練	緊急時対応要員	・通報・連絡訓練 ・避難誘導訓練 ・アクシデントマネジメント訓練 ・電源機能等喪失時対応訓練 ・広報対応訓練 ・原子力事業者間協力協定対応訓練等	1回	1回	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所における重大事故等対応に関する訓練実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>訓練の種類</th> <th>対象</th> <th>訓練内容</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">電源機能等喪失時に係る対応訓練</td> <td rowspan="10">保修班</td> <td>・純水タンクからの補給 ・原水タンクからの補給 ・ろ過水タンクからの補給 ・防火水槽からの補給</td> <td>0回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>各機器への給油</td> <td>・非常用ディーゼル発電設備等からの軽油抽出作業</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>電源車運転操作</td> <td>・電源車設置/起動操作 ・電源車運転状態確認</td> <td>6回</td> <td>6回</td> </tr> <tr> <td>低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水</td> <td>・代替注水車の設置、ホース敷設、接続、起動</td> <td>5回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機代替冷却水系運転操作</td> <td>・大容量送水ポンプの設置、ホース敷設、接続、起動</td> <td>0回</td> <td>0回</td> </tr> <tr> <td>燃料プール代替注水系による使用済燃料プールへの注水操作</td> <td>・原子炉建屋内への移動 ・建屋内ホース敷設、接続 ・使用済燃料プールへの注水</td> <td>4回</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>アクセスルートの確保</td> <td>・がれき撤去</td> <td>4回</td> <td>6回</td> </tr> <tr> <td>放射線モニタリング訓練</td> <td>放射線管理班</td> <td>・周辺監視区域境界付近の空気吸収線量率の測定</td> <td>5回</td> <td>5回</td> </tr> <tr> <td rowspan="1">総合訓練</td> <td rowspan="1">原子炉防災組織</td> <td>・原英法第15条事象又はシビアアクシデント事象の発生を想定し、要素訓練を組み合わせた総合的な訓練</td> <td>2回</td> <td>2回</td> </tr> </tbody> </table>	訓練の種類	対象	訓練内容	令和元年度	令和2年度	電源機能等喪失時に係る対応訓練	保修班	・純水タンクからの補給 ・原水タンクからの補給 ・ろ過水タンクからの補給 ・防火水槽からの補給	0回	1回	各機器への給油	・非常用ディーゼル発電設備等からの軽油抽出作業	1回	1回	電源車運転操作	・電源車設置/起動操作 ・電源車運転状態確認	6回	6回	低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水	・代替注水車の設置、ホース敷設、接続、起動	5回	1回	原子炉補機代替冷却水系運転操作	・大容量送水ポンプの設置、ホース敷設、接続、起動	0回	0回	燃料プール代替注水系による使用済燃料プールへの注水操作	・原子炉建屋内への移動 ・建屋内ホース敷設、接続 ・使用済燃料プールへの注水	4回	4回	アクセスルートの確保	・がれき撤去	4回	6回	放射線モニタリング訓練	放射線管理班	・周辺監視区域境界付近の空気吸収線量率の測定	5回	5回	総合訓練	原子炉防災組織	・原英法第15条事象又はシビアアクシデント事象の発生を想定し、要素訓練を組み合わせた総合的な訓練	2回	2回	<p style="text-align: center;">泊発電所における重大事故等対応に関する訓練実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>訓練の種類</th> <th>対象</th> <th>訓練内容</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">電源機能等喪失時に係る対応訓練</td> <td rowspan="10">発電所災害対策要員</td> <td>可搬型代替電源車による代替給電（交流）からの給電</td> <td>25回</td> <td>54回</td> <td>19回</td> </tr> <tr> <td>主蒸気過し弁（電操手動操作）による主蒸気過し弁の機能回復</td> <td>14回</td> <td>13回</td> <td>5回</td> </tr> <tr> <td>海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ビットへの注水</td> <td>14回</td> <td>10回</td> <td>19回</td> </tr> <tr> <td>海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ビットへの補給</td> <td>10回</td> <td>7回</td> <td>13回</td> </tr> <tr> <td>海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ビットへの補給</td> <td>20回</td> <td>7回</td> <td>6回</td> </tr> <tr> <td>加圧器過し弁動作用ベックリによる加圧器過し弁の機能回復</td> <td>9回</td> <td>13回</td> <td>6回</td> </tr> <tr> <td>可搬型計測器によるパラメータの測定</td> <td>10回</td> <td>4回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>可搬型設備による使用済燃料ビットの状態監視</td> <td>12回</td> <td>11回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="1">総合訓練</td> <td rowspan="1">原子炉防災組織</td> <td>原英法第15条事象又はシビアアクシデント事象の発生を想定し、要素訓練を組み合わせた総合的な訓練</td> <td>2回</td> <td>2回</td> <td>2回</td> </tr> </tbody> </table>	訓練の種類	対象	訓練内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	電源機能等喪失時に係る対応訓練	発電所災害対策要員	可搬型代替電源車による代替給電（交流）からの給電	25回	54回	19回	主蒸気過し弁（電操手動操作）による主蒸気過し弁の機能回復	14回	13回	5回	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ビットへの注水	14回	10回	19回	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ビットへの補給	10回	7回	13回	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ビットへの補給	20回	7回	6回	加圧器過し弁動作用ベックリによる加圧器過し弁の機能回復	9回	13回	6回	可搬型計測器によるパラメータの測定	10回	4回	1回	可搬型設備による使用済燃料ビットの状態監視	12回	11回	1回	総合訓練	原子炉防災組織	原英法第15条事象又はシビアアクシデント事象の発生を想定し、要素訓練を組み合わせた総合的な訓練	2回	2回	2回	
訓練の実績	対象	訓練内容	令和元年度	令和2年度																																																																																																																																																		
電源機能等喪失時に係る対応訓練	復旧班員 運転員 プラント監視班員	・全交流電源喪失時の構内電源受電訓練	2回	2回																																																																																																																																																		
		・原子炉補機海水ポンプ用電動機取替訓練	2回	2回																																																																																																																																																		
		・1、2号機ディーゼル発電設備、軽油タンク（560KL）からの燃料技取り及び高圧発電機車等への燃料補給訓練	2回	2回																																																																																																																																																		
		・主蒸気過し弁（安全弁）駆動用バックアップ用窒素ガスボンベ接続訓練	1回	0回																																																																																																																																																		
		・原子炉及び燃料プールへの消防車による代替注水訓練	3回	2回																																																																																																																																																		
		・水素爆発防止のための原子炉建物水素放出装置開放訓練	1回	1回																																																																																																																																																		
		・アクセスルートの確保訓練	9回	9回																																																																																																																																																		
		・蓄電池設備による主蒸気過し弁開放操作訓練	4回	3回																																																																																																																																																		
		・電源機能等喪失時の運転員対応訓練	7回	7回																																																																																																																																																		
		・電源喪失時の重要パラメータ監視訓練	12回	12回																																																																																																																																																		
緊急時モニタリング訓練	放射線管理班員	・放射能測定装置による放射性物質の濃度の代替測定等	1回	1回																																																																																																																																																		
原子力緊急事態支援組織対応訓練	復旧班員支援班員	・ロボット操作訓練	6回	2回																																																																																																																																																		
指揮命令訓練	緊急時対応要員	・統括による指揮、各班長への指示、各班との連携訓練	4回	4回																																																																																																																																																		
総合訓練	緊急時対応要員	・通報・連絡訓練 ・避難誘導訓練 ・アクシデントマネジメント訓練 ・電源機能等喪失時対応訓練 ・広報対応訓練 ・原子力事業者間協力協定対応訓練等	1回	1回																																																																																																																																																		
訓練の種類	対象	訓練内容	令和元年度	令和2年度																																																																																																																																																		
電源機能等喪失時に係る対応訓練	保修班	・純水タンクからの補給 ・原水タンクからの補給 ・ろ過水タンクからの補給 ・防火水槽からの補給	0回	1回																																																																																																																																																		
		各機器への給油	・非常用ディーゼル発電設備等からの軽油抽出作業	1回	1回																																																																																																																																																	
		電源車運転操作	・電源車設置/起動操作 ・電源車運転状態確認	6回	6回																																																																																																																																																	
		低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水	・代替注水車の設置、ホース敷設、接続、起動	5回	1回																																																																																																																																																	
		原子炉補機代替冷却水系運転操作	・大容量送水ポンプの設置、ホース敷設、接続、起動	0回	0回																																																																																																																																																	
		燃料プール代替注水系による使用済燃料プールへの注水操作	・原子炉建屋内への移動 ・建屋内ホース敷設、接続 ・使用済燃料プールへの注水	4回	4回																																																																																																																																																	
		アクセスルートの確保	・がれき撤去	4回	6回																																																																																																																																																	
		放射線モニタリング訓練	放射線管理班	・周辺監視区域境界付近の空気吸収線量率の測定	5回	5回																																																																																																																																																
		総合訓練	原子炉防災組織	・原英法第15条事象又はシビアアクシデント事象の発生を想定し、要素訓練を組み合わせた総合的な訓練	2回	2回																																																																																																																																																
		訓練の種類	対象	訓練内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																																																																																																																															
電源機能等喪失時に係る対応訓練	発電所災害対策要員	可搬型代替電源車による代替給電（交流）からの給電	25回	54回	19回																																																																																																																																																	
		主蒸気過し弁（電操手動操作）による主蒸気過し弁の機能回復	14回	13回	5回																																																																																																																																																	
		海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ビットへの注水	14回	10回	19回																																																																																																																																																	
		海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ビットへの補給	10回	7回	13回																																																																																																																																																	
		海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ビットへの補給	20回	7回	6回																																																																																																																																																	
		加圧器過し弁動作用ベックリによる加圧器過し弁の機能回復	9回	13回	6回																																																																																																																																																	
		可搬型計測器によるパラメータの測定	10回	4回	1回																																																																																																																																																	
		可搬型設備による使用済燃料ビットの状態監視	12回	11回	1回																																																																																																																																																	
		総合訓練	原子炉防災組織	原英法第15条事象又はシビアアクシデント事象の発生を想定し、要素訓練を組み合わせた総合的な訓練	2回	2回	2回																																																																																																																																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p style="text-align: center;">別紙5-11 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">重大事故等対応訓練において抽出した課題とその改善活動の例</p> <p>訓練実施後は、訓練参加者で訓練を振り返り、問題点について確認し、改善活動を実施している。</p> <table border="1" data-bbox="85 292 636 818"> <thead> <tr> <th>訓練において抽出した課題</th> <th>改善活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブリーフィング中における緊急時対策本部内での要員の振る舞いについて明確になっていなかったため、本部員のブリーフィング中に、統括が各班の活動で背を向けている場面や、班長が大声で活動を指示する場面があった。</td> <td>ブリーフィング中はブリーフィングに集中することをルールで明確にし、要素訓練等を通じて周知を行った。</td> </tr> <tr> <td>各班ロジスティクス担当の招集手段について、所内放送を用いたが、タイミングによっては本部内の発話内容と重なり、聞き取り辛い場面があった。</td> <td>各班ロジスティクス担当のPHSの連絡先を確認し、PHSを用いて個別に招集することとした。</td> </tr> <tr> <td>オフサイトセンター立上げ支援の要請に基づく要員の派遣について、手順の見直しにより、派遣までの時間を短縮できる余地があることを確認した。</td> <td>要員派遣の準備開始のタイミングを非常時体制または緊急時体制発令時とするよう手順化する。具体的には、以下のとおり。 非常時体制または緊急時体制が発令されたタイミングでオフサイトセンター派遣要員所属班長はオフサイトセンター派遣要員へ派遣準備を指示する。オフサイトセンターからの派遣要請を情報統括が受信したら、オフサイトセンター派遣要員は発電所を出発する。</td> </tr> <tr> <td>時系列管理システムの記載内容が指示なのか完了なのか不明確な表現があり、内容を容易に読み取れない場面があった。</td> <td>容易に読み取れるよう、冒頭に「指示」「報告」などを記載するよう手順の見直しを行う。</td> </tr> </tbody> </table>	訓練において抽出した課題	改善活動の内容	ブリーフィング中における緊急時対策本部内での要員の振る舞いについて明確になっていなかったため、本部員のブリーフィング中に、統括が各班の活動で背を向けている場面や、班長が大声で活動を指示する場面があった。	ブリーフィング中はブリーフィングに集中することをルールで明確にし、要素訓練等を通じて周知を行った。	各班ロジスティクス担当の招集手段について、所内放送を用いたが、タイミングによっては本部内の発話内容と重なり、聞き取り辛い場面があった。	各班ロジスティクス担当のPHSの連絡先を確認し、PHSを用いて個別に招集することとした。	オフサイトセンター立上げ支援の要請に基づく要員の派遣について、手順の見直しにより、派遣までの時間を短縮できる余地があることを確認した。	要員派遣の準備開始のタイミングを非常時体制または緊急時体制発令時とするよう手順化する。具体的には、以下のとおり。 非常時体制または緊急時体制が発令されたタイミングでオフサイトセンター派遣要員所属班長はオフサイトセンター派遣要員へ派遣準備を指示する。オフサイトセンターからの派遣要請を情報統括が受信したら、オフサイトセンター派遣要員は発電所を出発する。	時系列管理システムの記載内容が指示なのか完了なのか不明確な表現があり、内容を容易に読み取れない場面があった。	容易に読み取れるよう、冒頭に「指示」「報告」などを記載するよう手順の見直しを行う。	<p style="text-align: center;">別紙5-13 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">重大事故等対応訓練において抽出した課題とその改善活動の例</p> <p>訓練実施後は、訓練参加者で訓練を振り返り、問題点について確認し、改善活動を実施している。</p> <table border="1" data-bbox="734 276 1189 616"> <thead> <tr> <th>訓練において抽出した課題</th> <th>改善活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務所から現場までは駆け足で移動していたが、労働安全の観点から、現場指揮者は事務所内の階段や屋外の天候（雨、雪）を考え、場所及び状況に応じた移動手段を指示する。</td> <td>案内メールに反省事項シート（内容反映のもの）を添付し、事前説明会時に、現場指揮者へ指導するとともに、他の参加者へ周知する。</td> </tr> <tr> <td>全面マスクの密着性が甘く、途中からマスク内が曇った。</td> <td>全面マスクの密閉性を確認するように事前教育にて周知する。</td> </tr> <tr> <td>ホースをバッグから出して運搬する際に、ホースの一部を踏みそうになっていた。</td> <td>ホースをバッグから出して運搬する際は、複数人で運ぶように事前教育にて周知する。</td> </tr> <tr> <td>今回の訓練では、見学者が多かったが、訓練実施エリア内に訓練者と見学者が混在しており、訓練の進行に支障をきたす恐れがあると感じた。</td> <td>諸規制等連絡票の内容に見学者は規制エリア外で見学することと記載する。</td> </tr> </tbody> </table>	訓練において抽出した課題	改善活動の内容	事務所から現場までは駆け足で移動していたが、労働安全の観点から、現場指揮者は事務所内の階段や屋外の天候（雨、雪）を考え、場所及び状況に応じた移動手段を指示する。	案内メールに反省事項シート（内容反映のもの）を添付し、事前説明会時に、現場指揮者へ指導するとともに、他の参加者へ周知する。	全面マスクの密着性が甘く、途中からマスク内が曇った。	全面マスクの密閉性を確認するように事前教育にて周知する。	ホースをバッグから出して運搬する際に、ホースの一部を踏みそうになっていた。	ホースをバッグから出して運搬する際は、複数人で運ぶように事前教育にて周知する。	今回の訓練では、見学者が多かったが、訓練実施エリア内に訓練者と見学者が混在しており、訓練の進行に支障をきたす恐れがあると感じた。	諸規制等連絡票の内容に見学者は規制エリア外で見学することと記載する。	<p style="text-align: center;">別紙5-11 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">重大事故等対応訓練において抽出した課題とその改善活動の例</p> <p>訓練実施後は、訓練参加者で訓練を振り返り、問題点について確認し、改善活動を実施している。総合訓練において抽出された課題と、活動の内容を以下に提示する。</p> <table border="1" data-bbox="1328 331 1760 667"> <thead> <tr> <th>訓練において抽出した課題</th> <th>改善活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策室内の紙面配布時の配布先等について、社内マニュアルへの反映の検討が必要である。</td> <td>通報様式等を緊急時対策室内の必要な要員に配布するために、配布先を定めた上で社内マニュアル等に規定・周知した。</td> </tr> <tr> <td>本部対策本部とのブリーフィングは、事業が開始する局面、前に改議される局面では、発電所対策本部-本部対策本部間で調整するタイミングを今よりもさらに精確よく見極めて実施する必要がある。</td> <td>発電所対策本部と本部対策本部のブリーフィングのタイミングについて社内マニュアルに明示した。具体的にはブリーフィング必須のタイミング（施設敷地緊急時または全面緊急事態発生時発生等）、推定タイミング（事故が0と設定した時点、重要な事象連続予備後等）を明示した。</td> </tr> <tr> <td>EAL関係状況が1〜3号機発生した時系列整理としていたため、複数号機で発生した場合の号機ごとの緊急状況を容易に把握し、EAL更新時に入力する要員を新たに整理した。</td> <td>複数号機発生時の号機ごとのEAL関係状況を容易に把握できる情報共有のためのツールを新たに追加し、EAL更新時に入力する要員を新たに整理した。</td> </tr> <tr> <td>自由体など外部支援要請事項に対して、どれが進行中であり対応済みののか、対策本部での把握が十分でなかった。</td> <td>自由体等外部からの支援要請事項への対応状況把握のため、本部対策本部員にホワイトボード「外部からの支援要請の対応状況」を新たに設置した。</td> </tr> </tbody> </table>	訓練において抽出した課題	改善活動の内容	緊急時対策室内の紙面配布時の配布先等について、社内マニュアルへの反映の検討が必要である。	通報様式等を緊急時対策室内の必要な要員に配布するために、配布先を定めた上で社内マニュアル等に規定・周知した。	本部対策本部とのブリーフィングは、事業が開始する局面、前に改議される局面では、発電所対策本部-本部対策本部間で調整するタイミングを今よりもさらに精確よく見極めて実施する必要がある。	発電所対策本部と本部対策本部のブリーフィングのタイミングについて社内マニュアルに明示した。具体的にはブリーフィング必須のタイミング（施設敷地緊急時または全面緊急事態発生時発生等）、推定タイミング（事故が0と設定した時点、重要な事象連続予備後等）を明示した。	EAL関係状況が1〜3号機発生した時系列整理としていたため、複数号機で発生した場合の号機ごとの緊急状況を容易に把握し、EAL更新時に入力する要員を新たに整理した。	複数号機発生時の号機ごとのEAL関係状況を容易に把握できる情報共有のためのツールを新たに追加し、EAL更新時に入力する要員を新たに整理した。	自由体など外部支援要請事項に対して、どれが進行中であり対応済みののか、対策本部での把握が十分でなかった。	自由体等外部からの支援要請事項への対応状況把握のため、本部対策本部員にホワイトボード「外部からの支援要請の対応状況」を新たに設置した。	<p style="text-align: center;">(島根、女川) 実質の相違</p>
訓練において抽出した課題	改善活動の内容																																
ブリーフィング中における緊急時対策本部内での要員の振る舞いについて明確になっていなかったため、本部員のブリーフィング中に、統括が各班の活動で背を向けている場面や、班長が大声で活動を指示する場面があった。	ブリーフィング中はブリーフィングに集中することをルールで明確にし、要素訓練等を通じて周知を行った。																																
各班ロジスティクス担当の招集手段について、所内放送を用いたが、タイミングによっては本部内の発話内容と重なり、聞き取り辛い場面があった。	各班ロジスティクス担当のPHSの連絡先を確認し、PHSを用いて個別に招集することとした。																																
オフサイトセンター立上げ支援の要請に基づく要員の派遣について、手順の見直しにより、派遣までの時間を短縮できる余地があることを確認した。	要員派遣の準備開始のタイミングを非常時体制または緊急時体制発令時とするよう手順化する。具体的には、以下のとおり。 非常時体制または緊急時体制が発令されたタイミングでオフサイトセンター派遣要員所属班長はオフサイトセンター派遣要員へ派遣準備を指示する。オフサイトセンターからの派遣要請を情報統括が受信したら、オフサイトセンター派遣要員は発電所を出発する。																																
時系列管理システムの記載内容が指示なのか完了なのか不明確な表現があり、内容を容易に読み取れない場面があった。	容易に読み取れるよう、冒頭に「指示」「報告」などを記載するよう手順の見直しを行う。																																
訓練において抽出した課題	改善活動の内容																																
事務所から現場までは駆け足で移動していたが、労働安全の観点から、現場指揮者は事務所内の階段や屋外の天候（雨、雪）を考え、場所及び状況に応じた移動手段を指示する。	案内メールに反省事項シート（内容反映のもの）を添付し、事前説明会時に、現場指揮者へ指導するとともに、他の参加者へ周知する。																																
全面マスクの密着性が甘く、途中からマスク内が曇った。	全面マスクの密閉性を確認するように事前教育にて周知する。																																
ホースをバッグから出して運搬する際に、ホースの一部を踏みそうになっていた。	ホースをバッグから出して運搬する際は、複数人で運ぶように事前教育にて周知する。																																
今回の訓練では、見学者が多かったが、訓練実施エリア内に訓練者と見学者が混在しており、訓練の進行に支障をきたす恐れがあると感じた。	諸規制等連絡票の内容に見学者は規制エリア外で見学することと記載する。																																
訓練において抽出した課題	改善活動の内容																																
緊急時対策室内の紙面配布時の配布先等について、社内マニュアルへの反映の検討が必要である。	通報様式等を緊急時対策室内の必要な要員に配布するために、配布先を定めた上で社内マニュアル等に規定・周知した。																																
本部対策本部とのブリーフィングは、事業が開始する局面、前に改議される局面では、発電所対策本部-本部対策本部間で調整するタイミングを今よりもさらに精確よく見極めて実施する必要がある。	発電所対策本部と本部対策本部のブリーフィングのタイミングについて社内マニュアルに明示した。具体的にはブリーフィング必須のタイミング（施設敷地緊急時または全面緊急事態発生時発生等）、推定タイミング（事故が0と設定した時点、重要な事象連続予備後等）を明示した。																																
EAL関係状況が1〜3号機発生した時系列整理としていたため、複数号機で発生した場合の号機ごとの緊急状況を容易に把握し、EAL更新時に入力する要員を新たに整理した。	複数号機発生時の号機ごとのEAL関係状況を容易に把握できる情報共有のためのツールを新たに追加し、EAL更新時に入力する要員を新たに整理した。																																
自由体など外部支援要請事項に対して、どれが進行中であり対応済みののか、対策本部での把握が十分でなかった。	自由体等外部からの支援要請事項への対応状況把握のため、本部対策本部員にホワイトボード「外部からの支援要請の対応状況」を新たに設置した。																																

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

添付書類五 発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について (添五 r. 11. 0)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5～7, 17, 18, 21～23</li> <li>・ 添付-8～10, 13</li> <li>・ 別紙-1, 48～50, 59</li> </ul>	技術者及び有資格者の人数等について、令和5年9月1日時点の情報に更新しました。	
2	泊発電所3号炉 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表 (添五-9 r. 10. 0)	添付五-5, 6, 14, 15, 19～21, 29～32, 35, 63, 119～121, 135	同上	
3	泊発電所3号炉 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について (添五 r. 11. 0)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 添付-6, 7, 20～22, 29, 31, 32</li> <li>・ 別紙-2～7, 35～47, 55～57, 63, 64, 71, 72, 104～146, 155～160, 164～169, 183～202, 212, 213, 219, 220</li> </ul>	別紙として添付している社内規程類及び活動実績を、令和5年9月1日時点の情報に更新しました。	
4	泊発電所3号炉 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表 (添五-9 r. 10. 0)	添五-27, 28, 43～45, 55, 57, 58, 64～69, 105～113, 115～118, 131～133, 140, 141, 150, 152, 185～219, 259～263, 272, 277, 278, 293～298, 305～310, 330～336, 340～352, 378, 381, 389, 390	同上	